

令和 7 年

第 6 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 7 年 8 月 22 曰  
至 令和 7 年 9 月 5 曰

飯 舘 村 議 会

令和7年第6回飯館村議会定例会会期日程

(会期15日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	8. 22	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	8. 23	土	休 日		
第3日	8. 24	日	休 日		
第4日	8. 25	月	休 会		議案調査
第5日	8. 26	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	8. 27	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5番）
第7日	8. 28	木	休 会		議案調査
第8日	8. 29	金	決算審査 特別委員会	午前9時	令和6年度決算審査（個別説明）
第9日	8. 30	土	休 日		
第10日	8. 31	日	休 日		
第11日	9. 1	月	休 会		議案調査
第12日	9. 2	火	決算審査 特別委員会	午前10時	令和6年度決算審査（総括質疑）
第13日	9. 3	水	決算審査 特別委員会	午前10時	令和6年度決算審査（総括質疑）
第14日	9. 4	木	休 会		議案調査

第15日	9. 5	金	本会議	午前10時	<p>1. 会議録署名議員の指名 2. 追加提出議案の提案理由の説明 3. 議案審議 閉会</p>
------	------	---	-----	-------	---

令和7年8月22日

令和7年第6回飯館村議会定例会会議録（第1号）

令和7年第6回飯館村議会定例会会議録（第1号）							
招集年月日	令和7年8月22日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場 議会議場						
開閉会の日	開会	令和7年8月22日 午前10時00分					
時及び宣告	閉議	令和7年8月22日 午前11時16分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○	
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○	
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○	
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○	
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○	
署名議員	1番 飯 畑 秀 夫		2番 花 井 茂				
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 糸田文也		書記 佐藤将樹		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	中 川 喜 昭	○	
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 づ く り 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○	
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	荒 真 一 郎	○	健 康 福 祉 課 長	今 野 智 和	○	
	産 業 振 興 課 長	松 下 貴 雄	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○	
	教 育 長	高 橋 澄 子	○	教 育 課 長	三 瓶 真	○	
	生 涯 学 習 課 長	山 田 敬 行	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 下 貴 雄	○	
	選 举 管 理 委 員 会 書 記 長	村 山 宏 行	○	農 業 委 員 会 会 長	原 田 直 志	○	
	代 表 監 査 委 員	松 田 敏 行	○	選 举 管 理 委 員 会 委 員 長	伊 東 利	○	
議事日程	別紙のとおり						
事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和7年8月22日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任

## 会議の経過

### ◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第6回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから、本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件3件、決算認定6件、条例案件6件、その他案件2件、承認2件の計19件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。7月28日に産業厚生常任委員会が、所管事務調査のため開催されております。

次に、8月18日に議会運営委員会が、本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は5名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から令和7年7月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、令和7年発委第5号について、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣宛て意見書を送付しております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって1番 飯畠秀夫君、2番 花井 茂君を指名します。

### ◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月5日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月5日までの15日間に

決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君）　日程第3、村長提出の報告第2号、議案第57号から議案第72号及び承認第1号から承認第2号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡　誠君）　本日ここに令和7年第6回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、6月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、飯館村第7次総合振興計画策定についてです。

現行の第6次総合振興計画の計画期間が令和7年度で終了することから、第7次総合振興計画の策定を銳意進めております。

第7次総合振興計画は、令和8年度から令和17年度の10年間を計画期間とし、村が目指す将来像とその実現化の方針を総合的・体系的にまとめ上げた村の最上位計画に位置づけられるものです。

策定に当たり、これまで「なりわい」「健康」「教育」「生活」の4つの専門部会を設けて、積極的に議論を重ね、7月16日までに各部会とも9回の会議を実施しております。

今後、策定委員会での議論やパブリックコメントなどを経て、令和7年中の成案を目指し、策定作業を進めてまいります。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係です。

初めに、参議院議員通常選挙についてです。

第27回参議院議員通常選挙が7月3日公示、7月20日投開票で執行されました。

当日有権者数4,010人に対し、投票者数は2,148人で、投票率は53.57%となり、前回の参議院議員通常選挙を6.54ポイント上回りました。

次に、8月7日に交流センターふれあい館において、第2回行政区長会を開催いたしました。会議では、各課の主な事業等の説明を行い、各行政区から要望や質問を受けたところです。また、会の冒頭には、環境省や川村　仁飯館村消防団長から、それぞれ行政区に協力をお願いする事項の説明があり、理解を求めたところです。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、深谷地区産業団地整備についてです。

深谷地区産業団地整備旧飯館高等解体工事の1期工事を5月9日に契約いたしました。

校舎解体工事の本格化に先駆け、6月14日と15日の両日には相馬農業高等学校飯館校の見学会を開催しており、飯館校の卒業生や勤務していた先生方、卒業生のお子さんやお孫さんなど、150名以上の方が訪れ、黒板にメッセージを書き記していただきましたなど、それぞれの思いをはせていただきました。

次に、地域おこし協力隊についてです。

まず、フリーミッション型ですが、現在、高橋洋介さん、小幡葉子さん、秋山聖奈さんの3名により活動が行われております。高橋さんは、4月1日に深谷地区に店舗をオープ

ンし、連日、村内外からの来客があり、特に焼き菓子が好評を得ているところです。小幡さんは、村内のイベントに参加し、村民との関わりを増やしながら、村民の心のケアに努めているところです。秋山さんについては、11月の飲食店舗オープンに向けて鋭意準備を進めているところです。

次に、企業雇用型についてですが、訪問看護事業者あがべご、MKファーム、結い農園、サクラ・シスターズ、二瓶刃物の5社8名に加え、7月から新たに図図倉庫で2名の地域おこし協力隊を採用しており、現在は6社10名の企業雇用型の地域おこし協力隊となりました。

次に、風力発電に関する村民勉強会についてです。

本勉強会は、村民参加の下、再生可能エネルギーやカーボンニュートラルについて学ぶことを目的に、7月6日と27日の2日間開催いたしました。

第1回目は、農研機構の万福上級研究員と東急不動産職員を講師に、ゼロカーボン政策の意義や環境負荷及び具体的な事例として村内で検討されている風力発電事業の内容や現状について理解を深めました。

第2回目は、第1回目の参加者アンケートを踏まえて、村内での風力発電事業の取組を検討している東急不動産職員から、風力発電の一般的なメリット・デメリットのほか、環境アセスメント法に基づくそれらの調査項目やその手法等に加え、独自の地域共生策についての説明があり、参加者からの様々な質問のほか、3回目の勉強会を要望する声をいただきました。

次に、住民課関係です。

初めに、令和7年度における村税等の課税状況です。

8月1日現在、個人村民税1,918件、固定資産税2,146件、軽自動車税3,594件、国民健康保険税79件、介護保険料88件で、昨年同時期と比較して、合計で40件の増となっております。

次に、戸籍の振り仮名記載についてです。

国の改正戸籍法が施行され、新たに戸籍の氏名に振り仮名を記載することとなりました。その記載に当たり、振り仮名を確認いただくための通知はがきを、本籍のある自治体が送付することとなっており、本村においては、8月下旬の発送に向け、現在準備を進めているところです。

次に、村民の帰還状況です。

8月1日現在の村への帰還者は629世帯、1,176人で、帰還率は26%となっております。これに、転入者275人と「いいたてホーム」の入所者等を合わせ、村内居住者は815世帯、1,510人となっております。

また、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者が141人、県内避難者は、福島市に1,823人、南相馬市に256人、伊達市に226人、川俣町に204人、相馬市に114人など、合わせて2,769人であります。

次に、健康福祉課関係です。

令和7年度の集団健診を、6月18日から24日までの間の6日間、16歳以上の全村民を対

象に、いちばん館を会場に実施いたしました。

今年度の集団健診受診者は、昨年度並みの933人でした。

集団健診未受診者については、福島市内では9月末まで、相馬・伊達方部では12月27日まで医療機関での受診が可能となっております。

健診の結果、指導が必要な方には保健指導を実施するほか、未受診の方には、個別に受診勧奨を図り、今後とも受診率向上と、村民の健康管理に努めてまいります。

次に、令和7年度「飯館村敬老会」についてです。

例年9月に実施しておりますが、今年度は10月5日に日程を変更し、昨年同様に「いいじたて希望の里学園体育館」で開催いたします。

これは、昨今の異常気象により、参加される敬老者の方々の暑さ対策のため、一月ずらしての開催とするものです。

敬老者の皆さんとの久々の再会に笑顔が見られるよう準備を進めてまいります。

次に、福島県立医科大学生の実習についてです。

県立医大との包括連携協定により、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生たちの実習が「いいじたてホーム」で行われました。また、去る6月13日と20日には、「いちばん館」及び「交流センターふれ愛館」において、学生と地域の高齢者との交流を通した「レクリエーション実習」が行われました。引き続き、学生が村に訪れるによるにぎわいの創出や村民との交流の輪が広がることを期待しているところです。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係です。

今年の水稻の状況ですが、主食用米、飼料用米、新市場開拓米、ホール・クロップ・サイレージ用稻の作付面積は、最終的に17地区で約297.6ヘクタールとなっており、昨年の約252.0ヘクタールと比較して約45.6ヘクタール拡大しております。また、生育状況については、村内での水不足や高温による障害、病害虫の大量発生などの報告は、今のところ届いておりませんので、今後の順調な生育を願うところです。

次に、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積についてです。

令和7年度末の地域集積協力金等制度の終了を見込み、できるだけ多くの農地を集積するため、各行政区の話し合いの進捗に合わせて、現在、宮内、比曾、前田、二枚橋、須賀、八木沢、芦原、小宮、関根、松塚、深谷、草野、関沢、佐須地区で協議を進めており、今年度中に合計369ヘクタールの農地集積が行われる見込みです。これにより、昨年度までの集積面積と合わせて17地区938ヘクタールとなる予定です。

次に、鳥獣被害対策関係です。

今年も4月から鳥獣被害対策実施隊及びサル駆除プロジェクトチームを編成し、捕獲等の対策を実施しております。

7月末の捕獲頭数は、猿72頭、イノシシ49頭、ハクビシン30頭、アライグマ20頭、タヌキ75頭、カラス22羽、カルガモ6羽となっております。

また、村外で農業に携わる方による対策として、ご希望に応じて、引き続き電気牧柵や

ワイヤーメッシュ柵の導入を進めているところです。

さらに、5月から7月にかけて、熊の目撃情報が複数ありました。場所は、比曽、佐須、二枚橋、大倉と村内広範囲にわたっており、村民の皆様へのお知らせとしましては、村公式LINEやお知らせ版に都度掲載しているところです。お知らせしている内容としましては、1つ目に「朝夕の登山や散歩、農作業の際は、複数人で行動すること」、2つ目に「ラジオなどの音のするものを身につけること」、3つ目に「野外に生ごみ・野菜・果物・ペットフード等、熊の食べ物になるものを置かないこと」の3点であり、引き続き目撃情報の収集に努めるとともに、注意喚起の徹底に努めてまいります。

次に、商工観光関係です。

7月26日に、大倉地区で「はやま湖まつり」が開催されました。

大倉行政区、南相馬市の上栃窪行政区及びまごころ運営協議会をメンバーとして、はやま湖まつり実行委員会が組織され、祭りの企画から事前準備、当日の出展まで、一丸となって取り組まれたところです。また、ステージイベントが開催されるとともに、来場されたお子様を対象とした木工教室や福島県相双建設事務所による真野ダムの見学会などの体験イベントも開催され、約700人の集客が見られました。

夜の部では、大倉行政区に伝わる伝統芸能の神楽演舞が披露されるとともに、はやま湖畔での打ち上げ花火や水中花火が行われ、大いにぎわった一日となりました。

次に、8月3日に「いいたて村の道の駅までい館」において、村商工会の主催で「いいたて夏まつり」を開催いたしました。

本イベントは、県の事業再開・帰還促進事業の交付金を活用した事業であり、村から商工会へ業務を委託して行われております。当日は、いいたてフラクラブやサクラ・シスターズの「福島もも娘」をはじめとするステージイベント、子供じゃんけん大会などが行われたほか、大だこや特産品等を通して交流のある埼玉県春日部市からもご参加いただき、観光PRや特産品を通して来場者と大いに交流していただきました。このほか、飲食ブースも多数出店し、多くのご来場の皆様に夏まつりを楽しんでいただいたところです。

次に、「いいたて村の道の駅までい館」の運営状況ですが、平成29年8月12日にオープンしてから7月末までのレジ客数は、までい館が94万951人、セブンイレブンが199万1,931人となっております。

また、8月12日には、開館8周年を記念した「8周年お客様感謝祭」が開催されました。飯館産黒毛和牛や特産品詰め合わせなどが当たる大抽せん会や道の駅特別記念切符の配布をはじめ、物販ブースや飲食ブースも出店され、県内外からたくさんの方に来場していただきました。今後も広く村の情報を発信し、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、ふかや風の子広場についてです。

本年4月から7月末までに1,977人のご来場いただいております。また、「ドッグランのびのび」についても本年4月から7月末までに231件、325頭のご利用をいただいており、どちらの施設も村内外から多くのお客様に楽しんでいただいているところです。

次に、宿泊体験館「きこり」の利用状況です。

本年4月から7月末までの全体利用客数は5,221人で、このうち素泊まり宿泊利用者は440人、入浴施設利用者は2,901人、軽食を提供しております「やまぼうし」の利用者数は963人となっており、憩いの場、交流の場として多くの方にご利用していただいております。

さらに、農業研修館「きらり」の宿泊人数は、4月から7月末まで75人でありました。今後も各施設の利用拡大に努めてまいります。

次に、「村民の森あいの沢」キャンプ場についてですが、ファミリーやグループ、ソロキャンプなど、様々なスタイルのキャンパーにお越しいただき、4月から7月末までに1,377人の利用がありました。

特に夏休み期間には多くの家族連れてにぎわっており、今後も「きこり」「あいの沢」とともに、村の観光・交流の拠点として、より利用しやすい施設となるよう、村内外にPRをし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、建設課関係です。

初めに、建設管理係です。

現在、大谷地団地の隣接地において、10戸の移住・定住促進住宅の建設を進めております。また、村営住宅深谷団地において、西側からの強風対策として、深谷団地防雪・防風柵整備工事を進めております。

次に、土木係です。

村道の草刈りにつきましては、行政区で実施する住民参加型環境保全事業による草刈りが、16行政区において、1回目の草刈りが完了し、今後2回目の草刈りを実施する予定となっております。その他の路線は、村内業者への委託により、草刈りを進めております。

また、国道、県道については、県による道路愛護交付金により、地元で対応可能な17行政区約121キロメートルの草刈りを実施しております。

今年度については、全路線年2回の草刈りを実施してまいります。

また、県管理の河川につきましては、県による河川愛護交付金により、小宮地区、関沢地区、草野地区において4.2キロメートルの河川の草刈りを実施しております。

あわせて、村管理の普通河川17河川においても除草作業を進めており、10月末に完了する予定です。

次に、農業基盤再生係です。

農業基盤整備促進事業につきましては、用排水路の機能診断、水田の水管理用「暗渠」の機能診断を進めております。

ため池における放射性物質対策工事については、今年度は4か所のため池において工事を進めております。また、ため池の補修工事については、5か所のため池について工事を進めており、年度内完了を目指してまいります。

営農再開が加速するよう各事業とも推進してまいります。

次に、教育委員会関係です。

まず、いいたて希望の里学園及びまでいの里のこども園の状況についてです。

1学期中の教育・保育活動については、親子遠足や修学旅行、宿泊学習のほか、いせひ

で、先生の絵を描くワークショップなど、各種行事や授業について順調に進めることができます。

次に、夏休み中の動きですが、例年行っております村教職員を対象とした夏期研修会を7月31日、8月1日に実施いたしました。

7月31日は、村の現状などについての講話のほか、福島県より講師を招き、保育、授業等の改善、向上のための研究協議を実施いたしました。また、8月1日は、今年度からいたて希望の里学園に赴任された教員と、新たに採用された職員を対象に、村内めぐり研修会を実施いたしました。

子供たちに「いいたて学」を学ばせるものとして、村の文化や伝統、復興再生の状況を現地で体感していただいたところです。

さらに、8月4日から7日までの日程で、上智大学との交流事業が実施されました。

今回は、上智大学生10名が本村を訪れ、3泊4日の日程で子供たちの学習指導や部活動指導を行っていただいたほか、学生と村内事業者との交流事業やバスによる村内巡りなどを行い、学園の子供たちや村民が、学生との交流を深めたところです。

次に、生涯学習課関係です。

初めに、自主文化事業です。

7月27日に「サイエンスショー」を開催し、子供たちを含めた参加者32人は、目の前で繰り広げられた実験や食育をテーマにしたショーを楽しんでいました。

次に、「いきいきわくわく学びの旅」事業です。

希望の里学園前期課程5・6年生9人が参加して、8月5日から8日までの3泊4日の日程で、北海道栗山町や札幌市などでの研修を行いました。

研修では、飯館村出身で栗山町において畜産を再開している方から、震災当時やこれまでの復興の話を聞いたり、北海道の大自然や文化のすばらしさなどを満喫したりするなど、親元を離れた集団生活や共通体験を通じて、自立心や仲間との絆を深める忘れられない夏の思い出となりました。

次に、スポーツ関係です。

7月13日に「第14回村民グラウンドゴルフ交流会」を開催し、37人に参加いただきました。また、7月27日には、「第4回飯館村長杯パークゴルフ大会」を開催し、49人に参加いただきました。

また、8月2日には、村内外、県外から52チーム、約200人が参加した「第4回いいたてナイター駅伝大会」を開催いたしました。台風の影響で雨が降ったりやんだりの天候でしたが、夕刻からスタートした村の冷涼な環境の中で、参加者は市チームの思いを一つにして、たすきをつなぎ、白熱したナイター駅伝を楽しんでいました。

以上が、村政の主な報告です。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

報告第2号は、放棄した債権の報告についてです。

これは、飯館村債権管理条例第15条に基づき、令和6年度に債権を放棄した事案につき、その内容を報告するものです。

議案第57号は、令和7年度飯館村一般会計補正予算（第3号）です。

既定予算総額に2億4,617万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を120億3,123万8,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に7,555万1,000円の増、民生費の社会福祉費に956万8,000円の増、農林水産費の農業費に750万2,000円の増、商工費の商工費に1億1,338万3,000円の増、土木費の道路橋梁費に1,932万7,000円の増などを計上いたしました。

歳入には、地方交付税、国・県支出金、繰入金、繰越金等を充てております。

議案第58号は、令和7年度飯館村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

既定予算総額に4,380万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を11億564万5,000円としました。

議案第59号は、令和7年度飯館村簡易水道事業会計補正予算（第2号）です。

既定予算総額に371万5,000円を増額し、収益的収入及び支出の総額を2億3,900万1,000円といたしました。

議案第60号から議案第65号までは、令和6年度飯館村一般会計及び各特別会計、事業会計の歳入歳出決算認定についてです。

令和6年度一般会計の決算額は、歳入総額136億4,184万5,000円、歳出総額125億5,086万4,000円で、歳入歳出差引き10億9,098万1,000円の黒字決算となりました。このうち、繰越明許費の2億2,735万1,000円を差し引いた実質収支は、8億6,363万円です。

この決算は、歳出ベースでは過去7番目に大きい額となりました。

詳細は、予定される決算審査特別委員会で説明いたします。

議案第66号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改正されたことから、選挙長及び投票管理者、投票立会人、開票立会人などの費用弁償額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

議案第67号は、飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例です。

これは、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例が令和7年7月に公布され、同年4月1日から適用されたことに伴い、飯館村税特別措置条例の関係する条項を改めるものです。

議案第68号は、飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例です。

これは、宿泊体験館「きこり」の運営に関し、昨今の物価上昇により、必要経費が増大しているため、宿泊体験館きこり等の宿泊・利用料金の改正を行うものです。

議案第69号は、特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例が令和7年7月に公布され、同年4月1日から適用されたことに伴い、飯館村特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例に関係する条項を改めるもので

す。

議案第70号は、飯館村広域的減容化施設影響緩和基金条例を廃止する条例です。

飯館村広域的減容化施設影響緩和基金について、所期の目的を達成したことから廃止するものです。

議案第71号は、飯館村議会議員及び飯館村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改正されたことから、飯館村議会議員及び飯館村長の選挙における選挙運動の公営に関する経費に係る限度額を引き上げるものです。

議案第72号は、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部改正についてです。

これは、南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散したことに伴い、本村が加盟する福島県市町村総合事務組合の構成が変わるため、福島県市町村総合事務組合規約を改正する必要があることから、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

承認第1号は、専決処分の承認についてです。

令和7年7月30日に判明した花塚浄水場の配水管漏水事故に関し、早急に復旧対応を図るため、令和7年度飯館村一般会計補正予算（第2号）について、8月7日付で専決処分を行いました。

工事に要する経費について、簡易水道事業会計への繰出しを行ったものです。

承認第2号は、専決処分の承認についてです。

花塚浄水場の配水管漏水事故に関し、早急に復旧対応を図るため、令和7年度飯館村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、8月7日付で専決処分を行いました。

工事に要する経費について、補正を行ったものです。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

## ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時32分）

## ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時13分）

## ◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（高橋孝雄君） 日程第4、決算特別委員会設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第60号令和6年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第61号令和6年

度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号令和6年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号令和6年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号令和6年度飯館村簡易水道事業会計決算認定について、議案第65号令和6年度飯館村農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について、以上の6議案については、飯館村議会委員会条例第5条の規定によって、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第65号までの6議案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長（高橋孝雄君） 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 飯畠秀夫君、3番 横山秀人君、4番 佐藤眞弘君、5番 佐藤一郎君、6番 渡邊 計君、7番 菅野新一君、8番 佐藤八郎君、9番 佐藤健太君、以上8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8名を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時16分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月22日

飯 館 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 飯 畑 秀 夫

同 会議録署名議員 花 井 茂



令和7年8月26日

令和7年第6回飯館村議会定例会会議録（第2号）

令和7年第6回飯館村議会定例会会議録（第2号）							
招集年月日	令和7年8月26日（火曜日）						
招集場所	飯館村役場 議会議場						
開閉会の日	開議	令和7年8月26日 午前10時00分					
時及び宣告	閉議	令和7年8月26日 午後 4時15分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 10名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	飯畠秀夫	○	2	花井茂	○	
	3	横山秀人	○	4	佐藤真弘	○	
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○	
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○	
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○	
署名議員	3番 横山秀人		4番 佐藤真弘				
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 糸田文也		書記 豊永拓也		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席 △欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
	村長	杉岡誠	○	副村長	中川喜昭	○	
	総務課長	村山宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤正幸	○	
	住民課長兼 会計管理者	荒真一郎	○	健康福祉課長	今野智和	○	
	産業振興課長	松下貴雄	○	建設課長	高橋栄二	○	
	教育長	高橋澄子	○	教育課長	三瓶真	○	
	生涯学習課長	山田敬行	○	農業委員会 事務局長	松下貴雄	○	
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	農業委員会 会長	原田直志	△	
	代表監査委員	松田敏行	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和7年8月26日（火）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

8月22日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に佐藤眞弘委員、副委員長に佐藤健太委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況でありますが、8月22日総務文教・産業厚生の両常任委員会が、閉会中の所管事務調査等協議のためそれぞれ開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 横山秀人君、4番 佐藤眞弘君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。3番 横山秀人君。

### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前10時03分）

### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時03分）

3番（横山秀人君） 皆さん、おはようございます。

議席番号3番 横山秀人、ただいまより一般質問を行います。

村民の皆様から寄せられた声を基に、飯館村の将来にとって特に重要と考える6つのテーマについて質問いたします。いずれも村民が安心して暮らせる村づくりに欠かせない、早急に取り組むべき課題です。村政を一步前に進めるための誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

それでは最初の質問に入ります。

第1に、医療及び介護福祉施策の将来像と、診療体制の拡充について伺います。

第7次総合振興計画の村民アンケートでは、医療・介護福祉サービスの充実を求める声が多数寄せられています。特に高齢化が進む本村において、医療体制や介護支援の充実

は村民が安心して暮らすための土台であり、定住促進にも直結する最優先課題です。これは、原発事故によって失われた村民が健康で安心して暮らす権利と、原発事故前の日常を取り戻すための議論であります。

3点質問します。

まず1点目として、高齢化の進展を踏まえた医療・介護福祉施策の中長期的な将来像について伺います。

次に、2点目として、いいたてクリニックの診療体制の拡充、とりわけ歯科診療や診療日・診療時間の拡充について伺います。

さらに3点目として、原発事故により全村避難を余儀なくされた自治体として、住民の健康と安心を守る医療・介護・福祉体制の整備は当然確保されるべき最優先課題であります。国や東京電力に対し、長期間安定して必要額を確保できる財政支援を求めるることは、飯舘村そして村民の当然の権利であり、強く実現を働きかけるべきです。この状況を踏まえ、村の方針を伺います。

続いて、第2に、滝下浄水場上流部の河川土砂の保管について、最終判断と住民周知について伺います。

令和7年6月定例会の一般質問で取り上げた滝下浄水場上流部の河川土砂について、その後の説明会を経て村の最終判断を行うという答弁がございました。この問題は、水道水の安全確保はもちろんのこと、一度失われた村政への信頼をどう回復するかという行政の姿勢そのものが問われる重い課題であります。

3点質問します。

まず、1点目として、説明会後における村としての最終判断と、その対応方法について伺います。

次に、2点目として、滝下浄水場上流部の河川土砂の対応に関し、村民への周知方法と時期について伺います。

さらに3点目として、河川土砂に関する村民からの相談窓口体制について伺います。

続いて、第3に、農家の事業承継と担い手支援の強化及び農景観維持のための機械更新・貸与支援について伺います。

第7次総合振興計画の村民アンケートでは、農業振興への期待が最も高く、農地の保全や農景観の維持は帰村や定住の安心感にもつながります。農業を持続するためには、事業承継、担い手育成、設備更新等が不可欠であります。しかし、不定期の相談会や一度切りの補助金だけでは、農家が抱える長期的な課題は解決しません。農家に寄り添い、共に汗を流す伴走型の支援こそが今求められています。

3点質問します。

まず、1点目として、農家の経営継続を支えるため、事業承継の相談支援や、マッチング制度などの整備について伺います。

次に、2点目として、村民や新規就農者、移住者が地域に根づき、共に農業を支えるための生産技術の継承や、住宅・農地・施設・機械の確保、地域交流支援などを含む担い手支援策の強化について伺います。

さらに、3点目として、農地と農景観の維持を目的とした農業機械の更新や、貸与に対する村独自支援制度の導入について伺います。

続いて、第4に有害鳥獣被害防止のための防護柵の改善支援と設置体制の強化について伺います。

近年、サル、イノシシ、小動物による農作物被害が深刻化しています。防護柵を設置しても被害が減らず、農家の不安が続くという事例があります。防護柵の設置方法の不適切さや、費用、作業の大きな負担から手を加えることができないまま使用し続けている農家も少なくありません。このままでは離農や耕作放棄につながるおそれがあり、早急な改善が求められます。特に、自家菜園を楽しむ高齢者の方々の生きがいを守るという視点が重要です。

3点質問します。

まず、1点目として、効果的な防護柵設置を促すため、既存柵の改善に対する施工費支援制度について伺います。

次に、2点目として、高齢農家や単身農家を対象とした設置作業の人的支援体制の構築について伺います。

さらに、3点目として「までいの村 陽はまた昇る基金」等を活用した防護柵の新設や更新を支援する制度の導入について伺います。

続いて、第5に、信頼される村政のための情報公開の在り方と、改善方針について伺います。

協定書や重要施策に関する情報が、新聞報道の後に村のホームページへ掲載されるなど、住民の情報入手が遅れる事例が見受けられます。また、大火山の風力発電所に関する協定書のように、今も有効な文書であってもホームページで公開されていない実態があり、行政の説明責任が問われています。村民視点の情報公開こそ、村民が村政の主役となるための第一歩であります。

3点質問します。

まず、1点目として、協定書・合意書等の公開基準の明確化について伺います。

次に、2点目として、情報公開の適時性を担保するために、重要文書等を報道と同時期またはそれ以前に公開する運用方針への見直しについて伺います。

さらに、3点目として、村民が必要な情報をいつでも見ることができるよう、ホームページ改善やガイドライン整備などの情報公開体制の充実について伺います。

最後に、第6に、未登記村有地の解消と登記体制の抜本的強化について伺います。

長年登記がされていない村有地が多数存在します。行政財産としての管理や利活用、公共事業の妨げ、民間の土地取引においても支障を来しています。今後、住民等とのトラブルや訴訟リスクを回避するためにも、計画的かつ専門的な対策が急務です。もはや担当課任せの個別対応では限界が見えています。

3点質問します。

まず、1点目として、未登記村有地の実態、件数・場所・原因等を整理し、進捗状況や解消の完了時期を含む全体計画の公表について伺います。

次に、2点目として、登記作業の加速に向け、庁内横断的なプロジェクトチームの設置や外部専門家の活用について伺います。

さらに、3点目として、所有権トラブルを未然に防ぐため、現所有者への通知や、住民への説明体制の整備について伺います。

以上、6つの質問であります。村民の安心と将来のために、そして村政を確かに一步前に進めるために、前向きで具体的なご答弁をお願い申し上げます。

以上です。

村長（杉岡 誠君） 3番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1－1「高齢化の進展を踏まえた医療・介護福祉施策の中長期的な将来像」についてお答えいたします。

飯館村の住民基本台帳人口に占める65歳以上の村民の割合は、令和7年4月1日現在約46%となっております。高齢となっても健康で元気に生活していただくことが肝要でありますので、現在実施しておりますサポートセンターつながっぺ、地域サロン、生活支援ワゴン運行事業などの事業を継続するとともに、村の健康診断の受診勧奨を積極的に実施し、病気の早期発見、早期治療につなげることが大切だと考えております。

また、同時に、健康寿命を延ばす取組も重要だと考えておりますので、健康教室や運動教室など各種教室への参加や、スポーツ公園、パークゴルフ場を利用した日頃から体を動かす活動などを推奨しながら、個々の健康意識の醸成を図ってまいります。

次に、ご質問1－2「いいたてクリニックの診療体制の拡充」についてお答えいたします。

震災後、平成28年9月にいいたてクリニックの診療を再開し、令和4年4月からは週1日の診療から週2日の診療に拡充しております。現在、診療日以外の日や診療時間外においては、村内に居住していただいている医師、本田 徹先生が往診にて個別に診療対応をしているところです。

今後の診療体制の拡充、歯科診療等については、引き続きいいたてクリニックの指定管理者である秀公会と協議を進めてまいります。

次に、ご質問1－3「医療・介護・福祉体制の整備に係る国及び東京電力に対する財政支援の村の方針」についてお答えいたします。

これまで、村は国に対して国民健康保険事業及び介護保険事業の安定的な運営のための財政支援について要望してきており、保険料の減免、自己負担軽減への財源が確保されております。また、相馬地方市町村会及び福島県町村会を通じて国に継続した財政支援についての要望も実施しているところであります。必要な財源については継続して要望してまいります。

なお、東京電力への求めについては、国の財政支援の動向、結果を踏まえながらとなりますので、ご理解願います。

次に、ご質問2の「滝下浄水場上流部の河川土砂の最終判断と住民周知について」、ご質問2－1から2－3については関連がありますので、一括してお答えいたします。

滝下地内への河川土砂搬入については、前田・八和木行政区の住民の皆様を対象とした

1回目の地元説明会にて、福島県相双建設事務所と村からこれまでの経緯の説明とおわりを申し上げながら、出席者のご意見を聞かせていただきました。その意見等の内容を踏まえて、相双建設事務所と村で協議をした結果、今後、相双建設事務所では滝下地内への河川土砂の搬入は行わないことや、現場内保管対策工事を実施することを決定し、2回目の地元説明会にて、相双建設事務所より現場内保管対策工事の内容について提案し、実施について了解をいただいたところであります。

なお、相双建設事務所の実施する対策工事の内容としましては、万が一盛土が崩れても土砂が流出しないよう、盛土地の上部に1段、下部には2段の大型土のうを設置することに加え、既存の沈砂池のほかにもう一つ沈砂池を新設し、さらにのり面を緑化することにより、土砂流出対策に万全を期すことと聞いております。

また、滝下浄水場をはじめ村内の浄水場内に土砂等が流入した際の原水の濁りや、放射性物質の監視体制及び検査体制については、広報いいたて8月号に掲載し、村民の皆様にも周知をさせていただいたところです。今後も、村の責任として適正な浄水管理に努めてまいります。

なお、このたびの河川土砂に関する村民からの相談につきましては、建設課にて対応いたします。

次にご質問3-1から3-3までは関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、ご質問3-1「農家の経営継続を支えるため、事業継承の相談支援やマッチング制度などの整備について」でありますが、村独自の農家への支援策として、未来へつなぐ農業支援事業を実施しており、本年度から当該事業において、行政書士、司法書士、税理士などの各種専門家への事業継承に係る相談及び各種手続などの経費を支援しております。

また、福島県農業会議においても、行政書士等の紹介や支援制度を実施しているところであります。

また、マッチング制度については、現在取り組んでいる農地中間管理事業など、国・県の農地バンク制度を活用しながら、担い手と農地のマッチングを進めているところです。

また、福島県就農支援センターが令和5年度から運用開始しており、就農相談のほか、対象市町村の農地のマッチングまで幅広く相談体制を整えているところです。

次に、ご質問3-2「村民や新規就農者、移住者が地域に根づき、共に農業を支えるための、生産技術の継承や住宅・農地・施設・機械の確保、地域交流支援などを含む担い手支援策の強化について」でありますが、新規に移住し、就農される方への支援策としては、いつ就農したいのか、農地に作付する品目は何か、どのような農業機械をいつ頃導入したいのかなどの相談事項を軸としながら、移住サポートセンターと連携して、いつ頃引っ越してくるのか、住宅はどうするのかなど、住まいや地域の交流の場等の情報提供など、連携して相談体制を整えております。

また、認定新規就農者制度における青年等就農計画づくりの支援や、農地の取得や整備に当たっての支援、さらには国・県・村や関係機関による農業用機械等の各種補助メニューの紹介及び支援についても実施しているところです。

次に、ご質問3－3「農地と農景観の維持を目的とした農業機械の更新や貸与に対する村独自支援制度の導入について」であります。ご質問3－1でご答弁しました村独自の農業支援事業である未来へつなぐ農業支援事業において、別メニューを設けて、既に支援しているところです。

具体的には、まず村が実施する農業に関する研修や講習の経費を補助する農の学び支援事業、経営の発展・安定化等のための肥料代等を支援する駆けあがる農業支援事業、規模拡大等のための施設整備や既存施設修繕費用を支援する力強い農業支援事業のほか、和牛肥育や繁殖雌牛導入経費の支援を実施しております。

引き続き、当該事業をはじめ各種の支援策について、広報等による周知を実施してまいります。

次に、ご質問4－1から4－3までは関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、ご質問4－1「効果的な防護柵設置を促すため、既存柵の改善に対する施工費支援制度について」であります。鳥獣害防護柵におけるバッテリーの更新など、既存柵の改善に対する施工費については、さきに答弁しております村独自の支援策である未来へつなぐ農業支援事業などで対応が可能です。また、鳥獣害防護柵の設置作業や、その設置場所の修正作業などに係る日当等は、多面的機能支払交付金で対応が可能です。

続いて、ご質問4－2「高齢農家や単身農家を対象とした設置作業の人的支援体制の構築について」であります。ご質問4－1でも答弁しておりますとおり、設置作業に係る経費は多面的機能支払交付金で対応できることや、各支部で集落ぐるみでの対応が可能であることについて、多面的機能広域協定運営委員会において各支部へその旨を周知しているところであり、有効にご活用いただきたいと考えております。

次に、ご質問4－3「『までの村』陽はまた昇る基金」等を活用した、防護柵の新設や更新を支援する制度の導入についてであります。鳥獣害防護柵については、営農再開支援事業を活用して営農再開推進協議会からの防護柵の貸与事業を実施しているところであり、新規に作付する圃場については当該事業での防護柵の導入を進めてまいります。一方で、営農再開支援事業終了後、バッテリーの貸与期間終了や故障した場合は、個人であれば未来へつなぐ農業支援事業をご活用いただくことが可能なほか、地域の合意形成の下、中山間地域直接支払交付金事業などの活用も可能であると考えております。

次に、ご質問5－1から5－3までは関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、1点目の「協定書・合意書等の公開基準の明確化」についてですが、地方公共団体の情報公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第25条に規定されており、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、そしてこれを実施するように努めなければならないとされております。

この規定を受けて、村では飯館村情報公開条例を制定し、開示してはならない情報、開示しないことができる公文書、部分開示とすべきものなどについて規定することで、公正で開かれた村政の実現と、村民主体の村政を推進することとしております。したがつ

て、協定書や合意書等についても、本条例に基づく情報公開請求手続により開示可能なものであります。

次に、2点目の「重要文書等の報道と同時期またはそれ以前の公開」についてですが、協定書・合意書については、自治体の責務として行っている契約行為の一つでありますので、事前に開示できるものではありません。

次に、3点目の「情報公開体制の充実」についてですが、これまで村民をはじめ村内外の方に広く周知すべき情報につきましては、村の広報や広報お知らせ版により適宜周知してきたところであり、特に早期に周知すべきもの等については、村ホームページやLINEなども活用し、情報周知に努めてきたところです。広報やホームページでの情報については、村民の生活に密接に関係する重要な内容を発信しております。今後も引き続き、できるだけ迅速で分かりやすい情報周知に努めてまいります。

次に、ご質問6-1から6-3までは関連がありますので、一括してお答えいたします。

まずご質問6-1についてですが、現在未登記村有地は約1,100筆あり、これらの村有地につきましては相続が進まず未登記となっている案件が多くなっております。また、全体計画の明示については、個人情報保護の観点から公表は考えておりません。

次に、ご質問6-2についてですが、現在、未登記村有地の登記につきましては総務課財政係が担当となり、福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を活用し解消に取り組んでおり、プロジェクトチームの設置は考えておりません。

次に、ご質問6-3についてですが、これらの未登記村有地につきましては、さきにお答えしておりますとおり、相続が進まず未登記となっている案件が多く課題となっており、その案件の都度、対応しているところであります。今後も引き続き、専門知識を有する団体等と連携しながら、未登記の解消に努めてまいります。

以上となります。

3番（横山秀人君）では、6項目1つずつ再質問していきたいと思います。

まず初めに、医療及び介護福祉施策の将来像と診療体制の拡充について再質問いたします。

答弁の中では、現在、役場や社協、包括、財界等で取り組んでいる施策のご説明がございました。これは村民の方からお話を聞いても、着実に成果を上げていると認識しております。今回、質問したのは中長期的な施策、将来像についてであります。

まず先に、村長にお伺いしたいんですけども、村が目指す医療、介護、福祉サービスの最終的な目標はどのような姿でしょうか。実は、私が一般質問、4年前初めて質問した問題、課題がこの医療体制の拡充であります。そこから4年近くたちますが、答弁は指定管理者と協議を重ねる等、残念ながらほとんど変わっていないのかなと思っております。第7次のアンケート結果でもありますが、村民が求める診療日の拡充や歯科の再開といった生活基盤の回復には至っていないのが現状であります。村民が求めているのは、部分的な改善の積み重ねではないと私は思っております。原発事故さえなければ享受できていたはずの事故前のサービス水準に戻すこと、それこそが飯舘村が村民に対して果たすべき責任であり、国や県に強く主張すべき根幹ではないでしょうか。村長の明

確なご見解を求めます。

村長（杉岡 誠君） 村長の答弁ということで言わされましたので、私ご答弁申し上げますが、すべからくですね、一般質問の答弁については村という組織として答弁させていただきますので、私の個人的な感想や政策的な目標というのは少し、ちょっと違う部分があるかもしれませんので、その辺はご承知おきいただきたいと思います。

今、議員からお話のお言葉の中で最後のほうに、震災前、事故前のサービスの水準を求めるべきではないかというお話がありましたが、実は事故前のサービスが十分に充足していたというふうに私としては思っておりません。例えば、救急搬送体制についても、ドクターへリを一部運用していたかもしれません、今ほどいろいろな機関と連携ができていたとは思っておりませんし、村内に特別養護老人ホームがあつたとしても入所待ちという部分は結構あつたかと思います。あるいは、包括支援センターの体制も、結構、その当時はしておりますし、保健師の巡回ということもしっかりとやっていたかなと思いますが、逆に言うと今のようなサポートセンターつながっぺのようなものはなかつたという部分がありますので、医療・福祉・介護というのはやはりそのときそのときのニーズに合わせていく、あるいは連携できるものは連携を広めていくということが非常に大事だなと思っております。年間、例えば最近、ここ5年ぐらいの中で言うと、年間3件から4件の百歳賀寿があつて、100歳の方をお祝いさせていただく機会が増えたなと思いますが、震災前やっと1人目100歳出たなということで非常に大喜びしたことがあるかと思います。今、累計で45人以上になっているかと思いますが、そういうことも今までの、震災後を含めてですが、様々な体制の中から生まれてきている部分ですので、一概に村の中だけで完結することが全てではないと思いますが、なお今のクリニックの診療日、1日半ですが、それが十分だとは全く私は思っておりませんので、指定管理先である秀公会としっかりと協議をお重ねていきたいというご答弁を後段でも申し上げているところであります。

ですので、水準ということをどつかに固定するんではなくて、今のニーズに合つた、あるいは議員おただしのとおり将来像を見据える中でこれから必要とされるものをしっかりと考えて投資をしていく、あるいは布石を打っていくということが大事だと、私としては考えているところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 村長から、村長、村なのですかね、村の考える今後の医療の将来像をお聞きしました。私が思うのは、現時点で様々な取れる方策は取っていると思いますが、やっぱり村民が求める最低水準というか基礎的な水準は、診療所が前のようにあり、歯医者があり、デイサービスがありというところが最低限の水準なのかなと。その上に、村長がおつしやつた救急医療の体制とか、様々な交流機関を増やすとかというのがあるのかなと思っております。今のお話お聞きする限り、やはり指定管理者だけとの協議では、もうこれ以上進むことが難しいのかなというのが、この4年間の答弁を聞いて感じているところであります。

今回の質問の提案は、やはりこれは村の責任としてきちんと原発事故時の最低限のサー

ビス、住民が受けたいときに受けられるサービスを強く求めるべきであり、その再確認と。あとは、数字が物語っていると感じるのは、村民アンケートでも歯医者とかという文字が計画案に載っていました。また、昨年議会が行った村民アンケートでも、歯医者なり診療日の充実というアンケート結果もありました。そして、子育てをしている親御さんに聞いたときも、やっぱり働いていると、学校終わって村外の病院に連れていくのは難しいと。村内で働くことも踏まえて、風邪とかそういうものに関しては村内の診療所にかかりたいという切実な思いもありました。ですので、ここは考え方を、指定管理者との協議ではなくもっと広い視点で、強く国、東電に求めるべきと思いますが、再度見解を伺います。

健康福祉課長（今野智和君） 今の質問、ダイレクトなお答えになるかどうかは置いておいてですね、まず以前のサービスが満足ではないと考えているというのは村長から申し上げたとおり、私もそのようには認識しております。このサービスを充実するに当たって、大きな要因になりますのが人材となります。医療・介護部分で人材の不足というのは、これは全国的な部分ですが、村としてもそういう状況下にあるのが現状です。村としてはこの間、相馬看護専門学校の学生さんを研修先として受け入れたり、福島医大の看護学生等を受け入れたりということで、村の現状を知っていただいたり、村とのつながりという部分を広げようという取組に取り組んでいるところです。

あわせて、介護関係で言いますと、介護の初任者研修というものがありますけれども、以前の2級ヘルパー事業ですが、その受講の一部助成を行うことで介護関係に従事していただける可能性を広げる取組もこの間行っているところです。

したがって、事業の再開であったり、そういったところを一気にできるということは必ずしもできないかもしれません、一つ一つの取組の中でそこに従事する方々をまず広げたい。そして、その人がいることによって再開できるサービスも増えていくもの、このように感じているところです。

以上です。

3番（横山秀人君） 4年間の答弁をお聞きする中で、人材の問題は毎回出てきたわけありますが、村が主体となって人材を集めるところに限界もあるのかなと、4年たって感じております。それは、先ほどのとおり、誰がこの医療体制を整備するんだというところで村だけなのか、じゃなくて、人的な問題に関しても国なり東電なり三者で検討した上で、きちんとした基礎サービスを展開すべきだろうという思いが、この4年間の質問の根底にあります。ですので、なかなか急に展開、この医療問題が進むとは思いませんけれども、ただ少なくとも前の基礎のところを目指すんだという思いがなければそこに行きませんので、ぜひ避難時のところからスタートするためにも、その避難時の医療サービス、介護サービスにまず戻る、まず再開するというところに視点を持って、今後取り組んでいただきたいと思います。

以上で1点目の質問を終わりますけれども。

村長（杉岡 誠君） 今、国、東電も巻き込んでいろいろな相談をすべきだというご提言をいただきましたが、国に対しては先ほどのいろいろな答弁、この後の答弁もありますが、相

当の要請をさせていただいておりますが、大抵において人材をそのまま直接派遣、医療人材、介護福祉人材の派遣ということは、職員以外にはなかなか難しいというか、今までの実績上はほとんどなくて、予算づけというような話が多いですし、東京電力についてもその業態ではありませんので、賠償とかそういう話にしかならないと。そうすると、結局医療体制を整える主体というのは、やはり基礎自治体である地方自治体の私たちであろうと思います。

大規模都市圏であれば、それは経済活動として医療行為ができるでしょうから、自治体がそんなに力を入れなくてもできるところもあるかもしれません、我が村においてはきっちりと自治体として、私たちが村民の声をいただきながら、その要請、要求をしながら、あるいはそれを実施いただける秀公会はじめ様々な主体と協議をしていくということを積み重ねてくことが非常に大事でありますので、議員おただしのとおり、すぐにはできないこともあるんではないかというお話のとおり、確かにそういうものはあります、しかし少しづつでも前に進んでおりますし、例えばデイサービスの再開の声とか、あるいは訪問介護の部分の声なんかもいただきながら、私自身も個人的にもいろいろと検討、考えを巡らせている部分もありますので、それは担当部署のほうにも指示をしながら、あるいは情報をきちっとお互いに、いろいろな主体が情報を共有するということが大事ですので、そんな形で今進めさせていただいているところもあるということを報告申し上げたいと思います。

以上であります。

3番（横山秀人君） 一つ確認というか提案というか、ほかの自治体、避難12市町村を見てみると、週1回この科をやるとか、毎日は無理だとしても例えば週1回、ごめんなさい、科は忘れましたけれども、あまり毎日いるような科じゃなくて耳鼻科とか眼科とか、ほかの過疎自治体でもあると思うんですけれども、例えば歯医者については週1回だけこかの歯医者さんと提携してやるとか、地元でも歯医者にかかりますよという機会を週1でも設けるという形というのは、手順としては可能性はありますでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 今のご質問も踏まえて、指定管理者である秀公会とお話はさせていただきたいとは考えておりますが、春先に挨拶等で伺った際、また別件の打合せの際もですが、診療日の増、そして歯科診療の可能性については、具体的にお話をさせていただいているところとなっています。具体的な、それをクリアするための課題であったり協議という部分はこれからになりますので、もう少し時間がかかるとは考えておりますが、今の動きとしてはそういう動きを取っておるというところでお答えさせていただきます。

以上です。

3番（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、質問の2、滝下浄水場上流部の河川土砂について再質問いたします。

村長にお伺いしたいんですけども、先日第2回目の説明会に参加しました。そのときに住民から厳しい言葉がありました。第2回の説明会時に、なぜ村長や副村長が直接謝罪に来ないのかという厳しい言葉がありました。私、4年間、村民からそのような言葉

を聞いたのは初めてであります。また、会が終わって村民の方にそういう報告会に参加したんだというお話をしたところ、その方から「村民が同じことをすれば即時撤去を命じられるはずだ、行政はそれでいいのか」という、またこれも厳しいご意見がありました。どうせ行つても変わんねえべから行かないよというお話をしました。今回の答弁の内容を見てみると、事務的に淡々と進んでいる感じがします。しかし、特に私は八和木、前田の行政区の村民としかこの話題は話しておりませんが、村民はこのことに対して厳しい視線と、信頼の揺らぎというものを感じております。村長は、この事の重大性というのをどのように受け止めていらっしゃるのか、その認識をお答えください。

副村長（中川喜昭君）　滝下浄水場の上部、河川土砂を保管したということで、議員がおただしのとおり、やはり場所的にはかなり問題があることだということ、認識はしております。この件について、私も春先の区長会の中で知ったという状況であります、何しろすぐさま地元のほうに行って、本来であれば地元協議をしながら事を進めるというのが大切であります、それが基本かなとはずっと私自身も思っていたものですから、この話を聞いたときにちょっと手法が間違っているなという部分で、かなり申し訳ないという気持ちになりました。

そういうことで、1回目の説明会には私も出席しまして、村長はそのとき個人的所用で、大事な所用があったものですから欠席ということで、私が1回目の説明会に出席させていただいて、その場で地元の皆さん方には、かなりいろいろな意見を聞いたもんですから、私自身も反省の考えもあったもんですから、丁寧におわびをして、謝罪をさせていただいたところです。そのときは議員さんがいらっしゃっていななかつたもんですから状況が見えないかと思いますけれども。ただ、2回目はたまたま私も村長も所用が前々から入っておりまして、正直なところ日にちの調整もさせていただいたところだったんですが、なかなか折り合わずにそのきになってしまったということで、このことはおわびを申し上げますが、村としてという立場で1回目の説明会では十二分に謝罪をさせていただいておりますので、その辺はご承知いただければなということで答弁させていただきました。

以上です。

3番（横山秀人君）　この浄水場の上流部にある河川土砂の対応についても、第2回目の報告会の中でも賛否があったと思います。第2回の報告会の内容について、出席した職員の方からどのような状況であったかご説明いただきたいんですけども。私も出席しましたけれども、ちょっと私が捉えている内容と、役場からの答弁に食い違いがあったもんですから、質問いたします。

建設課長（高橋栄二君）　第2回の地元の説明会につきましては、福島県の相双建設事務所と、我々建設課で対応いたしまして、まず初めに現地を確認をしていただきました。現地のほうには十数人参加されまして、その後防災センターに行って、書面等を活用して説明をしてきたところでございます。改めて、その場でも謝罪は申し上げてきたところでございます。

議員おただしのように、そういった意見等もございましたが、また別に移動することに

よっては不安定化させてしまうというような、また逆のほうの心配もあるぞというような話も出ておりました。含めてですね、相双建設事務所で土砂流出防止対策の案についてご説明をさせていただいて、了解を得たという状況でございます。

3番（横山秀人君） その了解を得たというところなんですかけれども、実際に参加していたのが10人ぐらいですかね、村民。10人ぐらいの中であって、そして先ほど、6月の一般質問の答弁では様々な意見を聞いた上で判断するという村長の答弁だったんですけれども、2回目参加したときにはもう様々なじやなくて方法がこれ1つという説明でした。それについて、あれ、おかしいんじやないかと、答弁と説明内容が異なっているんじやないかということは質問させていただきましたが、思うにこの問題は11区だけの問題ではないと思っております。飲み水であります。万が一入る可能性もゼロではないと。そのための体制はきちんと放射能の検査をしているということですが、それは安心感がないから、きちんとそういう形の体制も取りながら長期的に見ていくしかないんだという答弁に聞こえます。村として全撤廃、つまりゼロリスクを検討課題として挙げて、きちんと費用がどれぐらいかかるってという形の検討をしたことはございますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 答弁の中でも申し上げておりますが、今回の件、滝下浄水場の上流部に当たる村有地を福島県に河川土砂の置場として紹介をしたという部分について、浄水場の上流部ということも含めて、地元協議もしない中でのそういうことをしたということについておわびを申し上げたいということで陳謝をさせていただいておりますが、確かにおただしのとおり、地元の住民の皆様に直接行っておわびできていないことは大変申し訳ないなと思っているところです。

今、ご質問の中の完全撤去という部分については、手法としては私自身もあるんではないかという考えはありましたが、先ほど課長答弁したとおり、改めてあの辺の表土全て触ると、そもそも未除染地の部分もかなりあると思いますので、改めて山の表土、あるいは堆積物の中にとどまっている放射性物質を流してしまう可能性もありますので、現状の中で土のうを積んでこれ以上土を動かさない、表流水がさらに流入しないように沈砂池を設けるということのほうがはるかに安全安心のためには適切だろうというような、県との協議の中でそういうことが出てきましたので、要は住民の方々にしっかり説明の中でご了解が得られるならば、その手法は村としてもあり得ると思いますということで、今回させていただいたところです。私自身も、物理的な動態を考えれば多分動かすよりは今の状態でとどめてしまうことのほうが大事なんではないかと思います。

それから、広報の8月号に出させていただいた放射性物質、原水の中のですね、濁度と呼ばれる濁りが出るという場合とか、あるいは放射性物質がどうなのかというのは、濁り系については震災前からずっとやっております。表流水を水として使う以上は、そういう体制を村として取っておりますが、なお濁度が水道として流れないように、あるいは出てきたときにはどつかで止められるような体制は村はずっと取っていますし、さらに震災後プラスして放射性物質濃度をリアルタイムで監視をしながら、さらに詳細検査も別途しながらということをやっておりますので、万が一にも水の中に、水を通して摂取するがないようにという体制を取らせていただいているということを、広報8月

号に出させていただきました。

そういう多重のことをやりながら、今回の土砂については土のう対策なりでしっかりと対策を取らせていただきたいということでご理解をいただいたと私は認識しておりますが、その中でなお地元の皆様に私自身がきちんとお話をしていないということについては反省をしながら、今後検討させていただきたいなと考えてございます。

以上であります。

3番（横山秀人君） 今、村長からお話をあったものが村の最終判断かなと思います。であるならば、その広報の手段、広報の内容であります、8月号においては全く滝下浄水場に土砂があるとか、こういう形で防護対策をする、土砂流出対策をするとかという文字が一文字もなかったと思っております。ですので、今回先ほど申し上げましたが11区だけの問題ではないです。また議会、議員のほうでも、有志であります現場を見て、これ水道近くなんだよねという確認をさせていただきましたし、やはり今回の経過、対策についてはきちんと村民に広報のほうで周知をしていただいて、安全ですよと、このような事態になってしまったが安全ですよという形のお知らせを、ぜひしていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

建設課長（高橋栄二君） 今、議員のご意見を伺いまして、検討してまいりたいと考えております。

3番（横山秀人君） 続きまして、項目第3、農家の継承に関する一連の答弁ありがとうございます。村のほうで、4年いる間に農業施策が広く、そして臨機応変に対応しながら、村民の方に支援が行き渡るように改正改正しながらきているのはもう十分分かっておりますし、昨年、一昨年は予算を全部使ったというお話をございましたので、順調に動いているのかなと思っております。

先月、農業者と議会の懇談会がありました。道の駅であったんですけれども。参加して感じたのが、農家の方々の声をきちんと聞いていたのかなという反省でした。本当に農家の方は悩んでおり、もう営農を辞めなければいけないということも考えたという方が、数少ない中でも2人いらっしゃいました。本当にこの物価高騰とこの高温、様々な問題が絡んでいるんだなと思いました。また、聞いている中で「その課題に関しては行政であるよね、これ」というふうにも思いました。つまり、行政の支援策がきちんと届いていないのかなというのも感じました。

一つ提案がありますが、そのとき思ったのは、もう村の重要課題なのかなと、この営農を継続していくためにどのような方法を取るのかということで、農業者と行政で懇談会やっていると思うんですけれども、うちのほうで農業者と議会ではなくてですね、三者、農業者と議会と行政が合わさったところでいろいろな情報交換しながら、どのような形で農業を継続するか、新規就農者が働きやすいようにするかという、そういう検討の場を広く三者で持ちたいなと思ったのですが、これについてどのような考え方をお持ちでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 一つの手法としてはあるのかなとはちょっと思ったところですが、例えば農業者の方との懇談会といいますか、行政側でやる場合は、例えばその1回で全ての

ことを何か情報等収集してやっているわけじゃなくて、むしろふだんから、それぞれの農家さんとはいろいろなやり取りをしながら、ただそういうものを一堂に会しながらみんなで話し合うことが大事だよねと、同じ悩み苦しみを持ちながら、ある方については例えば村の支援事業を使ってこういうことができたよとか、あるいはみんながそろってこういうことが村の事業にないよねとか、そういうことが一堂に会することによってできる場を設けるべきだろうということで、農業委員会が主体になってやってきた部分がありますし、今は産業振興課の中に農業委員会がありますので、そういう形で今はやらせていただいています。ですから、1回で全てを収集する場として懇談会をやっているわけではありませんので、常日頃からの農家の皆さんとの密接な関係性を、農政としても、あるいは村全体としてもしっかりと持ちながら施策に反映していくことが必要だろうと思っております。議員の皆様と行政側で待ち構えて、農家の方来てくださいというと、逆にちょっと難しい部分があるでしょうから、自由参加というんですか、そういう形も含めながら、会の持ち方については検討の余地があるかなと考えるところあります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 分かりました。農家の方からの要望を聞いたとき、「あれ、それって前に一般質問でやっているよな」というところもありました。けれども「あれ、これって、村のところ、うまく使えば」とか「県の事業があれば」とかというところで、何かうまく情報が回っていないのかなというのを感じたので、今このような質問というか提案をさせていただきました。

本当に危機感が農家にあるというのを先日の懇談会で分かりましたので、私だけでなく議員全員が10名参加しましたので、今後農業分野に関してはきちんと情報を収集しながら、村と一緒に村民のためにいろいろな施策を展開していきたいと思っております。

こちらについては、質問はこれで終わります。

続きまして、4番目は有害鳥獣被害防止対策のための防護柵についての質問であります。様々な事業展開で行っているのが答弁から分かりましたが、実際村民の方にそれが届いていないのかなというのを感じました。多面的あと中山間というところで、どのような形で防護柵の新設あとは改善というのが行われていくのか、詳しく教えてもらってよろしいでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 今の防護柵の設置状況というか、その施工方法でございますが、多面的の部分でありますと、日当という形でのお支払いという形になります。あと、中山間事業でありますと地域ぐるみの集落での活動という形での、共同活動という分での支払いという形になるかと思います。

以上です。

3番（横山秀人君） 実際この防護柵について、この多面的、中山間で利用している件数というのはどれぐらいありますでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） すみません、ちょっと件数については今ちょっと手持ちございませんので、後ほど回答いたします。

3番（横山秀人君） 様々な事業があるということなんですけれども、村民の方のお話を聞い

て感じたのが、アドバイザーの方が現場に来て、そして現場監督のような形で指導してもらえるとありがたいなという声がありました。つまり、無償で貸与しますよ、どうぞご家族でとかやってくださいというお話をしたときに、柵が逆になっていたりとか、あとはあまりにも土手が近かつたりとか、結果的に自分施工だとどうしても、猿がまだ入られる可能性が残ったまま施工してしまうとかということがありました。それは、なぜ気づいたかというと、アドバイザーの方が見に来てくださったんですね。そのときに、これでは駄目ですよという指摘が2つの圍場がありました。もしかすると、今回猿の被害というのは、この既存の防護柵を少しアドバイザーの下で直すことによって被害が減るのかなということを思いました。ですので、今回質問の中に既存の既存のとあったのはそこの視点であります。ですので、今多分新設の場合はアドバイザーさんは見に行かないと思うんですよ。今後、アドバイザーさんもそこに出向いて、きちんと線なりひもを張って、ここにやってくださいねという形での支援を検討されるかどうか、伺います。

産業振興課長（松下貴雄君） 今後、アドバイザーの活用についてということなんですが、村内でも数多くの防護柵というか、ワイヤーメッシュを設置しております。そこで1か所1か所アドバイザーさんに現地に赴いて指導を受けるということは、なかなか困難なのかなと思っておりまして、村として何かしらマニュアル的なものが作れれば、それで住民周知が図れればなと思っております。

以上です。

村長（杉岡 誠君） 今、産業振興課長がご答弁申し上げたとおりですが、実はマニュアルについては福島大学食農学類生が、昨年、おととしまでかな、例年にわたって実は作っていただいて、特に11区のほうに入らせていただいておりましたので、それを活用することもできるかなと思ったり、今毎月広報の中には鳥獣被害に対するアドバイザーのちゃんとしたコラムが入っておりますので、そういうものをもう一度、再度見ていただくような仕組みというんですか、そういうことも考えながらやるべきだなと思います。

当初、柵が設置されるときには件数少なかったので、農政のほうで現場に行ったりして、こういうふうにしようか、ああいうふうにしようかというふうにやった経緯もありますが、今答弁申し上げたとおり件数が増えてからは、一定程度そのノウハウをほかの方のところ見ながら、まねしてやってくださいねという形になってきましたので、議員おただしのとおり、ちょっといろいろと不具合があるかなと思いますので、周知の仕方、テクニックとか設置のノウハウとかというものが、個別個別はかなり難しいと思いますが、集落単位とか、全体会か、広報とかそういうものを少し検討させていただきたいなと思うところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 今年、猿に入られるからもう来年はやらないという声を聞いたもんですから、今村長、あと課長の答弁からまた新たな改善策が生まれていくのかなと思います。期待しております。

これで4番目の質問は終わります。

続きまして、5番目、信頼される村政のための情報公開について再質問いたします。

ほかの自治体ではどうなんだろうかということで確認した際に、村で新聞発表をする際には、議長や副議長に当日とかで話す、事前に話しておくと。新聞発表しますよということをきちんと伝えておく。何か市長が書いた本を見ながら今説明しています。そして発表後、すぐ市のホームページにその協定の内容なり、こういう出来事があったよということで公開すると。そうすることによって、次の日の新聞より前に議会も知り、あとは住民全員ではありませんが市のホームページで確認できると。新聞が出たときに、すぐ、これどういうことかなという形で各議員に聞くこともでき、議員も事前に聞いてるので回答ができると。そういう形でこの情報公開、きちんと法的にのっとった情報公開というよりも、村が様々な発信する情報公開については、きちんとそのような体制を取っているというお話をしました。

今回、ちょっと2つの情報公開について疑問に思ったから質問するんですけども、まず企業との協定書に関してなんですが、5月下旬に新聞で初めて知りました。村のホームページを見ても載っていない。村にお話をして、実際村のホームページに載ったのは7月であります。あまりにもそのタイムラグがあるかなと。情報公開として少し遅れたのかなと思っております。

あと、もう一つ、2点目が大火山の風力発電所、村と川俣町が協定締結した内容であります。これについては村のホームページに協定書という項目がありますので、現在生きているというか有効な協定書をどうして載せないのかなというお話をしました。結果、どのようなことになったかというと、私が情報開示請求をして、そして取得するに至っております。村の情報公開のその基準というのが正直ちょっと分からなくなりました。それで今回質問させていただきました。

まず、この2つについてどのような事情があったのか。そして今後、どのような形で体制を整えていくのかについて伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 企業との協定、それから大火山の協定についての再質問でございます。

今まで村では、協定書それから合意書、要望書等も含めてそういうものについて、重要なものについては、できるだけホームページ等々載せてきているというようなことでありますし、特に重要なものについては事前に議会の中で、議会の皆さんに説明をしながら、こういったことでというようなことで進める部分もありました。そういう部分も含めて、全てそういうものについては村の契約行為の一つというようなことで、これを事前にというようなことは、さっきの答弁で申し上げたとおりであります。

また、速やかにという再質問ということでございます。企業との協定、それをどの段階で出すべきかというようなこともあります。基本的に今まで、今の村政体制になってからは、そういう協定、合意書については、ほぼほぼ出してきたのかなと思っておりますが、若干その部分について、ご指摘があるまでちょっと滞っていたという部分はあったのかもしれません。これからは、今後ですね、できるだけ村民に周知をしなければならないような情報については、速やかに対応してまいりたいと思っているところであります。

ただ、今、膨大な復興再生事業のある中で、応援職員もいただきながら、限られたマンパワーでやっている部分でありますので、なかなか速やかにといつてもそういう部分で、ちょっとそうはいかないという部分もあるかもしれません、そういう場合にはお声がけいただければ、その都度対応できるのかなと考えているところであります。

また、大火山の協定ということであります。これについては、今の村政になってからの部分、要望、協定等は十分載せてきたということでありますけれども、それ以前の、多分協定だったのかなと思いますが、従前の、今までの過去のものにつきまして、先ほども申しましたように今の限られたマンパワーの中でどこまで遡ってそれを、村のホームページ等で周知していくんだということについては、なかなか困難な部分であります。ですので、そういう過去のものについては、なかなか、どこまで遡ってとなると、全ての契約なり、そういう協定なりという部分になりますので、そういうものについては、公文書の公開請求をしてもらう、または請求まで至らなくてもこういったものが欲しいんだというようなことで、通常周知をすることが可能なものであれば、そこまでのものは必要ないのかもしれません、その都度請求をしていただいて、問合せいただいて、開示できるものについてはお渡しをしたいと考えているところであります。

以上です。

3番（横山秀人君） 一つ、タイミングとしては、新聞に出るといったときに、村民がどんなことかなといって村のホームページ見ようかと、ああ載っていた、という流れが一番適切なのかなと思っております。事前ではなくて、新聞と同時ぐらいだと村民の方はすぐ見ることが可能かなと。すぐはね、例えば次の日になつたりするわけでしょうけれども、公開というか、そうですね、いろいろな取材があって次の日に大体記事になりますから、同じようには難しいかもしれませんけれども、村民がすぐ確認できるようになればいいなと思っております。

あと、協定書については、まずは震災以降、多分様々な市町村とか、あと大学とか、今回の川俣とか、いろいろな協定は結んだと思うんですね。広報記事のところに結構載っていたかなと思うので。ですので、少なくともこの震災以降に関しては、順次整理していくと。つまり、それは生きているわけですよね、今の協定は。村長が変わろうとも、以前に結んだ協定は生きているわけですから、その部分に関してはやっぱり相手方もあると思います、どうして載っていないんだろうということにもなると思いますので、協定の明確な終わりがなければ、まずは震災以降についてはきちんとホームページに順次載せていくという方針が必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほども答弁申し上げましたが、すべからく全てのものというようなことにはならないということであります。ただ、村民にとって本当に重要なものというか、周知をすべきものだというようなことであれば、その辺は整理しながら、検討する必要があるのかなとは思っておりますが、なおそういうどこまでのもの、あるいはどういったものをホームページ等で周知をしなければならないかというような部分については、なかなかマンパワー的な部分とかそういう部分もありますので、一旦整理をしながらですね、そういうものについて周知、ホームページ等でやるべきもの

がどこまでなのかというものは整理をしていきたいなと考えているところです。

3番（横山秀人君） 大火山に関しては、実はその当時、川俣町へ避難していたので、川俣町の広報においては3か月ぐらいにわたって、また協定書の内容まで広報紙のほうで記載しておりました。それだけ川俣町にとっては、あの大火山の風車が重大な問題であったと。その問題に関して、町がきちんと住民に説明するという形を取っておりました。飯館村に関しては、ちょっとしたところの記事と見ております。

この大火山の協定書に関してはもう掲載すべき、なぜならばこれから風力発電の、今事業展開もされています、勉強会もやっています。じゃあ風力発電、今2基、大火山と野馬追の里、八木沢にありますけれども、どんな感じの協定書だったのかなと調べたいときに、村のホームページ見ればあると。だから、少なくとも、大火山に関してはきちんと載せるべきかなと思いますが、見解を伺います。

副村長（中川喜昭君） ご質問といいますか、提案の部分であります、確かに村が各自治体、組織、団体と協定をしておりますのも、今後の村の復興創生の意味合いとして必要ということで協定をしている部分ありますので、議員おただしのように、すべからくすぐに公表するというのが基本かなと思っております。

それで、今、大火山の太陽光発電所、風力の部分の協定であります、協定は多分20年間以上続くものになっているかなと思っておりますので、これも検討しながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

3番（横山秀人君） 本当に少ない人数で、たくさん仕事量が多い中で、なかなか情報公開が難しいかもと思っております。今お話のとおり、順次、可能なものからという形で、それでもちろんいいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて最後、6番目の項目について質問いたします。これも、過去何回か質問した事項であります。未登記の村有地の解消と登記体制の抜本的強化ということであります。

先ほど答弁の中で、未登記村有地が1,100か所あると。つまり、地図上に線が引かれていない状況かなと、大部分がですね。先ほど相続人が、相続が進まずということで、現在の所有者と協議をしながら線を引いて、そして書類を作り、そしてこの部分は村の土地という形で登記するという作業があるわけです。本当に膨大な作業があるわけですが、今回1期目、そして一般質問の最後にこの課題を持ってきたのは、今後村にとってというよりも、この村の職員にとって、村民との矢面に立って責められる可能性が高い課題であるからです。実際、農地の取引に別の仕事で関わったときに、未登記がありました。そこまでは順調に農地交換なり農地贈与の手続が進んでいたんですけども、未登記があってどこの線か分からず、面積も分からず。ましてや未登記なので、次の所有者の方に移ってしまう。けれどもそれは村は認めない。八方塞がりになり、今でも滞っています。それ以前に、もう何十万円もその手続にはかかっています。間もなく、村のほうで言っていたと、村のほうで今終わるから、もう少し待ってくれ、待ってくれという形で進んでいますが、これを全て、この答弁のように、何かあったときの対応では到底できない。到底無理な話です。

昨年の4月から、相続登記の義務化になっております、こういう事情があるから義務化だと思います。来年の4月からは住所変更があればまた住所も変えなくちゃいけないと。登記に関することが様々出てきます。その中で判明する、そうしたときにその担当者が困る。ですので、もうこれは一担当の問題じゃなくて、村挙げてこの課題を解決しなければならない。もうプロジェクト的な規模になっております。

別に対応できるならいいんです。けれども対応もうできない。それはなぜかというと、先日もありましたが、実際また相談に行きました。実際、農地の取引の中でまた出てきたんで、未登記だと。いや、ちょっと予算がとなれば、次々と遅くなってしまう。

実際、担当課として、この人員的な体制と、あとこの1,100筆、まだ登記していない土地があるということを考えると、今の現体制でどれぐらいの時間が必要なのか、おおよそで結構です、教えていただけますか。

総務課長（村山宏行君） 未登記の部分、村の土地の登記が進まずということでは問題意識、それから村でもそういったことが問題だとは、そういった思いを持っているのは議員と共通だと思っております。

どのぐらいかかるのかということではありますけれども、それぞれ、今持っているらしやる事案のように何年間もかかっている、そういった事案も確かにございます。一例で申せば、例えば長泥地区、これは基盤整備の関係で共有地の登記をするためにというところで、こちら専門的な司法書士ですね、そういった方を使っても5年以上経過したというようなそういった事例もございますので、どのぐらいだとは多分言えないなというのが実感でございます。

ただ、そういった事案を抱えていらっしゃる、そういったところが明らかになった時点で、やはり目先のところといいますか、急ぎの部分から手をつけて、しっかり対応していくしかないんだろうなというふうに、村としては思っております。

この中で、ご質問で最初、プロジェクトチームというような話もございましたけれども、そういったノウハウを持っている職員というのはなかなかおりませんので、やはり専門家にそういった部分を頼らざるを得ないと思っておりますので、そういった事案がありますところは情報共有いただき、なるべく早く対応できるように、そんな形で府内でも考えてまいりたいと考えております。

3番（横山秀人君） 自分も税務の時に担当だったので、一連の流れは分かります。まず、売買が終われば、課税しちゃいけないということで、課税しないように税務台帳の課税面積を減らしていました。だから、その数を数えて1,100あるのかなということだと思います。これを、多分、何年か前やったときは1,200という回答があったんですね。ここ多分二、三年で100は減ったと思うんですよ。単純計算であればあと20年、30年かかってしまうのかなという計算であります。

プロジェクトチームという大きなところは除いて、そこまでいかなくても、例えばよくあるのが道路などで、建設とあと税務と、あと財政と、そのところの、例えば検討会を開いて、この1,100をどのような分類分けしようかとかという形で、そこに専門家を入れてという形で取り組んでいかなければ、やっぱり二、三十年の事業になってしまいとい

うことあります。

あと、もう1点は、やっぱり基金というか、もうこれに使う、単年度単年度予算を取るんじゃなくて、もうこれの解決のために例えば5億円お金を基金で取っておくんだと。そのお金をきちんと確保してから、今ならできるような感じがします、今の財政規模なら。そして、それを基に、ここ10年、20年、30年かけてなくしていくんだという形の、これは村民に対しての説明なのかなと思います。

この基金による財源確保について、今、突発的な提案というか、ただ20年、30年かかったときに、単年度単年度では駄目だろなという思いから基金ではどうかということがありますが、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 直接的な答弁は総務課長から後ほどさせていただきますが、先ほど一担当のレベルのものではもうないだろうと、村として全体的にやるべきだろうというお話をいただきましたが、私としてもその認識を持って予算づけをして、今未登記の解消に向かってやるようにという指示を出させていただきながらやっておりますので、確かに過去においてはこれは財政当局の仕事だよということで、担当が1人ずっとこりこりとやっているというような状況がありました、私自身就任したときにそうではないという認識の中で、予算を取るものは予算を取って、外注するものは外注をして、専門家を入れてやるべきだと。村の中の職員が自前で自分で知識を得ながらやっている時代でもないだろうということで予算づけをしておりますので、もう大きな村の課題として今遂行させていただいているところは、なお改めてですね、申し上げておきたいと考えております。

あと、それから基金という話もありましたが、その基金、財政調整基金とかですね、剩余额、余剰金がありということでそういうお話なのかなと思いますが、未登記そのものはやはり、委員おただしのとおり、本来行政事務がある意味適正にできていなかったということについての部分なので、それを解消するためにこの金額を使っていきますよというようなことをあらかじめ設定するのは、少し私は不適切ではないかなと。むしろ毎年の議員の皆様の審議の中で、予算審議の中で、あるいは人員体制をこちらのほうでも整えられたときにはもしかしたら予算を増やす必要もあるかもしれませんので、そんな中での協議とさせていただくのが妥当ではないかなと考えるところであります。

以上であります。

総務課長（村山宏行君） 村長の答弁と重ねてになるかもしれません、まず現状で今行っていますのは、財政が全て登記を行っているわけではありません。まず直近の道路なり、それから村有地として買収が進んだ、そういった案件をまず原課で、そこで登記ができるものは行っているというのが現状です。その中で、過去に積み重なってきたものが登記が進まなかったもの、それは財政のほうで今処理をしていると、そういう状況でございます。

また、基金ということありますけれども、村長申し上げましたとおり、この部分については、登記は村の責務であります。ですので、基金ということではなく、当然そのときそのときのきちんと財政、予算措置を取りながら、しっかり対応すべきものであります。

すので、また基金として財源を確保しましても、実際使うところは議員の皆様方にご承認をいただいて予算化をしなければ使えないというところがありますので、その都度説明させていただいて、適切に予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

3番（横山秀人君）　回答ありがとうございます。もちろん、基金でなく毎年のという形であれば理解いたしました。基金と言ったのは、村の、先ほどあったとおり決意表明みたいな形で、まだ何年かかるか分からぬという、計画が立っていない状況の中で、村としてはきちんと取り組んでいくんだという表明的な意味合いではどうかというお話をしたけれども、やっぱり事務的にはちょっと不都合じゃないかということでありましたので、分かりました。

村としても、きちんと課題と取り上げていただいております。もう一つ、課題はですね、知らない村民の方が多くいらっしゃるのじゃないかというところであります。つまり知らないから、村のほうに相談に行けないと、何かあったときに。これ売りたいんだけども、何かしたいときに相談に行けない、知らないから。だから、少なくとも、この1,100筆の所有者に関しては何かしらの、今こういう土地が残っていますよと、今後村と協議が入りますのでよろしくお願ひしますよと。例えば、税務のほうでデータがありますんで、納税通知書と一緒にこの表記は登記簿と面積が違うよと。これは村のほうで今後、未登記のための手続をするので、そのご理解だけはしておいてくださいねという通知は、この1,100に必要なんではないかと思うんですが、見解を伺います。

総務課長（村山宏行君）　基本的に、村有地になって未登記の物件については、土地の台帳のそちらに免租ということで通知が毎年行くようになっておりますので、これについてのやはり分かりやすい広報、そういったところは必要なのかなと思います。各自に、それぞれの部分で説明書を送るということはなかなか難しいと思いますけれども、そういった送られてきた通知がどういった意味合いを持つのか、そういったところの解説的な部分は、そちらはホームページなり、広報なりということでの周知は必要だと思っております。

3番（横山秀人君）　一歩一歩ですね、この未登記村有地の解消に向けて、この議場で3回目になるかな、質問、着実に進んでいるなと思います。20年、30年じゃなくて早めに解消できるような体制で、何とか臨んでいただきたいなど。それが将来の職員のためになるのかなと、そう思いますし、村民のためでもあります。

1期目の最後の質問ということでご挨拶いたします。

16回連続という形で、たくさんの質問及び提案をさせていただきました。本当に大変お忙しい中、答弁をつくるの大変だったと思います。ただ、やはり議員として村民の声をどこかできちんと話さなければいけない、それが一般質問、というのがその場の一つであります。皆さんには大変、事務量も大変なときに、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

これで、一般質問を終わります。

議長（高橋孝雄君）　これで、横山秀人君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前11時33分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前11時33分）

議長（高橋孝雄君） これで、横山秀人君の一般質問を終わります。

続いて、8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 第6回定例会において、村民の方々の声、願い、提案を村に届けるために、8項目20点について一般質問をいたします。

村の第6次総合振興計画が本年度最終年度を迎える、いよいよ杉岡村長によるこれから飯館村振興計画が、これから10年間、第7次総合振興計画に盛り込まれ、村民のなりわい、健康、教育、生活にとって未来に向けての将来像と実現に向けての方針ができるまいります。

私が議員活動をして、議会報告など持参をして、多くの村民から要望されたり、提案をいただいたものをお届けしますので、分かりやすく、見通しのつく答弁を求めて質問に入ります。

まず、村民の生活する村の自然環境について。汚された自然界は人工的な建設・施設となっている村であるが、太陽光・バイオマス・風力発電・高圧線などの実態把握と課題、そして運営されている中での成果、村にとって、村民にとっての成果を伺うものであります。

2つ目は、美しい村条例を定めている村にとって、村の自然環境とはどういうものであればいいのか、伺うものであります。

3つ目は、日本の放射能防護法でいう年間1ミリシーベルト未満は、時間としての数値としては学者によって0.236とか0.19とかいろいろございますけれども、村としてはどの数値が正しいものとして位置づけ、そして現状について加害者への報告をしているのか伺うものであります。

2つ目は、インフラ整備について伺うものであります。村内の道路管理体制、見回り実施状況と安全対策を伺うものであります。村内を歩き、いろいろな通行している方の意見を聞く中で、非常に安全対策上問題でないかという声がたくさんありましたので、ここで質問をするものであります。

さらには、私も対向車と事故になりそうな場所が何か所も、暗い場所、日の当たらない道路があったもんですから、そういうものについて緊急性がないのか、危険な道路という把握はされていないのか、その部分の対応策も伺うものであります。

3つ目は、村内道路と高速道のアクセス、国・県道との関わりでの今後の見通しと計画を伺うものであります。インフラ整備のやっぱり第一歩、道路というものは大きなものであります。そういう意味では、今後新しい7次総合振興計画においても、その問題は大きなものを占めるものだと多くの村民が見られております。まして、家族構成が3世代、4世代の、飯館村が事故前あったわけですけれども、今は1世代1世代に、息子さ

んや孫さんたちとも分かれ分かれの生活の中で、やっぱり道路、安心安全な道路の問題は大きなものがあると思います。

3つ目は、医療費負担についてあります。何回かの村長答弁で、国によって有料化されるとしているが、原発事故の被害について、さらに健康被害について、原発事故が及ぼした健康問題や、自然界の問題やらそういうものが終わったものなのか。まだまだ村内には除染のしないところが84%もある中で、一方的な加害者、国が決めたものに従うだけでいいのかどうか。医療費負担についてもきちんと伺うものであります。

2つ目に、現状の医療費の実態、国保、介護会計からして村の負担、村民の負担をきちんと数字的に示していただきたい。

4つ目は、国保、介護での負担についてあります。これまでの減免、免除、国・県がやめるということでここ何年かしておりますし、減免も免除も1年ごとに期限を切って、まるで真綿で首絞めるように、毎年毎年更新していきましたけれども、実際、私たち飯館村民、飯館村が、加害者の国や東電に何をしたわけでもありません。そのことを基にしても、何でこんなやり方をして、今まで来て、さらにこのこと、私たちが要望もしないのにやめるという理由、根拠を伺うものであります。

2つ目は、原発事故での被害者の立場での、村の加入する関係団体での要望、要求活動、杉岡村長になってからも相当の活動されておりますけれども、その成果を、要求内容がどれだけ村民にとって具体化したものか伺うものであります。

3つ目は、国・県が言うとおりになると村民の負担はどれだけ増えるのか、具体的に1人当たりこのぐらい増えるとか、世帯当たりではこれぐらい増えるような数値をきちんと示していただきたい。言葉の羅列の答弁ばかり続いておりますので、今回の答弁書を見ても、そうなっていますので、再質問で十分、村民がこの議会を傍聴されたり、見ている方がなるほどというふうに分かるような見通しのある、俺の家庭はこのぐらい増えしていくんだなという見通しの立てられるような答弁を求めるものであります。

5つ目は、村の財政について。復興会計での財源があつて、原発事故前の何倍もの財源の中で歩んでまいりましたけれども、被害自体が終わりとされつつあるこの国の動き、まして原発の再稼働や原発の新設まで、原発企業グループの金もうけのために進めようとしている。国民は誰も電気が足りないなどと言っていないのに進めようとする流れでありますので、それに言いなりとなるようなことで、村民の負担だけがどれだけ増えていくのか、とても心配であるし、我々の財政もどういうふうに変わっていくのか。よく、復興は道半ばだというふうに、都合のいいときに加害者側から多くの場所で言われておりますけれども、復興だけではなくて再生、さらには新しい村づくりの創生まで含めて、これからが大変なときであります。その点について、村や村民の不安や心配が解消されるような財政についての答弁を求めるものであります。

公民館運営について、ある団体や住民の方から、なぜ村民の設置利用は村の都合で日程変更するのか。十分な理由、説明で合意されているのか、伺うものであります。

2つ目に、公務員は人事異動があつて、いろいろな課なり人事異動の内容を見させていただくとそれぞれ、前回でも質問しましたけれども、公民館における、辞めた方とはい

え課長職にある経験豊かな方が2人いる理由、それほど、どれだけの重要な責任と仕事があつて2人がいるのかお聞かせ願いたいのと、職員で長期にわたつて、もう何十年だか分かりませんけれども、変わらずあそこにいる職員がいますけれども、ほかの課の人事異動はそれなりに変わるというのがあるんですけれども、それは行政運営全般の中で公平な移動なのか、伺うものであります。

3つ目は文化協会などの組織体制の設立・体制の改善と充実をなぜ進めないのか。原発事故前にこだわっているのか。飯館村だけで文化協会活動が進んでいるわけではないので、他市町村との交流や文化交流なんか進めるためにも、少なからずとも、3つでも5でも10でも今ある中でやれるものはきちんと設立して、体制を整えて、もっと羽ばたく必要があるんではないかと。まして、公民館運営ですよ。そういう点で伺うものであります。

7つ目は、所得アップについて。1点目、雇用の場にコンビニ、ハンドラ、移動販売、特養ホームなど、経常上の課題と雇用の問題の見通しと課題を伺うものであります。やっぱり現状をきちんと捉えて、どういう内容になって、どこにどんな労働者がいてという部分、そこでどのくらいの所得が上げられているのか。某企業の社員の方に聞くと、最近辞める人が多くて、忙しくて盆も何も、日曜も出勤して、管理職になると手当も何もつかない、忙しいだけだという労働者の声もありますけれども。村にも届いているんだと思いますけれども。そういう意味では経営上の課題、これらの問題、見通しを伺つておきたいと思います。

2点目は、産業団地の見通しと、既存の企業での雇用と時給アップと企業経営の課題ですね。なかなか、時給は国なり機関で上げることが決まれば上がるんですけども、それを支払う側の、既存の企業側がそれだけの力を持ってされていればそれはそれで問題ないんですけども、そこをきちんと、どういう経営の課題があったりしているのか、村はどういうふうに既存企業なり、これから産業団地に来られる、提案理由だと五、六社、10社近く声がかかっているようなんで、そういうものも含めて課題を伺うものであります。

8つ目は、防犯、鳥獣対策について伺います。先ほど、横山議員からもありましたけれども、これは作物なり自家製野菜なりやっている方全てが、議員の顔を見ると言う第一声です。おはようございます、こんにちはぐらいにもう鳥獣対策というのが出てきますけれども。現状把握と対策、体制を伺つておきます。

一つは防犯の対策、そして鳥獣被害防止の施策と体制、あとはこの一連の関係する消防、警察、鳥獣被害対策実施隊なり関係団体との打合せ、連携はどのようにされて、この防犯なり鳥獣対策が、村全体で進められているのか伺つておきます。

以上、8項目20点で、関連する部分もありますけれども、まず、今日聞いている方なり、私が要点筆記で村民に届けたとき、ああ、なるほどと分かるような答弁を求めておきたいと思います。

## ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君）　昼食のため休憩します。再開は13時10分といたします。

(午前 11 時 52 分)

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1 時 10 分)

議長（高橋孝雄君） なお、先ほど横山議員の質問に対しての答弁を、産業振興課長から申し上げます。

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほど、横山議員から有害鳥獣対策の部分での防護柵の設置件数という再質問でございますが、多面的事業で昨年度、令和6年度の実績になりますが、7支部で設置をしてございます。中山間事業では、実績はございません。

以上です。

議長（高橋孝雄君） よろしいですか。それでは、佐藤八郎議員に対しての答弁をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問 1-1 「太陽光・バイオマス・風力発電・高圧線などの実態把握と課題・成果」についてお答えいたします。

現在、村で把握している太陽光発電施設は営農型を含め66件、バイオマス施設については木質バイオマス発電施設が1件、風力発電施設については2事業者であり、高圧線については村内を3経路通っていると認識しております。

また、課題としては、乱開発により景観や環境が阻害される危険性があることあります。これらの対策として、村ではいいたて美しい村づくり推進条例を令和2年に制定し、法的に村が許認可する必要のない案件であっても、美しい村づくり推進審議会への諮問などを経て、乱開発の防止に努めているところです。

次に、ご質問 1-2 「村の自然環境」についてお答えいたします。

本村の飯館村美しい村づくり推進条例第1条において、村民がこれまで営んできた農山村らしいいたたずまいや、長い歴史の中で先人が育んできた美しい風景は、村民共通の財産である景観として、豊かな自然に囲まれた暮らしとともに、将来にわたって大切にしていくべきものであるとされております。本条例の目的にのっとり、本村の景観の保全、向上及び活用を図ること、また自然環境に配慮した村づくりを進め魅力に満ちあふれた美しい村づくりを推進していくことが必要であると考えております。

次に、ご質問 1-3 「年間 1 ミリシーベルト未満は、時間としての数値と、現状について加害者（国・東電）への報告をしているか」についてお答えいたします。

まず、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトは、1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルトに当たります。

次に、空間線量の国等への報告ですが、避難指示当初から平成24年7月の電離放射線障害防止規則、いわゆる電離則の改正までは、国からの指示により村内で事業を継続実施していた事業者の従業員等を対象に、定期的に国の原子力災害現地対策本部へ測定結果を報告しております。現在は、事業所の職員や村民の年間積算線量を国や東電へ報告はしておりませんが、国等では各関係機関で設置しているモニタリングポストの数

値を確認しているものと考えております。

次に、ご質問2のインフラ整備についてお答えいたします。

ご質問2-1及び2-2については関連がありますので、一括してお答えいたします。

村道につきましては、建設課で維持管理を行っており、村内4事業者で毎月の見回りを行っているほか、職員の巡視や住民からの通報等により道路状況を把握し、必要に応じて補修や修繕を行い、安全に通行できる道路管理に努めているところです。

また、国道、県道につきましては、福島県相双建設事務所にて維持管理を行っており、情報を共有しながら、安全に走行できる道路管理に努めているところです。

ご質問にありました日照条件が悪い道路については、山林に面した道路が該当すると考えております。樹木に日照が遮られることで、路面凍結の原因となることも考えられます。今後の対応策としては、滑り止め砂の設置等を行うとともに、日照を遮る樹木の伐採等の対応などについて検討を進めてまいります。

次に、ご質問2-3「村内道路と高速道アクセス、国・県道との関わりでの今後の見通しと計画」についてお答えします。

東北中央自動車道へのアクセス道につきましては、村から各大臣宛ての村要望のほか、相馬地方市町村会が毎年まとめる国・県への要望及び福島県町村会としての国・県への要望に盛り込むとともに、私自らも福島県町村会役員として直接県庁、国土交通省、財務省、県選出国会議員の方等への要請活動を重ねてきました。

また、国道399号線については、県内外沿線9市町村で構成される期成同盟会による国土交通省、財務省、国会議員等への要請活動に加えて、令和5年3月2日に県内沿線5市町村により設立された国道399号あぶくまロマンチック街道沿線自治体連絡協議会独自の要請活動として、8月4日に復興庁、国土交通省等へ要望書を提出しており、今後も関係する自治体、団体、機関と連携して、道路整備実現に向けた取組を進めてまいります。

次に3、医療費負担についてのご質問3-1及び3-2については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、ご質問3-1「国の医療費負担の方針及び原発事故による健康被害」については、以前からご案内のとおり、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の一部負担等については平成29年3月末に避難指示が解除された19行政区は、令和8年度に保険税（料）の半額課税、令和9年度からは通常課税となり、令和10年度からは医療機関等での窓口の一部負担が再開されることとなります。また令和5年に避難指示が解除された長泥行政区の一部の区域については、令和14年度に保険税（料）の半額課税、令和15年度からは通常課税となり、令和16年度から窓口の一部負担が再開されることとなります。

村としては、村民の健康づくりを地道に積み重ねることが、国保税や介護保険料、後期高齢者医療保険料窓口負担を低減するためにも必要であると考えており、引き続き村の健康診断等を受診いただくように勧奨し、病気の早期発見、早期治療につなげるとともに、健康で生活をしていただくための特定保健指導と併せて注力してまいります。

次に、ご質問3-2「国保・介護会計における村及び村民の負担」については、現在ま

で村民が負担するべき窓口の一部負担分は、上位所得者を除き、全額国からの補助金等で補填されており、村の会計上からの支出は生じておりません。

一方で医療費等の一部負担に係る国からの補助金額は、令和6年度で国民健康保険1億8,259万4,250円、介護保険サービス利用料7,640万8,517円、後期高齢者医療9,108万3,546円となっており、あくまで参考金額となります。この金額が今後村民の一部負担となるものと予想しております。

次に、ご質問4-1「減免・免除を国・県がやめる理由・根拠を伺う」についてお答えいたします。

令和3年3月9日に内閣が閣議決定した第2期復興創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、被保険者間の公平性等の観点から、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら適切な見直しを行うとの方針が示されております。

復興庁と厚生労働省では、この基本方針を踏まえ、避難指示解除から10年程度で特例措置を終了すること、段階的に特例措置を見直すことを決定し、その内容を令和4年4月8日付で各都道府県知事及び市町村長、各保険組合等へ通知しております。

次に、ご質問4-2「村の加入する関係団体での要望・要求活動と成果」についてお答えいたします。

これまでの関係団体を通しての要望ですが、令和7年2月に福島県町村会が国へ提出した福島の復興再生に向けた要請書の中で、被災住民の不安や疑問に丁寧に対応するとともに、今後避難指示の見直しが検討される区域の保険料等の減免について、市町村の意向をしっかりと踏まえた対応を行うこと。また、保険財政安定運営のための新たな交付金制度の創設など、国による財政支援措置を講じることなどを要望しております。さらには、福島県国民健康保険団体連合会でも、今年の秋に国民健康保険中央会が主催する国保制度改善強化全国大会への要望として、東日本大震災の影響による国保財政の不安定化を回避するため、財政措置を継続し、安定化を図ることを求めております。

村では今後も国に対して、特例措置の終了を決定した当事者として、これらの要望に応じた対応や措置を引き続き要請してまいります。また、あわせて関係団体との連携による被災地への保険財政支援等について、引き続き国へ要望してまいります。

次に、ご質問4-3「国・県が言うとおりとなると、村民の負担はどれだけ増えるのか」についてお答えいたします。

現在、国の特例措置により、原発事故による被災者の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、上位所得者を除き減免が継続されております。具体的には、令和7年度の当初課税として、国民健康保険税の減免額が856世帯で1億668万8,400円、後期高齢者医療保険料の減免額が1,023人で4,010万5,500円、介護保険料の減免額が2,031人で1億3,016万500円となっております。

今後、特例措置が終了しますと、減免となっていたこれらの保険税、保険料の課税が段階的に再開されるとともに、医療・介護を利用される方については、令和10年度から先ほどご答弁いたしました医療費の一部負担金や、介護サービスの利用料をご負担いただくことになると思われます。

村としましては、医療費や保険税、保険料の負担が過度にならないよう、村民の健康づくりに引き続き注力してまいります。

次に、ご質問5の「村の財政について」にお答えいたします。

村の財政状況は、令和6年度の決算において財政力指数が0.25となっており、財源の多くを国県等からの依存財源に頼っている状況です。しかしながら、その他の財政指標や類似団体との比較から、村の財政は健全であると考えております。

また現在、村の事業の多くが復興財源により賄われており、復興創生第2期以降の事業実施についても財源の確保が重要であると認識しております。そのため、復興予算の十分な確保及び村財源の根幹となる普通交付税の人口激変緩和措置などの特別措置の継続を、国・県に対して引き続き要望してまいります。

次に、ご質問6の公民館運営については3点のご質問がありますが、6-1、6-3については後ほど教育長よりご答弁を申し上げます。

ご質問6-2「公務員は人事異動があつて、課長職2人が勤務されている理由は。職員で長期になっている方がいるが、行政運営全般の中で公平な異動なのか伺う」についてお答えいたします。

地方公務員の定年延長に伴い、定年が段階的に65歳まで延長されており、現在は62歳定年となっております。これに伴い、若手中堅職員の昇進機会の確保のため、管理職に就いていた職員は原則60歳で非管理職に異動させることとなっております。

おただしの公民館、生涯学習課に今年4月の人事異動で管理職経験者を配置しておりますが、非管理職であり、現在課長職は1名であります。また、職員の人事につきましては、円滑な業務の遂行と行政サービスの向上が図られるよう、適材適所に努め配置しております。

次に、ご質問7-1「雇用の場にコンビニ、ハシドラ、移動販売、特養ホームなどがあるが、経営上の課題と雇用の問題への見通し」についてお答えいたします。

村内の雇用の場として、製造業や建設業、土木業、農業法人をはじめ、いいたてホーム、社会福祉協議会などの福祉事業所、コンビニエンスストアやドラッグストアなどのサービス業などがあります。それぞれの事業所が抱える経営上の課題について、村が企業訪問や相談等で把握している内容として、原油価格や物価高騰などの影響により経費が増加傾向にあること、次いで雇用の問題として、経験が豊かな従業員の高齢化とともに技術を継承する若い世代の労働力、担い手の人材確保に苦慮されていることが挙げられます。

なお、村内の求人状況といたしましては、長泥地区で堆肥の製造を行うイイタテバイオテック株式会社、道の駅までい館、いいたてホーム、株式会社ハヤシ製作所など21社から総数として40名を超える求人がございます。

村として、引き続き企業立地等支援補助金、スタートアップ補助金、ベンチャー補助金など既存の企業による新たな取組への支援や、国・県の補助制度も活用した商工業事業者の新規進出などの支援策を進め、雇用の場の確保に努めるとともに、就職サポートや雇用支援を行っている各機関と連携し、求人情報の周知を図ってまいります。

次に、ご質問7の2「産業団地の見通しと、既存の企業での雇用と時給アップと企業の経営の課題」についてお答えいたします。

産業団地についての見通しとして、企業からの村内での用地取得及び操業等についての問合せは現時点までで10件であり、最も多い業種は製造業、ほかに食品加工業、エネルギー事業者等となっており、それぞれ深谷地区に整備する産業団地のご案内をしているところです。引き続き村内での雇用を生み出す企業を想定して誘致活動を進めてまいります。

次に、既存の企業の雇用や経営について、村内の事業者からは、原油価格や物価高騰に対する経費の増加や経験豊かな従業員の高齢化、技術を継承する若い世代の人材不足などが聞かれているところです。

なお、最低賃金の引上げについて、厚生労働省の審議会において今年度の目安が示されたところであります。福島県は、現在955円の最低賃金となっておりますが、目安どおりに引き上げられれば、福島県では初めて最低賃金が時給1,000円を超えることになり、村内事業者等の経営にも影響が出るものと考えております。

村としては、引き続き雇用に係る動向を注視するとともに、地元雇用の奨励補助、工場等の取得、エネルギー設備の導入への支援を行う企業立地等支援補助金をはじめ、スタートアップ補助金、ベンチャー補助金など既存の企業による新たな取組への支援や、国・県の補助制度も活用した商工業事業者の新規進出などの支援策を行うことにより、村内の雇用の場の確保、商工業の一層の活性化を図ってまいります。

次に、ご質問8-1「防犯の現状把握と対策・体制を伺う」についてお答えいたします。

飯館駐在所によりますと、令和6年における村内の犯罪件数は28件で、そのほとんどが鉄板やグレーチング、肥料などの窃盗であると報告を受けております。村では、防犯対策として防犯カメラでの常時監視に加え、防犯指導隊やウルトラ警察隊による村内パトロールの実施のほか、南相馬警察署と連携した防犯キャンペーンなどの広報活動も実施しております。

また、配達業者等による村民の見守りのほか、令和6年度からは事業所との防犯連携により、通勤や移動時のながらパトロールの実施、社用車への防犯ステッカー着用などのご協力をいただいており、不審者や不審車両を発見した際は駐在所へ通報いただくこととしております。

次に、ご質問8-1「鳥獣被害防止の施策と体制」についてお答えいたします。

第6次総合振興計画後期計画の施策、農畜産業の環境づくりの一環として、飯館村営農再開推進協議会によるワイヤーメッシュ柵及び電気牧柵の2つを併せた複合柵の対応を実施しております。また、さらに鳥獣被害対策実施隊を編成し、隊長をはじめとする24名体制で各種鳥獣被害防止に努めているところです。

次に、ご質問8-3「関係団体などとの打合せ連携」についてお答えいたします。

まず、鳥獣被害対策実施隊については、毎月1回の定例会を実施しており、鳥獣被害の動向などを全隊員で情報共有しております。また、当該定例会の主な内容としましては、昨今の村内におけるイノシシや猿をはじめ、個体が確認された熊などの鳥獣害情報やそ

れらへの対策などについて、県の指導員を招聘して個々の隊員の知識を深めるとともに、いかに鳥獣被害を減らせるかなどを協議し、各種対策を実施しているところです。

ご質問の6-1、6-3については、教育長よりご答弁申し上げます。

以上となります。

教育長（高橋澄子君） 戻りますが、ご質問の6-1「なぜ村民の施設利用を村の都合で日程変更するのか。十分な理由・説明で合意されているのか」についてお答えいたします。

村では、交流センターの使用に当たっては、交流センター管理運営規則に基づき運用を行っております。また、当規則には村の事業の執行上やむを得ない理由を生じたときは使用許可の変更を行うことができると規定されていることから、例えばこれまで村が選挙事務や生涯学習課事業等で交流センターを使用する必要が生じた場合には、使用申請をした団体へ場所の変更をお願いした事例があります。なお、その際には、村が代替となる公共施設を確保して、おわびと丁寧な説明をしながら、使用申請団体と合意しております。今後、このようなことが生じないように、施設利用受付に留意を払ってまいります。

次に、ご質問の6-3「文化協会など組織体制の設立・体制の改善と充実をなぜ進めないのか伺う」についてお答えいたします。

震災、原発事故以降、全村避難の影響で会員が離れ離れになったことや、指導者の高齢化等の理由により、音楽・芸能等の文化活動を行っていた多くの団体は解散または休止をしており、震災前に文化協会に加入していた17団体のうち、現在活動している団体は3団体と少ない状況にあるため、文化協会の再設立には至っておりません。

一方、組織設立の点では、震災後に設立された団体も幾つかあるほか、毎年開催しております芸能発表祭は参加団体による実行委員会形式により事業を実施してきております。

村といたしましては、各団体の参加者募集チラシによる活動の周知のほか、総合文化展や、村外を含む発表の機会の確保・充実などを行って、音楽・芸能等の文化活動の支援を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） では、再質問をさせていただきます。

1-1における景観や環境が阻害される危険性があることありますという答弁ありますけれども、実態数は今まで何件かあったんでしょうかというのと、あとは美しい村推進審議会への諮問も実態数とか、防止に至ったものはあるのか、まず伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 再質問1点目の、景観や環境が今まで阻害される危険性そういうものがいたものがあったのかということありますが、先ほど村長から答弁申し上げました事業等については、そういう阻害というふうな危険、そういうものはなかったと認識しているところであります。

また、2点目の推進審議会への諮問の中で、審議の段階でそういうものがあったのかというようなご質問でありますが、基本的には事業者が、そういう危険性のないということで判断して計画を出してますが、一番は地域住民との合意ですね、そういう部分で基本的にきちんとされていないんではないか、説明がきちんとされていないん

ではないかとか、そういった部分で地域からの心配、そういったものが懸念されるというようなことで、最終的に承認というような結果に至らなかつた、そういった事例は何件かあるところです。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 前にも申し上げていますけれども、深谷地区で山沿いの太陽光の誘致があって、プロパーが入って、土地を買う人が広島で、太陽光を建てる人はもっと遠くの業者とかとあって、推進審議会の委員の方にも話したこともあるんですけども、非常に、被災地をめぐっての土地問題、いろいろあるので、その辺は、今答弁によりますと合意に至っていない、説明不足やいろいろあって、実際は進んでいないのかなと、我が地区ではですよ、ほかの地区、村全体よく分かりませんけれども、今のところはそういうことで進められていないという確認でいいんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員からちょっと具体的な地名まではあったところがありますが、そういった事例が何件かありますて、そういった部分については、この美しい村づくり推進審議会でしっかりと業者に回答を求めて、しっかりととした回答ができないという状況でありますので、そのままストップしているという状況であるということあります。

8番（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、村長が求める村の自然環境、村長、村の行政に関わって長いので、震災前からすれば設備やいろいろできていますけれども、これ以上の風力発電や太陽光の設置というのは、対応は、村としては基本的にはどういうふうに考えているんでしょうか。これ以上もっともっと増やしたいのか。

先日、阿武隈山系の日本最大の風力発電の説明受けましたけれども、あれの、つながる、飯館もそれに混ざるようなことまで、村は、財源が入るからということで、進めようとしているのか。どのような、村長が考えるものはどの辺まで、今のところは考えていらっしゃるのか。

例えば、大型太陽光設置というのは、なかなか規則の中でできないので、例えば五反分とか、小規模の太陽光はこれからも若干進むんではないかと。それはなぜかというと、土地があっても、その土地活用がなかなか、特に農地も含めて借りる側がいないような土地の活用が難しい状況にあって、もともと活用した方々の高齢化の問題もあって、息子さんが戻ってやらないというのもあって、そういう部分で若干進むんではないかなと。相談も何件か受けていますので、そういう点ではどのように、どの程度までとか、どの範囲で、この条例によってされるのか。村長としての村の自然環境は。例えば、山全体、周り、全部風力発電建っても仕方ないとか、太陽光もあちこち、地主さんの合意があればそれはそれでやむなしというふうになるのか。村長の考え方を伺うものであります。

村長（杉岡 誠君） 村の自然環境の中で、特に再生可能エネルギー利用をどこまで村として進めるのかというご質問であったかと思いますが、村が今主体となって進める再生可能エネルギー事業は一つもないわけであります。あくまでも、民間のほうからの提案で、環境アセスメント等含めて、あるいは太陽光の話も含めて、提案があったり、事業計画の話を、村のほうの美しい村づくり推進条例に基づいて申請があったり、相談があった

りというのが現状でありますので、村が主体となっているものは何一つないんですけれども、村のほうで持っている施策方針としては、ゼロカーボンビレッジいいたて宣言の中で、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーは進めるということを宣言させていただいておりますので、その住民福祉の向上に資するということが絶対条件だと私としては思っています。ですから、以前のご質問、あるいは一般質問の中でもご答弁申し上げたかもしませんが、ただの営利企業として、営利行為としてなされる再生可能エネルギーを唯々諾々として承認するということは、審議会の中でもないですし、私としてもそれは考えておりませんが、なお地元の方々、あるいは村全体との連携の中、あるいは将来性を考える中で、そういう住民福祉の向上に資するものを積極的に提案をしたり、一緒にやっていくということが話としてあるならば、それは検討するものとして、あるいは村が進めるものとして、考えることはあり得るだろうと考えているところであります。

それから、小規模の太陽光発電の話が具体的な事例としてありました、例えば農地に関わる部分については、実は村の農業委員会の判断だけで決めているものではありませんで、通称農振計画がありますので、農振計画の変更については県の同意を得ないと、そもそも農業委員会にかけることすらできない、あるいは農業委員会にかけるに当たっても様々な法令上の、あるいは過去の事例を含めてのいろいろな制限、あるいは農業委員会のそれぞれの今現段階の判断というものが反映しますので、少なくともその2つの県なり村の農業委員会なりの判断を経なければ、そもそも農地で太陽光はできないというのがあります。

あるいは、農振農用地ということでよく言われますが、山林についても農振の区域内に入っていますので、その辺についても実は県との協議がないという部分がありますので、多重に実は村の中は網かけがされている。逆に言うと、先ほど言ったように乱開発にならないように、村の推進条例、美しい村づくり推進条例、通称景観条例でだけフィルターをかけているんではなくて、各種の法令をしっかりととかませながら、それぞれのそれを所管する団体の意見を聞きながら、物事は判断してきているということあります。農地における太陽光については、難しい部分が相当あるだろうと考えるところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 亂開発に至らない中で、使わない土地を固定資産税払っていくのが大変だということで、小規模の太陽光事業をやりたいという村民がかなりおるんですけども、今の村長答弁からすればなかなかそれもかなうものではないと。震災、原発事故あった近くの年度に、私も今の農地法以上の、もっと特別なものとして土地活用できるようなものにすべきだと村長に何回もお願いしたんですが、それはかなわないで、今の農地法の中での話になっていますので、全然、そういう意味では、土地は持っているけれども活用も何もされないで、税金を納めるだけの資産が、今後、そういう考え方している人が村民の中にもたくさんおりますけれども、そういう方々にとっての小規模太陽光設置とかそういうものに道を開くような動きは、何かできるんでしょうか、行政として。

議長（高橋孝雄君） 八郎議員にお願いします。マイクを近づけて、もう少しキーを高くしてお話ししてください。

村長（杉岡 誠君） ちょっと門戸を開くというんでしようかね、そういう制限を例えれば緩和するというような話としては、なかなか先ほど答弁したとおり、いろいろな所管する団体等々の判断というものを総合的に加味して村が判断しなければいけないし、村といつても村行政の判断ではなくて、農地に関しては村の農業委員会が最終決定者になりますので、そういうものがあるだろうなと思います。

そうですね、村としては前々から申し上げているかもしれませんし、私の個人の施策としてもそうですが、あらゆる土地の価値、あるいは物事の価値を高めていくということが求められていますし、私自身もそのために様々なことをさせていただいている。農地中間管理事業での農地集積をはじめ、様々な作付を勧奨したり、牛を飼っていただく方を増やすことによって土地を利用する場所を増やしていくということをやっておりますが、それでもなお100%にはまだ至っていないと。そういう中で、個人の方々が、税金だけ取られるのはどうなんだろうかと、土地からきちんと収益を上げるべきだろうというお考えに至るのは当然のことでありまして、村としても必死になって、例えばそこを借りてもらえるように、こういう品目をやつたらいい、できるんじゃないかということを、今も実は継続的に考えたりしますし、あるいはそういうことをもっと実証的でできないかということも考えたりはしております。

もう一つは、営農型太陽光という方法がありますが、これは作付をしなければならないという部分になりますので、むしろその土地を太陽光事業者に貸して賃貸料なりをと考える方にはちょっと適していない状況になりますから、いずれにしても村としては、地域の合意形成の中に個人の土地の利活用も入っているという考え方で今までやってきておりますので、個人の土地であっても、やはり農村として景観を大事にして、あるいは将来の村民、子孫のためにと考える中で、地域全体の議論も含めながら、村としてはいろいろな情報をいただいて、そのときそのときに判断を加えさせていただきたいなと考えるところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、先ほど最初の質問のときも申し上げましたけれども、家以外に8時間いて、残り16時間在家の中にいる場合ということで、0.23というのは出ているんですけども、実際そういう生活はあり得ないので、0.19という方がかなりおるんですけども、昨日村に居住している方、昨日1日でどのぐらい浴びましたかと、放射線量値ありましたかといいましたら、5.7マイクロシーベルトという報告がありましたけれども。実態としてはもっと高い人もいるし、そのぐらいの人もいるし、もっと少ない人もいるという流れですけれども。それは現状としては村長の知見からすれば、当然の今の村の現況でしょうか。

副村長（中川喜昭君） 放射線量については、原発事故起きてからもう永遠の課題の一つかなと私自身思っております。これまで、計画的避難区域の際には年間20ミリシーベルトがあつたり、あとは長期的には追加被ばく1ミリシーベルトを目指すという国の方針があ

ったり、いろいろな数値が出てきている中でございます。ただ、現在までも、それらの数値で自分たちの生活再生を考えるという部分では、ある意味その数字が基礎となってきているのかなと思っております。

避難解除になっても、やはりむやみな被ばくはしないようにということで、外部被ばくでありますと空間線量の数字を見ながら生活をする、内部被ばくについては作った食べ物、山菜等についても放射能測定器にかけて、その数値を見ながら生活をするという形で進めてきたところですが、やはり今現在でも放射線量はございます。そういう中では、それぞれにあるモニタリングポストですね、これもある意味はその場所の数値を表しているという部分もありますし、あと一方では今現在も個人の積算線量計を持ちながら生活している方々もおります。やはりそういう数値を、自分たちの生活実態にどうやっていくんだという部分ですね、これも原協さんのほうでご指導等、相談等もしていただいておりますので、やはり今後もむやみな被ばくを受けないような形で、放射性物質、放射能と付き合っていかなくちゃなんないのかなと、残念な部分ですが、そのような思いをしているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 答弁の下から3段、いただきましたけれども、これ測定結果、このデータは国のホームページの中で公表されているのか、村への文書での報告があるのか。あとは村独自の調査はどのようにされて、その報告内容は、流れとしてはどうなっているのか、伺っておきます。

産業振興課長（松下貴雄君） 個人の線量管理の部分でございますが、まず個人の線量管理につきましてはD-シャトルという小型の積算線量計を希望があった方々に貸出しをして原安協のほうで定期的に計測をしまして、個人の方のほうに線量の結果を報告しております。

あと、村内にあるモニタリングポストでございますが、まず国・県・村のほうで設置しております、各設置したほうでホームページ等で公表をしてございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） そうすると、その流れで十分ということで、村独自のものとして、国・県の流れでないところでの計測やら、心配をしての調査はしていないという理解でいいのかな。

村長（杉岡 誠君） リアルタイムでそう見えるものとしてモニタリングポストが道路の近くに置いてありますが、それ以外に個人積算線量については希望者に貸出しをしている、あるいは、ちょっと数年に1度になっておりますが、道路上モニタリングマップを作つて全戸配布をしておりますので、様々な形で測定はしていると認識をしております。

なお、個々のご自宅等については、そういう要請があれば、そういう線量計を持っていて測ることもできるのかもしれません、震災当初においては各行政区で空間線量計、アロカ製の物を持っていただいて、そういう物で測っていただいたという経緯もあったし、あるいは個人線量計を持っている方もいまだにいらっしゃいますので、そういうものをご利用いただくということも非常に大事なのかなと思います。

1点、モニタリングポストそのものは、議員の皆様も以前自分たちで持っている線量計と比較をしてみてちょっと誤差があるんじやないかというご質問があったかと私は記憶しておりますが、あのモニタリングポストはですね、大きさや電圧等によってかなり線量は、濃さといいますか、どこの中央値を測っているかというので違いますので、絶対量ではないと。ただ同じ製品で一定の範囲で同時に測るとグラデーションとして、濃淡として把握することができるという、そういう目的のためのものが本来は環境放射線モニタリングポストというものでありますので、絶対量で測りたいということであれば個人線量計を持って見ていただきたいという部分ですし、一番大事なのは積算線量、要は被ばく量ですね、どういうふうに測るかということなので、積算線量計を持っていただいて分析することが大事であると考えております。

ですので、線量計それぞれ種類がありますので、使い方、なかなか私もレクチャーできていない部分がありますが、目的に応じて使っていただくということが大事でありますし、国・県・村が公表している空間線量率の数字もですね、どういう目的で取っているかというものを認識して、把握した上で分析をいただくことが必要になる、ちょっと扱いがやっぱり難しいものになっているのかなと思っているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 6年間においてはね、かなり測定、調査というのを村も重要視して、かなり積極的にやられましたけれども、ここ何年間に至ってはもう、そんなことしなくていいみたいな感じに見えるのでね。やっぱりここで言っているように、危ないものは危ないんだというものを、しっかりやっていただきたいというのと、やっぱりそういうものがある場合は周知願いたいと。

例えば、モニタリングポストも、私通るたびにモニタリング、手帳に記録して歩いていますけれども、数値が場所によって全然違っていますのでね。蕨平、比曾、長泥の流れがどれだけというのも、なかなか見に行けないんですけども。いずれにしろ、実態としてあるものはあるというのが大事だかなというふうに思っています。

次に移りますけれども、道路状況を把握して、必要に応じて保守や修繕を行っているということでありますけれども、これまでの件数と場所はどのぐらい、維持管理、4事業者が見回りやって、職員の巡視やって、その中でやった事業件数というのはどのぐらいあるんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 村内の4事業者で村道の点検、草刈り、側溝の土砂上げ、支障木伐採等を点検も含めて行っております。件数等につきましては、今のその4業者による点検についての件数については今現在把握してございませんが、持ち合わせておりませんが、一般の補修のほうで行ったところにつきましては、維持補修に関しまして63か所程度、あと道路維持工事のほうで行っている箇所につきましては15か所について工事のほうで維持管理をしてきているところでございます。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、4業者による、大変成果をね、安心安全のための成果を上げられているということで伺いました。

なお、日照を遮る樹木の伐採、今後対策していくことですけれども、交通安全上、

何件か事故起きたらやるのかどうか分かりませんけれども、いろいろな住民が「俺も役場に言ってやったんだ、区長に言ったんだ」とかという話が結構あるんです。私も何か所か通って、これは危ないなと思う所があったので、やっぱり危ない所は早く、早急に、樹木の伐採の対応を検討するという答弁今日していますけれども、検討しているうちに雪降ってくるし、雪降れば見えなくなるから、道路みんな雪だということじゃなくて、やっぱり危ないのは危ないし、飯館の人は道路を分かって走っているからいいんだけれども、村外から来た方は道路いっぱい走りますのでね。そういう意味では、事故になりかねない。私何か所かであったものですから、私が運転下手だからかどうかはともかくとしてね。危険な所は危険だなというもので、早急に対応願いたいと思います。

次に移りますけれども、インフラ整備の道路の問題で、村長も大分、何十回も要望活用をやっておられて、最近の成果と見通しは具体的に何かあるんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 答弁でも申し上げておりますとおり、国・県と、あと直接県庁や国土交通省、財務省、県選出国会議員等へ要望を重ねてきております。

399におきましても、ここに記載のほか、昨年の6月24日にあぶくまロマンチック沿線自治体連絡協議会として自民党復興加速化本部等へも要望をしている状況でございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） そうすると、計画として進める段階までまだ全然、要望している段階というところで、見通し的にはないということですか。要望していることに、対応、国や県としては。

建設課長（高橋栄二君） 今、現段階としましては、要望活動に重きを置くという状況でございます。

8番（佐藤八郎君） 引き続き、大変、村の一大事業だと思っても間違いないぐらいのことなので頑張っていただきたい。

次に移りますけれども、私も好きこのんで原発被害の地域になったわけでもないし、ただ一方的に何だかんだっていって、何年度打切りだ何だかんだと国が一方的にやってくるんでしょう、加害者のほうが決めてくるんですけども、この根拠というは何でしょうか。私ども12市町村が、国にぜひこのぐらいで医療費打ち切ってくれとか、このぐらいで何してくれなんて要望を上げているものはないですよね。先ほどの答弁からしても、全部続けて継続をお願いしているわけですけれどもね。それなのにも、何か役場としては、被害を受けている村民に対して、この頃は打切りになるんだ、この頃は半分だ、この頃は上位所得者以外はかかるくるんだと、こう、最近ずっとやっているんですけども。一体、誰がどういうふうに、何をもってそんなに加害者が言いたい放題、やりたい放題でこんなことをやるんでしょうか。その辺についての何か根拠はあるんですか。被害を受けた住民に対する何か根拠が、国で定めて、それがよしとされているんでしょうか。

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午後 2時05分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後 2時05分）

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 先ほど答弁したとおり、国、まずは内閣府がその基本方針について見直しをする際に、一般的に全国民の被保険者間の公平性の観点、そして各自治体においても住民税や固定資産税の課税の見直しが進んでいる、こういったことを総合的に考えて、方針として決定したと認識をしております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 全国民の公平性を言うんであれば、全員が放射性物質を浴びたわけでも何でもないんです。原発事故が日本全国受けたわけでもないんです。それで、こういう減免やいろいろつくったわけですよ、加害者側がね、被害者の要望もあってね。ところが、ちょっと、今の課長答弁は分かりますけれども、分かりますけれどもね、そうではないだろうというのを言つてはならないし、村長が村民の代表者としても当然です、と私は思っています。

あとは、長泥と19行政区の違いはありますけれども、長泥は最初はもう6年たっても戻れないかもしれない地域だから、1人当たりの賠償金も出たわけです。750万円だか、1人ね。19行政区はそういうものはないんです、やがて戻れる地域だということで。それでスタートしていく、最近になってみると、今日の答弁にもあるように医療費にしろ減免、免除にしろ、長泥はこれから10年先無料だとか、これから先何年免除だとかと、どこまで行ってもこの差がついているんですね。だったら、19行政区についても、ふるさと創生かどうか分かりませんけれども、1人当たり出した750万円というのは、改めて19行政区の村民にも出すべきじゃないんですか。要求すべきじゃないですか。だって、ほかのことで、これずっと差をつけていくわけですから。片方の部分は19行政区と同じことを延期して補償していくと言つてながら、この1人当たりに対する賠償は19行政区にとって何も加害者は言つていませんよ。このことは、何か機会あれば村長からぜひ言つていただきたいと、要求をしておきます。答弁はできませんでしようけれども。

次に移りますけれども、現状の医療費の実態、国保会計、村民負担増えると思ひますけれども、この箇条書の答弁、これ人数で割れば1人当たり何ぼ、世帯当たり何ぼと出るんでしょうけれども、村民一人一人が一体どのぐらいの、国の言いなりで、このまま正常化した、先ほど住民課長からあった国民との公平性からいって負担は願うんだと、国の言いなりになるとすれば負担はどのぐらい増えるのか、1人当たり、世帯当たり、答弁求めます。

健康福祉課長（今野智和君） まず、利用者の負担についてお答えさせていただければと思います。今、おただしの中ありましたように、人数で割れば1人当たり出るんじやないかということもありましたが、一人一人医療機関に通う回数も違いますし、介護保険であればサービスを週に1回使う人もおれば、施設に入所して大きな給付費が出ている方もいますので、単純に割る数字としては今控えてはおりません。ただし、毎年、介護保険の給付費関係であれば、介護給付費のお知らせとして年に2回、個人でどれぐらいのサービス料を使って給付費は幾らですよと、その給付費の1割から所得に応じて3割と

いうのが個人負担になりますよという、個人のお知らせをそれぞれの方に通知しているところとなっています。

同様に、医療費、国民健康保険と後期高齢者医療保険についても年1回、もしくは2回、同様に医療費のお知らせという形で、個人の年間もしくは半年にかかった医療給付費の金額というものが個別にお知らせとして流されておりますので、参考になるかと思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 今、課長言われるのは、それはそれで分かるんです。ただ、介護保険にしろ国保保険にしろ、料金やら介護の納付金があるわけです。そういうものが今は減免されて、免税になったりいろいろしています。それが全くなしでかかってくるわけです。医療かかったらかかっただけ一人一人違いますけれども、それは分かります。基本的に負担として押しつけられるものはちゃんとしておかないと、皆さん負担する準備がありますし、そういうものを私は言っていますので、機会あれば広報か何かで、免税とか減免が国の言いなりになればこうなりますというのをご承知くださいということで、してもらえばいいです。答弁しなくとも。

次に移りますけれども、何せ皆さん、そういう心配なんです、毎日。お金入ってこないですから。お金は入らないけれども、負担は増えるという見通しなんです、今の生活。それを、職員も分かっていただいて、準備していただかないと、滞納者が増えて、それも職員の仕事といえば仕事ですけれども、わざわざ滞納を増やすようなことを仕事としてやっているのはいかがなものなのかなで。

次に、公民館の運営について、教育長、せっかくご答弁いただいたので。答弁する内容はそのとおりだなとは思いますけれども、村民とか団体では相談されて総会や定例会で日程を決めて、そういう方向でみんなして活動していくわけですよね。ところが、何日前か、何か月前か知らないけれども、規則があるから俺らほうで変更できるんだといってやられるのは、行政としてはよくないと思いますけれども。規則上やれることにはなっているという答弁なので。やっぱり、住民、村民の団体はなかなか今の中で連絡取ったりなんだりするのは行政より大変なのよ。だから、非常に、そういう意味では不満を持つというか、役員の人がまいっちやうのね。来る、来ない呼びかけられた人は「ほんなんだら行かねえべ」と言えばいいだけだから。ところが役員はそうは行かないからね。そうすると、役員の活動を助ける役割を行政が果たさないで、役員の活動を余計にひどくするようなやり方というのは、村行政としてはどうなのかということで、私、何人かに言われて、私が謝ってもしようがないんですけども。いずれにしろ、逆さまじゃないかと言われているんです。だから、その辺は今後十分気をつけていただきたい。

6-2に入りますけれども、いつまでもいる職員がいるんですね。名前言うとうまくないからあれだけれども。人事異動ないのかなと思って。多分、役場職員ではないんだよね。臨時職員か何かでしょう。前の村長が連れてきた人だから優秀な人なんだそうです。それは分かりますけれども。何か、ずっとそこに居座ってずっといるというのは、公民館の主様だから、課長行って何か物なんか言えないんじゃないですか。あっちのほうが

十分、何十年、分かっていますから。そういうのがね、一般の人から何なんだって。あの人人がガンになって、いろいろこんなことでやっているんだべと言われているんですけども。その人言いにくいそうだから、私、今回上げて言っています。そういう点では、やっぱり人を一新するとか、内容的に、先ほど文化協会のこともありましたけれども、2つにしろ、3つにしろ作ってスタートしないと、川俣の文化協会、南相馬の文化協会、飯館文化協会ありません、いつまでありませんで続けるのかと。お互い、そういう協会同士で交流したり、行ったり来たりする中で、いろいろな見通しなり、村民にとっての新しい物も発見されるし、いろいろできるんでしょう。何、いつまでやっているんだと、それも言われていました、関心ある方から。行政は、新しいことをやったりしないほうが楽なんです。去年とかおととしと同じことやっていればいいから。そういう問題じゃなくて、新しい村づくりをしていかないと駄目なわけですから、震災前のようなものを取り戻すなんということにならない。これは杉岡村長、前から言っていますとおりだから、私もそう思うし。そういう意味では、5人だろうが10人だろうが新しい団体だろうが、やっぱり集まつていただいて、相談願って、広めて、視野を広め、交流を広めていくというのが筋じやないですか、当然の。ということで申し上げております。

あとは、村民の所得アップというか、この間企業との懇談会をやりました、企業というか商工会との。それでもいろいろ言ったんですけども、どれだけ震災後15年目迎えて、どれだけ頑張ってやろうとしている事業者に村が金もうけさせているのかというのが大事だし、どんな事業でどんな事業者がどれだけの仕事をできるのかというのも大事だし、そういうことをきちんとつかんで、大きいものを例えれば分解して、基礎工事は、何工事は、として、村の業者がやれるようにするとか工夫を凝らして、収益、所得上がるような企業を育てなければ、容易ではないのかなと、懇談の中で聞いて、ちょっと発言もしてきましたけれども。何せ、私ら執行者ではないので、議会で申し上げますということあります。

議長（高橋孝雄君） 八郎議員、答弁はよろしいですか。

8番（佐藤八郎君） 答弁は、今終わってからしてもらいますけれども。

あとは、もう一つ、特別養護老人ホームの従業員について、何かそういうのに特化した養成講座とか、そういうヘルパーさん養成とか、そういうものをどの程度考えて、そういう従業員確保に活動されているのか、その2点をお聞きします。

村長（杉岡 誠君） 2点あります、前段の商工事業の部分ですね、これは私がご答弁申し上げますが、村内の事業者による経済活動が非常に大事だということは、まさしく議員おっしゃるとおりで、ご指摘のとおりでありますし、商工事業者の方々も震災を受けて、もう本当に離散をして大変な中で、今、村の中で従業員の方々にしっかり賃金を払いながら事業をしていただいているところは、非常に私はありがたいし、村としてもしっかりその状況を把握しながら、支援策という言葉がいいのかどうか分かりませんが、国の状況も踏まえながら様々なことを一緒に考えていかなければならぬし、ある意味その投資ができるような企業の体力というんですかね、体力づくりになるような部分もということを考えて、先般の議会で皆様のご理解とご議決をいただいて、企業立地等の支援の

基金をつくる、今般の議会においてその補助金という形での予算を計上させていただいているところです。

今後も事業者の皆様方の様々なお話を聞きながら、非常に適切な施策を考えていかなきやいけないなと思いますが、いかんせん飯舘村は内需だけではどうしようもない部分があります。内需というのは、村内のお金のやり取りだけではどうしようもできない部分ありますので、ある意味外から稼いでくるという部分が、できる業態とできない業態がありますけれども、そういうことも踏まえて、あるいは内需として公共事業も含めて、あるいは先ほどご質問ありました道路ということもありますけれども、そういったことを含めて様々な施策を考えなきやいけないなと考えておりますので、ご指摘についてしっかり村としても踏まえて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

健康福祉課長（今野智和君） 私から、2点目の、議員おただしのヘルパーの講座というお話がありました。以前は2級ヘルパー養成講座と申しておりましたが、横山議員の質問にもちょっと軽く触れさせていただいているところですけれども、現在は介護職員初任者研修という講座がございます。あわせて、それを受講した後の実務者研修というのもございますが、その2つについては村の補助金の制度を設けておりますので、改めて住民向けに周知を図りながら、毎年周知を行っていますが、改めて周知を進めながら、従業員の確保に少しでも可能性を広げるために進めてまいりたいと思います。

以上です。

生涯学習課長（山田敬行君） 文化協会のご質問がありました。佐藤議員がただしているとおり、このままの施策がいいとは必ずしも思っておりません。村としましても、まず文化協会の設立の前にですね、各団体が継続して活動ができるようにやっていく。それから、村だけで活動するのではなくて、先ほどご質問にありましたとおり近隣の市町村で連携していく、それから近隣の発表の場をつくっていくとか、そういったことをしながら、文化系の団体の活動を支援してまいりたいと考えております。

8番（佐藤八郎君） 所得アップ、力を入れまして、鳥獣対策ですけれども、いろいろマスメディアなりSNSなど、私ずっと世界的いろいろな技術、いろいろ情報、知識、見てるんですけども、当然村でもそういうのは勉強されたり研修したりしていると思うんですけども、いろいろあるようですね。その辺十分。

あと、答弁の8-3の関係団体の打合せ、連携と言いましたら、答弁は何か鳥獣対策実施隊の話しかなかったので。私、警察とか消防とかそういういろいろな団体との連携の話を聞いているんですけども。答弁しなくてもいいですけれども。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 防犯関係についての、関係団体との体制ということでお話ししますと、まず村の防犯指導隊、総会なり活動、広報活動を行う際には、村も駐在所も、南相馬警察署も同席をして一緒に活動しております。

また、駐在所の連絡協議会という組織もございまして、村内の金融機関あるいは事業所、役場も入って構成しております、情報交換あるいは防犯の活動に協力をしております。

いずれにしましても、隨時ですね、駐在所あるいは南警察署とそういった連携の体制を整えているということでございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） ありがとうございました。終わります。

議長（高橋孝雄君） これで、佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、4番 佐藤眞弘君の発言を許します。

4番（佐藤眞弘君） 議員番号4番 佐藤眞弘です。令和7年第6回の定例議会の一般質問をさせていただきます。

連日、災害級の猛暑が続いています。屋外での作業や炎天下での農作業は熱中症の対策をしながら作業するなどして細心の注意をしないと、命に関わる事態になりかねません。米や農作物、果物への影響も懸念されるところです。

世界を見れば、トランプ旋風が吹き荒れ、戦争、紛争はやまず、核軍縮や地球の温暖化、環境汚染がますます深刻化し、フードロスの防止は進まず、国内は少子高齢化、慢性的な労働力不足、株安で円高の傾向であり、諸物価の値上げは続き、賃金や金利はやや上昇してインフレスパイ럴状態になりつつあります。

高齢者の保険料、医療支払い負担率は増加傾向にありますし、このような状況下で、さらに当村においては復興再生に向けて前進していかなければならない厳しい現実と直面しています。

今回の定例会での質問は、2項目6点について伺います。

初めに、農村漁村再エネ法により、市町村は基本計画を策定し、再エネ設備整備区域を策定可能となっており、この区域設定により農業振興地域の一部解除や農地転用の特例が認められると伺っております。

また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実施計画を基本計画とみなすことで、農地法、森林法等の手続がワンストップ化されます。

六ヶ所村では荒廃農地や農振白地地域の活用、撤去費用の確保、災害時の電力供給、営農型太陽光などが協議対象となっています。釧路市では、湿原周辺の生態系保全と再エネ導入の両立を目指したゾーニングや、市民参加型の勉強会が行われています。

また、基本計画の策定状況と認定プロセスについて、再生可能エネルギー発電設備計画、設備設計計画を策定し、農地法や森林法などの許可が一括で認められる仕組みが整備されています。

飯館村におきましても、農業の担い手を確保するためにも再生可能エネルギーなど新事業を導入していくべきと考えます。

1項目めは、再生可能エネルギー導入の推進に向けて、再エネ協議会の役割、設立状況、基本計画などの協議内容について伺います。

①再エネ協議会の設立時期と背景について伺います。

②協議会の構成員と組織体制について伺います。

③地域還元の仕組みと災害対応について伺います。

④農林業との調和に向けた取組について、どのようにするのか伺います。

2項目めは、教職員の不祥事件が全国的に多発傾向にあり、文科省が発表した最新統計、人事行政状況調査によりますと、2023年度に性犯罪や性暴力、またセクハラ行為で処分

を受けた公立学校の教員は320人、1988年の統計開始以降初めて300人を超えて、過去最高を記録した。そのうち、54.1%が教員自身の勤める自校の児童生徒に対する加害行為でありました。学校種別で見ると、最多は中学校111人、次いで高校が100人で小学校は85人、特別支援学校が22人となっています。こういった不祥事件を発生しない取組について伺います。

①全国的に教職員の不祥事が連日報道されていますが、村における不祥事件に対する予防策を伺います。

②東海地方で、教職員による携帯電話での盗撮画像がSNSにより複数の教職員で共有された事案がありました。これらについてどのように取り組んでいくのか伺います。

以上よろしくお願いします。

村長（杉岡 誠君） 4番 佐藤眞弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1及び1-2については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、1点目の「再エネ協議会の設立時期と背景」についてですが、村では農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画の作成及びその実施に関し必要な事項を促進することを目的とし、令和5年10月17日に飯館村農山村再生可能エネルギー法促進協議会を発足させ、これまで2回協議会を開催しております。

次に、2点目の「協議会の構成員と組織体制」についてですが、当協議会の設置要綱にて、学識経験者、関係団体の代表者、関係住民、発電事業者、燃料供給事業者、飯館村職員等の中から10名以内をもって組織することとなっており、現在の協議会委員としては、学識経験者として国立環境研究所職員1名及び農業・食品産業技術総合研究機構職員1名、関係団体の代表者として飯館村森林組合代表理事組合長、関係住民として蕨平行政区長、発電事業者として飯館バイオパートナーズ株式会社代表取締役、村職員として産業振興課長及び村づくり推進課長の計7名に委嘱しております。

次に、ご質問1-3「地域還元の仕組みと災害対応策」についてお答えいたします。

これまで、村では様々な事業者から再生可能エネルギー関連の提案等を受けてきておりますが、一部の事業者とは、あわせて再生可能エネルギーのいわゆる地産地消について協議をしてきた経過があります。

具体的には、再生可能エネルギーにより発電した電力を公共施設や一般家庭で直接活用することができないかや、蓄電池を利用した電力供給などができるかなどの観点から、複数の事業者と意見交換を行ってきております。

なお、事業者との意見交換により、発電した電力を直接地域に供給する場合は、供給するための自営線が必要になり多額の経費を要すること、また安定供給のためには大規模な蓄電設備が必要になることのほか、自営線以外で家庭に供給する場合は自前の蓄電池を持ち寄っていただき充電の必要があること、災害時の非常用電力として活用する場合も発電場所までバッテリー等を持参する必要があることなど、実現に向けては多くの課

題があり、なかなか容易ではないとのお話を伺っているところです。

村としましては、住民福祉の向上に資する取組の一つとして、このような取組を講じていただける事業者がいる場合は、課題の一つ一つを解決しながら実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問 1－4 「農林業との調和に向けた取組についてどのようにするのか」についてお答えいたします。

再生可能エネルギーと農林業の調和の取組事例としては、営農型太陽光があります。なお、営農型太陽光は営農が基本でありますので、事前に営農計画や各種転用の手続が必要であり、設置後については、村農業委員会へ作付状況や収量の確認書類並びに販売証明等の各種書類の提出が必要となっております。

村としましても、農林業と調和の取れた再生可能エネルギーについて、ゼロカーボンビルレッジいいたて実行計画等に基づきながら検討してまいります。

他のご質問については教育長よりご答弁申し上げます。

教育長（高橋澄子君） 次に、ご質問 2－1 「教職員の不祥事件に対する本村の予防策」についてお答えいたします。

村教育委員会では、不祥事や事件に対する予防策といたしまして、福島県教育委員会が、教職員による不祥事を根絶するための対応策を組織的に行うため、様々な取組を進める一環としてまとめた「信頼される学校づくりを職場の力で」を活用し、それぞれの教職員が不祥事を他人ごととしてではなく、当事者意識、危機意識を持って自らの行動を見詰め直すよう指示しているところです。

しかし一方で、福島県において、教職員の不祥事根絶には至っていないのが現実であり、福島県教育委員会では、今年3月に不祥事根絶プロジェクトを新たに策定し、様々な取組が提示され、村教育委員会といたしましてもその取組を展開しているところです。

具体的には、1つ目として、年度初めの教職員面談の際、教育長が教職員一人一人と直接面談し不祥事防止についての注意喚起、指導を行っております。2つ目に、毎月の校長・副校長・園長会議の場で、特に管理職に対し不祥事防止について指示を行っております。3つ目に、村教育委員会による学校への指導訪問を実施し、学校が持つ会計の管理について、帳簿や通帳等の点検確認、指導を行っております。そして4つ目には、学校における職員会議の際に、管理職からの注意喚起と指導を行ってもらうほか、同じく学校において毎月服務倫理委員会を開催し、不祥事防止に関して情報共有を図ったり、対策を協議したりしながら、不祥事や事件の発生予防に努めるよう指導徹底を図っているところです。

次に、ご質問 2－2 「盗撮事案がSNSにより複数の教職員で共有された事案についての取組」についてお答えいたします。

ご質問の事案発生を受け、文部科学省初等中等教育局長より令和7年7月1日付で、児童生徒性暴力の防止に関する教師の服務規律の確保の徹底についての通知が発出され、また福島県教育委員会からも7月11日付で児童生徒性暴力の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底に係る取組についての通知があったところです。村教育委員会といた

しましては、速やかにこれらの通知をいいたて希望の里学園に通達するとともに、校長・副校長・園長会議において通知の内容を改めて示し、事案発生防止のための必要な取組を行うよう指導いたしました。

指導の内容といたしましては、通知を踏まえ、職員個人のスマートフォン等の私的な端末での児童生徒の撮影を禁止とすること、学園所有の端末等で撮影した児童生徒等の画像を管理職の許可を得ないで外部へ持ち出しすることを禁止すること、学校内トイレや更衣室等の定期的な点検を行うことなどです。

このほか、同じく校長・副校長・園長会議において、教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律について概要を示しながら、基本理念である児童生徒性暴力等の根絶に向けた啓発を行っております。さらに、学校においては、職員会議の議題として事案を取り上げ、周知啓発を行ったり、毎月開催される服務倫理委員会において、福島県教育委員会がまとめた不祥事防止のためのチェックシートを用いた点検も実施しているところであります。

このように、教育は教職員や学校に対する信頼の上に成り立っているとの基本的な考えを重視し、各種取組を行っております。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、協議会について伺っておきたいと思います。再エネ事業の事業展開をしようとする事業者が、村に設備整備計画書を提出した後に協議会が開催されるのか、それとも、この協議会は年に1回実施したということですけれども、定期的に開催されているのか伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村の計画にのっとって進めようとする事業者が先に計画書を提出して、その後の村としての協議会においての計画なのかということでありますが、まずはそういった予定している事業者、そういった事業者を交えて、この協議会の組織体制をつくり、そういった行おうとしている事業者の意見も踏まえながら村としての計画書をまずは策定する、村の計画書に沿った事業計画を策定して村のほうに提出、そしてそれを村が認可すれば次のステップに進むということでありますので、まずは村でしっかりとこの協議会によって計画書を策定するといったことになります。

ただ、この時点で進めようとしている事業者については、もう現在は稼働をされております蕨平の木質バイオマス関係の事業者であったというようなことで、今のところまだ村としてしっかりと計画策定されていないので、事業者からの計画書はまだ出ていないというような、そういった状況にあるところです。

4番（佐藤眞弘君） それでは、次に基本計画について伺いたいと思います。6月の議会で横山議員が一般質問をしていますが、当村では基本計画を今年度中に策定するという回答でした。今後、基本計画を策定する場合に、土地利用計画や、農業振興地域の解除範囲を計画するに当たり、営農計画をはじめ担い手の有無、また荒廃農地など、どのような点を重視して協議し、農地を活用する考え方なのか伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現段階で協議している内容については、先ほども申し述べ

ました木質バイオマス関係、そういった部分が事業者が取り組むということで、計画を考えているということで進めてきたところであります。

農地の活用をしながら、それをどういうふうなことで進めるのかという部分については、農地活用をどんどん進めたいというような事業者等が現れた場合に、そういった部分についてもしっかり村の計画の中で、どういった範囲で、どういった部分について計画に盛り込むべきかというようなことになるかと思いますので、まず村が農地をどうにかしようということではなくて、農地を活用してどんどんそういった計画を進めたいというような事業者等が現れたときに、この計画に、また計画の見直しをしながら進めていくものかなと考えているところです。

現在では、先ほど言いました木質バイオマス関係、そういった部分に特化したというようなことではありませんが、そういった部分を中心とした計画としておりますが、それを策定した後にそういった事業展開が進むというような場合には、再度計画書の見直し等で対応してまいりたいと考えているところです。

4番（佐藤眞弘君） 次ですね、農振地域、また第1種農地は集団的で生産性が高くて原則として農地転用が認められない区域となっております。ただし、この農村漁村再生可能エネルギー法に基づく手続によりますと、一定の条件下で例外的に解除転用が可能になると伺っていますが、飯館村ではそういった事例があるのかどうか伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在のところは、具体的にそういった、この計画に沿って農地を活用したもの進めたいんだという具体的な相談というのは受けてはいないところであります。

4番（佐藤眞弘君） 他自治体の事例を見ますと、再生可能エネルギー発電設備の整備促進区域では、農業振興区域の解除が可能であるそうですけれども、その観点についてお尋ねしたいと思います。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後2時47分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後2時49分）

村長（杉岡 誠君） 今おただしの件は、通称再エネ法に基づく部分のお話ではあるものの、ちょっとその1種農地とか農振区域の一括の農転が認められる事例として、これまでも福島特措法に基づく復興整備協議会によるものが実はあって、そういったものを村として過去に取り組んだ経過がございます。そのときも、ある法律、特措法に基づいて1種農地であっても農転ができますよ、農振の見直しができますよという触れ込みだったので、かなり手続が緩和されるかなと思いましたら、そういうことは全くなく、県との協議は県との協議をしっかりとやりなさいと。そういうものを持ち寄って、一斉にみんなで、それぞれの個別個別の理解の中のものを一斉に集まって、何回か、年に3回ぐらいだと思いますが、福島県が開催する復興整備協議会の中でしゃんしゃん会議というか、

みんな認めていますよという形でやると、農水大臣のみなし農転が発動して、1種農地でも農転をかけることができたということがあります。

ちょっと、再エネ法の件については担当課長のほうから、もうちょっと調べさせた上で説明させていただきたいと思いますが、基本的に簡単なようにも見えて、実は簡単ではないというのが過去の事例としてありますので、私としては、議員がおただしの趣旨は分かりますが、かなり労力としては必要になるものだらうと認識しているところであります。

以上になります。

4番（佐藤眞弘君） それでは、災害時の対応について少し質問したいと思います。

六ヶ所村では、基金の創設とか雇用の創出、それから災害時の電力供給などの制度が制度化がされていまして、また釧路市阿寒町ではバイオマス発電と太陽光発電を組み合わせたマイクログリッド事業により、災害時の電力供給と地域経済の活性化を両立しています。

飯館村では、地域還元や災害対応について、事業者に対してどのような制度や仕組みを考えているか、ちょっと伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在、再生可能エネルギー関係で動いている事業者との、そういった災害時の対応についての協議というのは、特には行っているところではありません。そういった部分で使っていく、災害時等で使っていく場合には、当初の計画段階からそういった仕組み、先ほど最初の答弁で村長から申し上げました直接活用することができるような自営線であったり、あとは電力を持ち運ぶための蓄電、あるいは持ち歩くためのバッテリー施設とか、そういった部分が必要になってくるのかなと考えられますが、そういった部分について今のところ具体的に事業者等と協議が進んでいるものはないというような状況でございます。

4番（佐藤眞弘君） 六ヶ所村ではソーラーシェアリング、いわゆる営農型の太陽光発電導入によって1次産業との共存を図っていますけれども、当村では牧野組合、前回一般質問していますけれども、牧野組合の農地、山林なんですけれども、農地と利用する再生可能エネルギーと農林業との調和をどのように取り組んでいくか、現段階でどんなお考えがあるのか伺いたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 私が担当時代から農業委員会の大きな方針として、村の場合は農地だけじゃなくて農用地ということで、田んぼ、畑、それから採草地についても農用地という扱いの中で、農地と同等の扱いをさせていただいておりますが、村の農業委員会の方針として、基本的に農用地は農用地として活用していくという大きな方針を立てられておりますので、今のところ牧野についても、休止をしている団体さんが多いんですけども、牧野としての再開を見込むような想定の中で今は動いていると思っております。

ただ、村行政としては、そのままだら雑草が生えていくだけ、山に戻っていくだけというのは、先ほどもほかのご答弁申し上げた中でも価値をもう一度生み出していく、再生していくことにはなりませんので、まずは農用地として活用する方向で、例えばこういう作付、あるいはこういう品目であればこういう利益が上がるんじゃないかということ

を、行政としても調べたり、あるいは提案したりすることが優先だろうということで、前回ご答弁申し上げたかなと思っております。

今回、営農型太陽光という話を上げさせていただいたのも、その一つの手法としてあるかなと思いますが、太陽光発電の下で営農するという行為はかなりの困難を必要とするという部分がありますし、村の中、送電網が大きくあるように見えながら、実はその売電のために使える容量がほぼほぼ東北電力さんが持っていないといいますか、そういう部分もあって、太陽光やりたいと思ってもできないような状況があるということも情報としては事業者から聞いたことがあります。ですので、いろいろな状況のミクスチャーを考えて、やはり村民の方の利益になつたり、あるいは将来のために必要な施策というのを考えたいと思いますが、社会情勢としてできない環境があるものについては、そちらに時間をかけるよりも、私たちが一番得意とする営農分野、村民の方々が一番得意とするまず営農分野のほうを検討することを優先させていただいているというところであります。

以上であります。

4番（佐藤眞弘君） やっぱり今、国策として太陽光発電、全体の電力の44%まで持つていきたいという国の考えもありますし、ある程度この再生可能エネルギー、飯館村では太陽光、バイオマス、風力を取り組んでいますけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただいて、これうちにあつたんですけれども平成19年に飯館村が作ったエネルギー・ビジョンの詳細調査というすばらしい冊子があるんですよ。震災2年前ですけれども、当時の飯館村のエネルギー、山林の木とかそういったものをを利用して、グリーンヒートシステムをどういうふうに導入するかというような、非常に前向きなこういう冊子がありました。こういったものをやっぱり協議会で作って、村が再生可能エネルギーに取り組んでいくんだという方向性を、ぜひ示していただきたいなと思います。

それでは、質問を変えたいと思います。

教育委員会のほうですけれども、教職員の、これまでこういった不祥事件に関する、村単独の研修等を実施した経緯があるかどうか、伺いたいと思います。

教育課長（三瓶 真君） 今、ご質問はこうした不祥事防止に関する村単独の研修等について実施したことがあるかということありますけれども、飯館村教育委員会におきましては、毎年教職員の夏季研修ということで、夏休み期間を利用して研修会を実施しております。その中で、こうした不祥事防止についても取り上げて教員研修をしたということがございます。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） この不祥事件に関しては、文科省の教育課長も非常に研修とか、通達を出しても防止にならないと嘆いているわけなんですけれども、村としてこの研修に、専門家を講師とした研修はやられているかどうか。

教育課長（三瓶 真君） 先ほど申し上げた研修につきましては、様々な教育力の向上であるとか、そういうものが主なテーマにはなってきておりまして、そうした講師について今のところお願いをしているということはございますが、議員おただしのように、この

不祥事に特化してそうした専門の講師を呼んだということについては、今のところないということあります。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） SNSですね、非常に学校は行事関係でカメラ等を使うことが多いと思いますけれども、東海地方で教職員が盗撮してそれをSNSで共有していたというような事件がありました。村としてはですね、やはりカメラとかスマートフォンの学校内の持込みについて、やはりルールを決めていかないと防げないと想いますので、ぜひこのルール、きちんと先生方に周知されているかどうか伺いたいと思います。

教育課長（三瓶 真君） スマートフォン持込み等のルールでありますけれども、議員おただしの如く、防止の一つの策としては、そもそも持ち込みについての制限を設けるということも必要なのかと思うところではあります、今こちらで取り組んでおりますのは、答弁にありますように、個人のスマートフォンを使っての撮影は禁止すること、また仮にそれが学校の備品等を使って撮ったものであっても、それを使う際には必ず管理職から許可をいただくことというようなことを徹底しておりますので、まずはそちらのほうを徹底して取り組むということをやっていきたいと思います。

おただしのルールの部分につきましては、先生方も良識ある部分ではあるかとは思いますが、なお今後、会議等の折にテーマとしては検討していきたいと思っておりますが、今のところそういうやり方で不祥事防止を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 飯館村では不祥事件は1件も発生していないと思っていますけれども、文科省とか県の教育委員会も対策をいろいろとやっているかと思いますけれども、不祥事が減らない原因というのはどこにあるかというのを、教育委員会で分析しているかどうか伺いたいと思います。

教育長（高橋澄子君） 今、議員の分析をしているかということに関してですけれども、なぜ不祥事が起きるのかということについての根本の理由というか、そういうところはまだ調べていないというところが現実であります。

ただ、今回答弁にもありましたように、教育長ということでお話を一人一人の先生方とお話をさせていただいたという機会は大変有意義な時間であります、その一人一人の先生方にやはりアタックするというか、一対大勢ではなくて、一対一でお話をしていくというところに大変意味があったと思いますので、そういうルールとか、そういうところということはまだできておりませんけれども、まずは教育長が一人一人、先生方とお話をしたということに、まず一步進展があったかなと思っているところです。

4番（佐藤眞弘君） 答弁の中で、服務倫理委員会開催しているという話がありましたけれども、これに教育長または教育課長が出席しているのかどうか伺いたいと思います。

教育課長（三瓶 真君） 校内服務倫理委員会でありますけれども、こちらについては学校の中で先生方による委員会でございますので、教育長並びに私については出席はしておりません。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 教職員の不祥事について、ある専門家はこれは昔からたくさんあったんだよと、そういうことを言う専門家もいますので、それが表面化して現在に至っているのかなという面もあるかと思いますけれども、これは発生させてはならないことですので、今後とも子供たちを守るという観点から、不祥事を発生させないというような体制をしっかりとつくっていっていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。

議長（高橋孝雄君） これで、佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。再開は15時20分とします。

（午後3時04分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後3時20分）

議長（高橋孝雄君） 続いて、1番 飯畠秀夫君の発言を許します。

1番（飯畠秀夫君） 議席番号1番 飯畠秀夫です。

まず初めに、8月24日日曜日に、今までい館に野菜を出荷しているのでまでい館に行こうとしましたけれども、スーパーカーのイベント等ですごい渋滞していて、その中で大勢のお客さんというか、村外の方がいらっしゃいました。主催者の長谷川氏と話をいたしました。生まれた飯館村に少しでも貢献したい、交流人口を増やしたいので、役場にお願いしてスーパーカーを、今年で5回目かな、イベントを行ったということで、中に入ると本当にすごいたくさんの人で、食堂等、もう本当に人が動けないくらいたくさんのお客がいて、までい館、道の駅の収益になったのかなと思っております。

今年も早いもので、あと4か月となりました。原発事故から間もなく14年6か月を迎えようとしております。今現在、当村における様々な問題は、この原発事故から始まったと言っても過言ではありません。まだまだ復興道半ばですが、住民をはじめ村長、副村長、教育長、役場職員一同、議員一同、知恵を出し合い、子供や孫の代まで安心して暮らせる飯館村をつくっていかなければなりません。そのためにも、問題提起をし、問題の抜本的なところから見直していかなければならぬと考えます。そのためには、時には言いづらいことも言わなければいけないと思っております。

本日は、4項目8点について質問いたします。

大きい項目1、新型コロナワクチンについて質問いたします。

新型コロナ感染症拡大から4年が経過いたしました。厚生労働省では、定期的に接種被害救済制度の審査会が開催されております。審査会では、毎回申請受理及び認定者数が増えております。ワクチンの安全性が証明されるまでは、通常、繰り返し10年程度かかると言われておりますが、コロナワクチンに至っては緊急性もあり、特例で認められたものであります。安全性について疑問視する声もあったと報道されておりますが、国が大丈夫だということで、それを信じて各自治体が行ってきたと理解しております。今現在、被害者とか被害状況がはっきりしてきた現在、今後が心配だという全国的な声もあ

ると、何か報道されていたことを聞いたことがあります。

1点目は、この現状を受けて、当村におけるワクチン行政の評価をお伺いいたします。

2点目は、最近、大手新聞社が報じた記事を見ました。ワクチン予防接種台帳の保管延長をするという記事を見ましたが、当村の具体的な対応をお伺いいたします。

大きい項目の2は、福祉施策についてお伺いいたします。

私、4年前に議員になってから何回か質問させていただきました。飯館村は、標高が高く冬寒い、その中で高齢者及び低所得者、独り親世帯とか暖房費の灯油等、暖房費の補助をすべきと提案しておりましたが、今年度行う予定はあるのかお伺いいたします。

大きい項目3は、風力発電についてお伺いいたします。

今年も全国で記録的な暑さが続いております。特に、北海道では連日40度に迫る猛暑日が続き、北海道らしくないと話題になりました。はっきりとした因果関係は分かりませんが、この数年、広範囲、大規模に太陽光発電運用が開始されたのと、記録的な猛暑日が一致しているとも言われてもおります。太陽光パネルの温度は真夏日にはもう80度を超えるようあります。また、太陽光発電のみならず風力発電に至っても、山林を切り崩すことにより山の保水力が失われることにより、台風時、大雨等で土砂災害のリスクが増すと言われております。

小さい項目1、先日、飯館村交流館にて風力発電の勉強会を開催したが、いちばん館ですか、勉強会を開催しましたが、成果と課題をお伺いいたします。

小さい項目2、今後の意見交換会及び勉強会等の開催予定があるのかお伺いいたします。

小さい項目3、風力発電において考えられるメリット、デメリットを住民にどのように周知するのか。また、行政の考えるメリット、デメリットに対する見解をお伺いいたします。

大きい項目4は、携帯電話の電波塔について質問いたします。

当村では、主要道路から離れた場所、携帯電話の電波状況が悪く通話がしづらい、またネット等の環境が悪いという話を伺いました。この電波状況について、以前から指摘されておりましたが、改善されていない場所もあるようです。ここ近年、地域おこし隊、企業、飲食店等も営業開始しております。しかしながら、飯館村は広範囲の面積もありますが、電波状況の悪いことによりインターネットがなかなかつながらない状態があつたりするとお聞きします。ある飲食店では、お客様から電波状況が悪いねと言われたことがあるとおっしゃっておりました。また、電波状況が悪いと緊急時に不安だということがあつて、やっぱり家の中でなくて外に行って電話をかけなきや入らないんだというところも、私は何件かお聞きしております。

小さな項目1は、村内に居住している世帯で、携帯電話の電波状況が悪いところを把握しているのか、お伺いいたします。

小さい項目2は、今後当村内で携帯電話基地局、電波塔の設置を予定しているのかお伺いいたします。

以上4点について、質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 1番 飯畠秀夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1－1「当村におけるワクチン行政の評価」についてお答えいたします。令和3年に予防接種法に基づく特例臨時接種として、新型コロナワクチン接種が開始され、村では定期接種への移行分も含めて令和6年度末までに延べ2万2,296人が接種を受けております。

当初、接種者の安全性を考慮し、福島市と協定を締結して接種体制を確保し接種を開始した後、村外での接種に合わせて高齢者等の接種予約を支援するため、村内会場でも42回の集団接種を実施しております。この3年間、接種を希望する方にとって安全安心な接種体制を確保できたものと考えております。

また、令和6年度からは定期接種に変更となり、昨年度県内外の実施医療機関で65歳以上の方及び60歳以上で指定する疾病をお持ちの方517名が自己負担なしで接種をしております。今年度についても10月からの接種に向け、昨年度同様の接種案内を進めてまいります。

次に、ご質問1－2「ワクチン予防接種台帳の保管延長」についてお答えいたします。

ワクチンの接種台帳の保管については、現行の予防接種法施行規則で接種後5年の保存が義務づけられており、村もそれに沿って個人の接種記録を保存しております。

本年7月に厚生労働省の専門部会にて、接種を受けた人の死亡後5年に保存期間を延長する方針が承認され、今後1年ほどかけて関係省令の改正を進めるとされております。村としては、国の関係省令の改正がなされ次第、同様の取扱いとしてまいります。

次に、ご質問2－1「高齢者等及び低所得者に対する暖房費の補助」についてお答えいたします。

村では、平成19年度及び平成20年度に、独居高齢者世帯に灯油現物を福祉灯油として支援実施した経過はございます。この間、経済状況によって国財源による各種給付金や村独自の給付金及び商品券事業等も実施してまいりました。現段階では、村独自での暖房費助成については考えておりませんが、今後国・県から燃料高騰対策等の財政支援策が示された場合は、迅速に対応してまいります。

次に、ご質問3－1から3－3については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、1点目の「風力発電の勉強会における成果と課題」についてですが、村では、風力発電に関する勉強会を7月6日日曜日及び7月27日日曜日の2回開催いたしました。

1回目は、脱炭素勉強会と風力発電事業についてと題し、それぞれ農業・食品産業技術総合研究機構の万福様、東急不動産株式会社の佐藤様を講師として開催し、20名の参加がありました。

また、2回目は（仮称）福島飯舘風力発電事業に係る地域共生策についてと題し、東急不動産株式会社の佐藤様を講師として開催し、17名の参加があったところです。

今回の勉強会では、村が取り組むゼロカーボンビレッジいいたての意義を理解していただいたほか、再生可能エネルギーの事例として現在村内での風力発電事業を計画し、環境アセスメント法にのっとって各種の調査を進めている事業者から、風力発電事業の具体例について説明をいただきました。

当日参加者からは、ライフサイクルアセスメントの観点からは紙袋よりビニール袋のほうがCO<sub>2</sub>排出量が少ない、エコバックは1,000回使用してようやくエコになるなど、日常的な印象との差異に驚きの声が上がっておりました。

また風力発電については、風力発電に反対するものではないがとの前置きの下、一般的に言わわれている低周波などの懸念点について幅広く学ぶ必要があり、継続的に学ぶ機会や学べる組織を設けていただきたいなど、次回の勉強会への課題となるご意見をいただいたところです。

2点目の「今後の意見交換会及び勉強会等の開催予定」についてですが、現段階で具体的な日程は決まっておりませんが、現在、専門的な知見を持ち中立的立場でお話をいただける講師を探しているところであり、詳細が決まり次第、広報等にてお知らせさせていただきます。

3点目の「風力発電におけるメリット、デメリット」についてですが、第2回目の勉強会の際にメリットとして地球環境、事業、地域の視点からお話をいただき、デメリットについては生活環境や生態系への影響、災害や事業のリスクの視点から、例示をしながらリスクを解消回避する方法等の説明を受け、意見交換を行ってきたところです。

村としては今後も勉強会を重ね、その中で得た情報、知見等については広報等での周知も検討してまいります。なお、村では住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーに取り組むこととしており、その要件を満たすことが村民にとってのメリットであり、村の将来の布石になるものと考えております。

次に、ご質問4-1及び4-2については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、1点目の「携帯電話の電波状況の把握」についてですが、村では令和元年頃に各行政区長に依頼することにより、不通話地域を調査してきたところです。また、その後におきましては、行政区長からの調査報告に加え、通信事業者が公表している通信エリアによる情報により、村内における携帯電話の不通話地域についてエリアマップを作成するなど、電波状況が悪い区域についての把握に努めてきております。

2点目の「今後の携帯電話基地局の設置予定」についてですが、現時点では通信事業者からの新たな情報は持ち合わせておりませんが、現在、各通信事業者に対して整備見込み予定を照会しているところであります。なお、携帯電話の不通話地域解消に向けて通信事業者への要望活動をしてまいりたいと考えております。

以上となります。

1番（飯畠秀夫君） 何点か再質問いたします。

まず初めに、新型コロナワクチンについて再質問いたします。

新型コロナウイルスが拡大して、いろいろなところに、皆、予防接種等を行ってきたということで、延べ2万2,000人の方が接種を受けたということで、全国的にはもう数億人の方が数多く接種していると認識しております。その数が多いからこそ、もしその中でワクチンで体調を崩している方もあるのかなと推測するところでありますが、最近になって数が多く、被害状況が大きくなってきて、住民から将来不安だという声がありまし

たので、行政の考えを聞こうと思って今質問しておりますが、以前も聞きましたが、当村で健康被害救済制度に申請、または接種後に体調不良で、その後また接種してから体調が悪いとか訴えている村民が、確認というかいるのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたします。

国の救済制度に基づく相談が今のところなされているのかということの質問だと思っておりますが、全国的に接種後に一定程度の副反応があったというのはご承知のことと思います。村内の接種においても一定程度副反応があったというのは、これは承知しているところです。ただ、接種後に現在まで回復しないほどの重篤な後遺症についての相談というのは、今のところはなされていないということになっております。

以上です。

1番（飯畠秀夫君） 本村でその被害を訴えている人がいないということで安心いたしました。

今現在、報道またされていましたけれども、福島県内でもまた新型コロナの感染が発生しているようあります。今度のは何かのどがすごく痛くなるような報道がされておりますが、今現在、本村としましては村民に対し何か周知とかしておるのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたします。

蔓延の状況については、直近ですとやや増えている傾向にあるというのは、これは認識しているところですが、大規模に蔓延が広がっている状況かというと、そこまで至っていない状況になっております。

今後の状況にもよりますが、現在のところその周知として、蔓延ですので注意を呼びかけるようなことは現在のところはいたしておりません。ただし、10月から、先ほど答弁させていただいた定期接種の部分、今年も始めてまいりますので、その準備、周知の中で図っていければと考えております。

以上です。

1番（飯畠秀夫君） 今の答弁で、10月から接種を始めるということですが、これ村内でもやると思うんですが、また村外で避難中の方はやはりその近くの病院等で行うのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） 説明が不十分で申し訳ありませんでした。

令和6年度から定期接種に変更となりまして、村内での集団接種というのは行う予定はございません。各医療機関において、インフルエンザの接種と同様の形で接種をしていただくような形になっております。

以上です。

1番（飯畠秀夫君） 前回も申しましたけれども、ワクチンにもメリット、デメリットがあつて、やはりこれ、国が推奨しているから絶対やるよじやなくて、あくまでも自主的なものであります。それでやはり、もし後遺症、今言った注射を打てばこういうことがありますよという周知を丁寧に行ってもらえばありがたいと要望しておきます。

2番目の、1-2のワクチン予防接種台帳の保管延長を受けてですけれども、私もちょっと分からなかつたんですが、この報道とか見て、国ほうから、厚生労働省から飯館

村のほうに正式に何か文書が来ているのかどうか、お伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたします。

国からの正式な通知について、申し訳ありません、私個人としてまだ把握はしておりませんでした。申し訳ありません。

ただし、新聞社を中心としてですが、報道としてはなされており、答弁差し上げましたとおり法の改正、法といいましても法に基づく施行規則の改正が、今後厚生労働省から出されるというような報道となっていたと思われます。

その方針において、接種を受けた人の死亡後の5年間は保持するようになされておりますので、その各省令の改正に合わせ、村のほうの取扱いも変えていきたいと思います。現在のところ、詳細についてはまだ村に示されているものではございませんので、例えば紙ベースで保存なのか、それともデータで死亡後5年なのか、そういったことは今後詳細が明らかになってくると思われます。

以上です。

1番（飯畠秀夫君） 分かりました。これからやはり、今言った紙じゃなくてデジタルになって保管するようになってくるのかなと思いますが、このコロナワクチンじゃなくいろいろなワクチン接種があると思います。これも多分、コロナワクチンが5年延長になれば、5年というかこれが変われば、ほかのワクチンのものも5年なのかなと思いますけれども、この5年間とておいて、それは破棄する形なんですか、今現在。

健康福祉課長（今野智和君） こちらも、私ちょっと説明不足で申し訳ございませんでしたが、質問として新型コロナワクチンの接種の記録についてということでお伺いをいただいているところですが、基本的に改正される施行規則自体は予防接種に関する記録となっており、新型コロナワクチンに限らずワクチン接種したものについては規則の中で、3条になりますけれども、5年間保持しなければならないというのが現行となっております。それが今後、死亡後5年に改正されていくというようなことになっておりますので、予防接種は全てという形に、法定接種全てとなってくると思われます。

以上です。

1番（飯畠秀夫君） これ、保管しておくということですけれども、もしこれを接種した住民から、自分が接種した場合、もし聞きに行って、いつ、どんなものを接種したかと個人的に行った場合、これお答えできるのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） 個人の接種記録ですので、個人からの問合せであれば個人にお伝えすることが可能になってくると思います。

なお、今後の流れですが、マイナンバーカードに基づくマイナポータルの中で、個人の接種記録が閲覧できる、こういった改正も同時に行われる予定ですので、それも決まり次第、皆様方に、住民の皆さんに周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

1番（飯畠秀夫君） 健康に関わることなので丁寧に対応をお願いし、次の再質問に入ります。大きい2番目、福祉施策についてお伺いいたします。

私が議員なってから何回か一般質問しましたが、飯館村は標高が高く冬場は寒い、逆に

言えば夏場も暑くなっていますが、その中でやはりほかの自治体でやっているところがあるから私は提案したつもりであります。飯館村が財政が苦しいのであれば、私はこの件に関して提案しませんが。これに対して、飯館村は標高が高く、よく公務員の規定によりますと寒冷地手当が支給される区域に入ると思います。この寒冷地に当たるのでは標高なのか、寒さ、気温等なのか、分かればお伺いいたします。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後3時47分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後3時48分）

総務課長（村山宏行君） 公務員規程の寒冷地手当の件のご質問ということですが、基本的には地域指定ということになってございますので、標高とかそういった部分ではないという認識はしております。ただ明確な基準ですね、再度調べましてお答えさせていただきます。

1番（飯畠秀夫君） 今お聞きしましたのは、飯館村の冬は寒い、これ今の公務員の規程によりよく寒冷地、北海道、東北等で当たるる規則というか条例があるのかもしれません、その中で私は飯館村に避難生活の中で戻ってきた高齢者、頑張ってきた高齢者、冬場寒い、その中でどうにか少しでも、物価高騰でありますから、答弁でありますように商品券等、いろいろな国・県の補助金があると、前からやるというお言葉であります、これやっている自治体もあるので、これヒートショック等も防ぐためにね、そんなに僕は予算的にはかからないと思っております。これ、やはりそういうものはやらないというか、大きくやれば物価高騰対策になりますが、これ実際やっていて、村でこれ、やる、やらないという判断はどこでしているのか、お伺いをいたします。

村長（杉岡 誠君） やる、やらないというよりも、やっていないわけではないということをちょっと申し上げたいと思いますが、答弁趣旨としては、いわゆる暖房費の補助としてやっているわけではないけれども、当然それに代わる商品券、実際現金給付もしましたけれども、そのお金としては給付しておりますので、それをご利用いただくということが趣旨ですというのが答弁の趣旨となります。

物価高騰対策としての燃料の給付ということを議員はお話かもしませんが、もし村内のこととを本来的に考えるのであれば、高齢化が進む中で、通帳お金があったとしても、自分でそういう灯油を買いにいくこともできない、あるいは電話かけるのもなかなか困難という方が出てきているという状況を把握できるんであれば、そういうところの支援策としてはあり得るだろとは考えますが、今は灯油に限らず、自分が買いたいものを買う、生活必需品を買えないということもあるでしょうから、そういうところについての商品券事業という形で、村内の利用に今回は限らせていただいておりますけれども、やっておりまし、国の施策としては低所得者あるいは非課税世帯については定額の、お子さんいる世帯についても給付を今しておりますので、そういう施策が同時並行で動

いているということです。暖房費に限ったものをやるべきかどうかというのは、ちょっと今の状況には合わないのかなと思いますので、議員の提案をいただきながら、そういうものを含めて使える商品券事業を今やっておりますと、村単独としてはやっているということでご理解いただければありがたいと思います。

以上であります。

1番（飯畠秀夫君） 飯館村が寒冷地地域に入るから私は提案しましたけれども、今村長の言うとおり冬だけでなくて、今、いろいろな物価高騰や燃料高騰あります。今やっている、8月で商品券事業終わっちゃいますね。第2弾として、これ、次のことをやってもらえるのであれば、私たち……賛成したいんですが、これもしできるならこれを、ある程度いろいろなものをつくる、こういうことをしたい、それが足りなければ県とか国に半分出してくれよとか提案することというのは可能なのか。これはあくまでも国から下りてこなければできないのか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 独自の施策でそういう支援ができないかということですが、これまで物価高騰対応、こちらの分については基本的な部分が国から示されて、その上で独自の地域の取組をする場合に一定の程度で、一定の割合で国のほうから助成金が出る、そういう仕組みでございました。ですので、自治体が先に考えてそれを国に要望するのではなくて、ある程度メニューの中から自治体がそれを選択をして、そして行っていたというのがこれまでの物価高騰対応の施策でございます。国においても、今、石破内閣の中で新たないわゆる給付金、といったことが考えられているようでございますので、その動向というのを見極めてからということで、村としては考えたいと思っております。

1番（飯畠秀夫君） 何となく分かりますが、全員に配るとかそういうことじゃなくて、私はもう特定な人のところに関してさっきそう言ったわけであります。国のほうから来れば、県のほうから来れば、それにプラスして村のほうでも早めに対応してもらえばありがたいです。

次の質問になります。3番目の風力発電についてお伺いいたします。

勉強会を開催して、私も2回とも出席いたしました。最初の説明では、役場関係の方、そしてまた関連会社の説明ということで、それもありかなと思います。このメリット、デメリットの中で、メリットばかりこうとか言われて、やっぱりデメリットもということで、今回反対賛成じゃなくて中間の方を今探しているということです。

今後勉強会を開く場合、またこの同じやり方をするのか、まずどんなふうに、もうちょっと部落、各行政区ちょっと区切って何か周知するのか、ちょっとやり方を変えるのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 3回目の風力発電等についての勉強会ですが、今までと同じようにするのかどうかということでありますけれども、なかなか回数を何回も開催するのはちょっと厳しいのかなというようなことでありますので、また今までと同じように会場を1回会場とし、1日まずは開催したいなど考えているところであります。

3回目の勉強会の内容については、中立的な立場の専門の先生をお呼びしまして、特に

内容としては、先ほど答弁申し上げましたが、特に風の音関係がすごく皆さん心配だということで、その勉強をしたいということでありましたので、いわゆる一般的な風車音について、それから低周波について、そういった全体的に音関連の部分、全体的に専門の方を講師として呼んで学んでいきたいと考えているところであります。

1番（飯畠秀夫君） なかなか大きく聞くのは難しいと思うんで、これある程度メリット、デメリットをこれから、今動いていること、今現在分かるものをやっぱりホームページとか何かで見える形にしてもいいのかなと、私個人的には思いますが、紙ベースで配るのは大変なのかなと思いますが。これある程度、全国的な問題というか、いろいろメリット、デメリットというか、やはり村として進めて住民福祉の向上に資するという場合には考える、これから村民の意見も聞きながらこれから決めていく大切なことなので、これ1基、2基の話じゃなくて二十数基建ちますので、何十年もかかる事業というか計画でありますので、しっかりととした協定をやはり結ばなければいけないと私も感じているところであります。それに関して、やはり20年後、20年後でなくてこの計画、事業が終わった場合、元どおりに原状回復というか山林を戻す計画なのか、そういう話は聞いて、どのように行政は伺っているのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回の村で行っている勉強会は、いわゆる今村内で計画をされている業者に特化した勉強会ということではなくて、一般的に、まずは風力発電についての勉強会とは申しておりますが、あとは脱炭素、ゼロカーボンの部分の取組、それから一般的な再生可能エネルギーの中で、村の中で風力事業を今計画されている事業者さんがいるものですからその方にお願いをして、そして一般的な風力発電についてのメリット、デメリット、問題点、そういったものですね、あとは共生策なども含めて考えられるのかということでの開催であります。

この、今計画されている業者さんが実際に運営、操業開始というか、実際に事業に取り組むというような段階になれば、それはその時点でしっかりと協定なり何なりを結びながら、将来的なそういった心配の部分を一つ一つ潰しながらということになってくるかと思いますが、まずは勉強会としましては村での開催でありますので、どのようなものが考えられますか、どのような心配がありますか、どのような工夫が必要ですか、そういったものを一般的な目線で学んでいただき、ご質問に答えていきたい、そういう勉強会の内容にしたいと考えているところです。

1番（飯畠秀夫君） 分かりました。メリットとしまして……風力発電等で村に税収が入ると思うんですが、これはどんな税収が入るのか、お伺いいたします。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 再エネ発電事業者による村への税収ということでございますが、主に固定資産税があります。土地、家屋、償却資産、一般的に償却資産が多いわけですが、この分の評価額に1.4%を乗じた固定資産税が村への税収となります。  
以上です。

1番（飯畠秀夫君） これ、固定資産税のほかに、法人税とか償却資産税というのは、どんな形なんでしょうか。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 法人住民税につきましては、事業所の支店あるいは

事業所本店が村内にあって、その従業員数あるいは資本金によってその税額というのが決まります。今回、再エネ発電事業者の支店あるいは本店が村内に置いていただければ、その資本金、従業員数に応じた法人住民税が村に入るということになります。

以上です。

1番（飯畠秀夫君）　ぜひとも村内に支店とか置いてもらいたいと、私は思いますので、引き続きお願ひします。

今の、関連しまして、もし税収が上がった場合、私たちの勉強会では、税収が増えた分地方交付税交付金の中である程度減らされるという話をちょっとお伺いしたんですが、ある程度こういう風力発電、太陽光、バイオマス、収入ですからやはり村の財政が増えれば下がるのかなと思いますけれども、この風力発電の再エネをした場合は、パーセント的に幾ら下がるとか決まっているのか。どんな形で減収になるのか、分かればお伺いいたします。

村長（杉岡　誠君）　ちょっと、細かいところは財政の担当である総務課長から説明いただきたいと思いますが、基準財政需要額というものと基準財政収入額というものの相殺の中で地方交付税が決まりますので、村としての税収分が基準財政需要額から差し引かれると考えていただければと思います。基準財政需要額については、おおむね、国調とよく言っていますけれども、調査に基づく実態の人口ですね、に基づいて本来は算定されるところを、飯館村は激変緩和措置ということで、村外にいる方も含めた中での村内に住んでいる想定で算定をされているということありますので、通常村内に1,500人しか今居住しておりませんので、それで計算すると相当減ると思いますけれども、それよりは過分に実は地方交付税を頂戴している、あるいはそういうもらうための財源措置を村が国に、あるいは県を通してですね、国に対してしっかり要請をしてきた結果として、今そういう状況にあるとお考えいただきたいと思います。

それから、ちょっとメリットの件、大変蛇足でお話をしますが、税収だけを考えてしまうと、今申し上げたとおり地方交付税が減る、要は相殺して村として全体の収入が変わらないんじやないかというお話がありますので、ですので住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー、あるいは企業誘致についてもそうですけれども、ただの税収だけを考えるんでは、それはマイナスといいますか、来るものが減るというふうに見えるかもしれない。だけれども、例えば一般的な企業誘致であれば、そこで所得を得る人が増える、それを根拠にしながら子育てをしたい、村の中で住みたいという人も増えるという副次的な、あるいは村が本来的に求める効果が得られるだろうし、あるいはこれから人口減少していく中において、人口減少をカバーするものが人口だよということを言っているだけじゃ駄目なものですから、あるいは企業様のほう、あるいは企業様が持っているいろいろなところとのつながりを村の中に持っていくことによって、人口が減っている中においてもいろいろなことができるんではないかという、そういうことも含めて住民福祉の向上というのを検討させていただいているということありますので、単純に税収だけを絶対として見ているわけではないということはお伝えしておきたいと思います。

以上であります。

1番（飯畠秀夫君） トータル的に村長の意見だと思います。私、個人的にすれば、私毎日、自分のほうから見ると長泥方面を毎日見て、戦山を見ながらいるんですが、生まれ育ったというか小さい頃ですけれども、その中にはつんと風車が見えてくるわけだと思うんです、飯樋4区からも多分見えてくると思うんですよ。やはり見えるところも、このような形に見えますよと、ある程度村民の方に周知できるのであればお願ひしたいところでもありますが、この風車が見える形等は、業者とかこれからですから全然そういう話は行政のほうには来ていませんか。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後4時03分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後4時04分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 風力発電事業者が村の中で計画している事業の進め方についてでありますけれども、先日の勉強会等の中では、今計画されているというその事業者からは、今後住民に対しての説明会、そういう場合について、この場所からだとこんなふうに建つ、見えるんではないかというふうな、施設の現場に建ったときに見える見え方、それぞれの地区、何点を選定するかというのは皆さんからのご要望を聞きながら、ここの場所だったらどういうふうに見えるんだというふうなご要望等を聞きながら、より分かりやすく、その見え方について示していきたいと。写真というか、その景観にもし建った場合の想定するものですね、重ねた形で示したいというようなお話はされていたようでありますので、そういった部分も含めて、今後事業が事業を進める場合には、住民説明会等ではそういったものを要望していただいて、それなりにきちんと説明がなされるのではないかなどと村では思っているところであります。

1番（飯畠秀夫君） 個人的にはやはり見えないほうが本当はいいんですけども、やはり今この立場にいると、やはり村の将来のために必要なものであれば、いろいろ話し合いながら慎重に、村の本当に住民福祉の向上に資するほうに持っていってもらいたいと思います。

これ、デメリットとしましてこの再エネ賦課金というのがありますと、風力でも太陽光でもできれば電気代が安くなるんだったらしいんですけど、賦課金としまして今現在、これ見ると2012年にできて、2012年は1キロワットアワーが0.22円かな、今現在だとまた上がりまして1キロ3.98円、このデータ古いですけれども、一般家庭の400キロペアアワーにしますと年間1万9,000円の負担になっております。そのほか、街路灯別に来るんですが、街路灯の300円に対しても60円か80円の個別に皆負担がされております、再エネ。再エネが増えれば下がるんじゃなくて、再エネが増えれば増えている状況であります。その中で、負担している1世帯当たりのものが、もしここで、村民に直接、先ほどあった電気が少しでも安く提供できるとか、そういう方向性を今考えているのか、お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員から出ました再エネ賦課金というものは、飯舘村にそういった再エネ事業者がいる、設置するので飯舘村の電気料金が加算されるというものではなく、全国的な電気料金の話かなと思っているところであります。

それについては全体的に、今国策なりでも再エネ事業をどんどん進めるということであって、それに切り替えるというか、それを40%以上に持っていくとか、そういった国策でもありますので、そういった部分、村に特化したものではないというご理解をいただければと思っております。

1番（飯畠秀夫君） 風力発電については、いろいろな勉強会等、丁寧に進めていただきたいと思います。

続きまして、最後の再質問いたします。

電波塔について、今は計画されていないと。また、前区長さんを通してやったというのが令和元年度でありますので、これもう一度電波状況を各行政区聞いてもらって、昔と違って、昔は3Gとか何かそのデータがあって、今容量が増えるにつれて多分電波塔からあまり電波が届かないということで、なかなか入りづらい。少し、1メートル、2メートルずれただけでも入らない。これ、今回、私質問しましたのは、私今、小宮、山辺沢ですけれども、自分の行政区の方にも何人かやっぱり言われて、自分のところも場所によって立たない。私はauですけれども、auの方にすればアンテナみたいな刺すやつをもらえるんですけれども、家に刺してもそんなに変わらないような気がするんですね。ドコモの人も、やっぱり言ったらドコモから家庭用で何か線をつなぐ物は、少し電波を集めんんだということでなりましたが。今回、自分の山辺沢のところで店をオープンしましたが、やはりちょっと電波の状況が悪くて、ネット環境は引けば光ファイバーでいいんですけども、調べながら来る人はやはり、回って時間がかかる、ちょっとやっぱり、それよりはすぐぱっと早く検索されたほうがいいのかなと思いますし。自分のところにも今アンテナ建っていますが、電波塔というか基地局、それはソフトバンクというかあれなんですが。渡邊議員も多分おっしゃったと思っていましたが、同じところにやっぱりできれば3つ同じ1つがあれば、基地局みんなできればいいのかなと思いますが。今現在把握している中で、今居住しているというか家があるところで、家から、宅地でもいいですよ、宅地のところで電波等が入りにくいとか、やはり調査等も一応するべきだと思うんですが、考えをお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 携帯電話が入りにくい、そういった場所が村内にはまだまだ多くあるということは承知をしているところであります。再度、行政区長さんなりにお願いをして調査をしてはどうかということをお話をいただきましたが、令和元年当時に調査をしておりますが、まずそれほどそこから大幅に変わっているという状況はないのかなと思っておるところです。それよりは、各キャリアごとに不感地帯というようなことで示しておって、それを村ではある程度把握しているという状況であります。その状況を見る中でも、見ただけでもですね、全てのキャリアが入らないというような地域も存在しているところです。例えば岩部の奥のほうとか中比曽、あるいは萱刈庭、中屋敷、カヨウ、あとは振興公社のある十六瀬、その辺はどのキャリアの電波も入らないと

いう状況は村でも分かってはいるところであります。ただ、この携帯の計画は、村が計画を立てて進められるというものではなくて、やはりそれぞれのキャリア、事業者がその状況によって進めているというようなことであって、中でも電波状況は、先ほど申し上げたところ以外にもちょっと悪いところは多々ありますが、少しでも電波が入ると、そういう電波塔は建てないということもあるようですので、やはり中山間地の特有の形状によってかなり厳しいという状況は、なかなか改善はできないところであります。しかしながら、村としてもそういう中でもキャリアに対してこれからも要望は強めてまいりたいとは思っているところであります。

また、現在ですと、直接の電話ということではなくて、例えばWi-Fiなど、そういう通信環境を使ったもので通常の電話に代わる、例えばLINEによる電話とか、そういうのもサービスとして進められている事業者等も出てきているようでありますので、非常時にはそういうものも活用する、なかなか高齢者についてはそういうものを活用するのは難しいのかもしれません、そういうものも活用するような方策を取っていただいて、非常時には何かしらの手段で通信できるような環境、そういうものは考えていかなければならぬなと思っています。

1番（飯畠秀夫君） 村のほうでもいろいろな場所で今入らないということで、私も大倉に向かうとき、八木沢から行って快適だ道のところ、多分あそこも入らなかつたのかななんて思って、あそこやはり冬場、八木沢から大倉に向かって快適だ道のところ、少し長い直線、あそこちょうど本当に冬場テカテカで危険なところなんで、いろいろ電話会社に協力をしてもらえばありがたいです。

以上、私のほうから提案と、お願いをしまして、以上で私の一般質問を、何か答弁ありますか、すみません。

総務課長（村山宏行君） 先ほどありました、寒冷地手当の部分でございました。

寒冷地の、やはり地域指定ということでございます。もともと国家公務員の給与、こちらの際に、いわゆる赴任地によって、寒冷地の経済的負担をカバーするということで、北海道それから東北地方、北陸地方それから山間部、そういうところで地域の部分で設けられた制度であります、それを地方公務員、あるいは各他の産業にも適用させたというのが興りということでございます。村でもそういう形で寒冷地手当は支給されているというところでございます。

それと、村長からありましたいわゆる交付税ですね。税収が上がれば交付税が削減されるんではないかというご質問でございましたが、村長答弁しましたように、やはり一定程度は下がる。もともと交付税制度が、地方財政計画というものに基づいております。いわゆる日本人として生まれた以上は、どこに生まれようが一定程度文化的な生活を営む権利が保障されておりますから、その保障する根幹が地方財政計画になります。ですので、当然その部分では、税収が上がってくれれば国から交付されるお金は下がってくる。ただ、村長が申しましたように、どの産業を導入することによって、あるいはそういう発電所、そういう内容を導入することによって、そこで得られる人的交流、それから経済効果、そういうことが複合的に絡まつてきますので、単に税収をもくろむのみ

ではないということは村長が申し上げたとおりですので、重ねて申し上げます。

以上です。

1番（飯畠秀夫君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） これで飯畠秀夫君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時15分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月26日

飯 館 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 横 山 秀 人

同 会議録署名議員 佐 藤 眞 弘



令和7年8月27日

令和7年第6回飯館村議会定例会会議録（第3号）

令和7年第6回飯館村議会定例会議録（第3号）							
招集年月日	令和7年8月27日（水曜日）						
招集場所	飯館村役場 議会議場						
開閉会の日	開議	令和7年8月27日 午前10時00分					
時及び宣告	閉議	令和7年8月27日 午前11時03分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 10名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	飯畠秀夫	○	2	花井茂	○	
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○	
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○	
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○	
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○	
署名議員	5番 佐藤一郎	6番 渡邊計					
職務出席者	事務局長 志賀春美	書記 糸田文也		書記 小林徳弘			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席 △欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
	村長	杉岡誠	○	副村長	中川喜昭	○	
	総務課長	村山宏行	○	村づくり課長	佐藤正幸	○	
	住民課長兼 会計管理者	荒真一郎	○	健康福祉課長	今野智和	○	
	産業振興課長	松下貴雄	○	建設課長	高橋栄二	○	
	教育長	高橋澄子	○	教育課長	三瓶真	○	
	生涯学習課長	山田敬行	○	農業委員会 事務局長	松下貴雄	○	
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	農業委員会 会長	原田直志	△	
	代表監査委員	松田敏行	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和7年8月27日（水）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順5番）

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 佐藤一郎君、6番 渡邊計君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番（花井 茂君） 皆さん、おはようございます。議員番号2番 花井 茂です。

令和7年第6回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

今回が私にとって、任期4年、任期中最後の定例会での一般質問になります。

まず初めに、この4年間、村政の課題に真摯に向き合ってこられました村長をはじめとする執行部の皆様、そして地域の声を共に拾い上げ、議論を重ねてきました同僚議員各位に、敬意と感謝を申し上げます。

私は、この任期を通じて、未来を見据えた村づくりを念頭に一般質問を行ってまいりました。本日は、そうしたこれまでの質問を踏まえ、今後10年、さらにはその先を見据えた飯館村の将来像について、改めて問い合わせ、提案をさせていただきます。

それでは、通告いたしました3項目、6点について質問をいたします。

1項目めは、村の人口・移住・定住促進についてであります。

1点目は、村の人口動態について、全村避難以前と現状での住基人口、年齢別人口の推移は、どのような経過にあるのか、また、避難解除から8年余りが過ぎた現在の帰村状況と転入・転出の傾向について、どう捉えているのかを伺います。

2点目は、村では、これまで住宅支援、就業支援、子育て支援など、様々な施策を講じてきましたが、その成果をどのように評価しているのか、また、子育て世代の転入・定住において、どの施策が効果を上げ、どこに課題が残っているのか、また、移住者・起業者・地域おこし協力隊等の定住の現状を伺います。

2項目めは、村の産業経済の再生と今後についてであります。

1点目は、震災と原発事故により、甚大な影響を受けた本村の農畜産業ですが、特に飯館牛は、村の誇りであり、花卉栽培は、村経済の新たな柱として期待されていました。これらの産業の持続的な成長とブランド化は、村の活性化に不可欠だと考えます。そこで、今後の戦略と支援策について伺います。

2点目は、再生可能エネルギー導入と経済の関係性についてであります。

本村にとって持続可能な地域経済の構築は、喫緊の課題であり、その中で、風力や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、村内に新たな収入源や雇用機会を生み出す可能性を秘めていると思います。

そこで、再生可能エネルギー導入に当たっての基本方針と経済発展、それに伴う村への貢献をどう捉えているのか、また、今後の展開計画について伺います。

3項目めは、国・県への提案と連携姿勢についてであります。

1点目は、これまでの復興支援により、インフラ整備や生活基盤の再建は、一定の進展を見てきました。したがって、本村においては、復興期から創成期へと大きくかじを切る時期を迎えていると考えます。

しかし、高齢化、人口減少、なりわい再生、若い世代や子育て世代の定住促進といった課題は、依然として重くのしかかっています。この次のステージは、単なる元に戻す復興ではなく、将来の飯舘村を創り出す創生です。そのためには、村の努力だけでは限界があり、国や県の知恵、財源、人材を戦略的に引き込む必要があります。

そこで、創成期に向け、国・県に対し、復興特別措置等の見直し延長を含め、支援継続の必要性をどのような姿勢で働きかけていくのかを伺います。

2点目は、最後に、本村が復興期から創成期に移る時期に当たり、村としてどのような将来像を描いているのかをお聞かせください。

以上、村長等の所見を伺います。

村長（杉岡 誠君） 2番 花井 茂議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1－1、全村避難前と現在の年齢別人口構成の推移、また、村民の帰村状況、転入・転出の傾向についてお答えいたします。

初めに、住基人口ですが、震災前の平成23年3月1日時点は6,509人で、今年8月1日時点では4,423人と、震災以降2,086人の減となっております。

年代別の構成割合を見ますと、震災前は50代が全体の17%で最も多く、次いで70代、60代、20代、40代、10代、30代と続いておりました。震災から14年が経過し、住基人口が減少した現在の構成は、70代が全体の21%で最も多く、次いで60代、50代、40代、30代、20代と続いております。特に現在は、震災前に比べて50代と20代の構成が減少し、逆に60代と70代の構成が増加していることから、全体的に高齢世帯の構成割合が大きくなっている状況です。

次に、帰村状況についてであります。

今年8月1日時点の帰村された方は1,177人、うち65歳以上は814人となり、帰村者の約7割となっております。帰村人数は、避難指示解除以降、平成29年度から令和3年度までの5年間は1,252人で、平均すると年間250人の増でしたが、令和4年度から令和6年度の3年間は57人の減で、平均して年間19人の減となっております。

また、転入者でありますと、現在275人で、年代も10代から70代までほぼ均等の構成割合となっております。避難指示解除以降、年度ごとの幅はあるものの、毎年少しづつ転入者数は増えており、住まいの確保によって今後も転入者の増加が期待できると思われ

ます。

一方、震災時に村に住所を有していた方で、令和6年度までに転出された方は累計で1,487人となっており、このうち現在の20代から40代までの方が約7割を占めるなど、特に若い年代の転出比率が大きくなっています。

次に、ご質問1-2、移住定住施策の成果と課題及び移住者・起業者・地域おこし協力隊等の定着状況について、お答えいたします。

まず、移住定住施策の成果と課題についてですが、移住者については、平成29年度から令和7年7月までで218人となっており、毎年20人前後の方が村に移住し、村内で飲食店や工芸品店などをオープンしたり、村内外の方を巻き込んでのイベントを開催するなど、村のにぎわい創出に大きく貢献していただいているところです。

また、主な課題としては、住宅の確保問題があり、今まで被災者や低所得者向けの住宅、移住定住促進住宅の建設を進めてきたところであり、併せて空き家バンクへの登録推進により、物件の紹介をしております。

しかしながら、村営住宅の入居条件が合わなかったり、空き家物件と移住者の希望する条件が折り合わないなど、マッチングが難しいケースもあり、改善策を検討しているところです。

次に、移住者・起業者・地域おこし協力隊等の定着状況についてですが、移住者218人のうち63人が転出し、現在は、移住者の71%である155人が村内に定住されております。

このうち、スタートアップ補助金を活用した起業者の状況についてですが、補助金を活用した方17人のうち、移住者は7人おり、うち4人が村内に定着しております。

また、地域おこし協力隊の状況については、これまでフリーミッション型で7人、企業雇用型で12人、合計で19人について地域おこし協力隊として委託してきており、フリーミッション型のうち5人が卒隊をしましたが、転出された1人を除く4人が村内に定住しており、企業雇用型12人については、全員が村内に居住している状況です。

次に、ご質問2-1、農畜産業の再生とブランド化に対する今後の戦略と支援策についてお答えいたします。

まず、農畜産業の再生については、水稻作付が、令和7年度が297.6ヘクタールで、平成29年度の作付再開当初から9年間で作付面積は約33倍になっており、畜産における和牛の村内飼養については、令和6年度時点で12件、756頭で、再開当初の平成29年度からの9年間で1件当たりの飼養頭数が約17倍となっております。

さらに、農地中間管理事業の活用により、令和6年度末時点では、これまで569.4ヘクタールの農地集積が完了しており、さらに現在計画している集積予定面積を加えると、令和7年度末で938.4ヘクタールの集積が完了することとなります。

これらの農地の大規模集積や和牛飼養頭数の増頭は、平成29年の19行政区の避難指示解除前から営農再開プランを策定して、継続的かつ戦略的に取り組んできた結果であり、村では、個々の経営体の現状に寄り添った各種の支援事業を展開しております。

次に、今後の戦略ですが、いいたての牛を考える会等によるブランド化への検討、

首都圏や仙台市内での各種フェスティバルでの販売促進活動によるファンの獲得と併せて、首都圏や全国のシェフ、料理人の方々に、飯館村産黒毛和牛を定期的に使用していく取組を進めてきており、この戦略の継続的な推進により、近い将来には飯館牛ブランドの新生、振興が実現できるものと考えております。

また、花卉については、いいたての花出荷組合を組織して、花卉農家同士の栽培や市場に関する情報共有を積極的に進めてきたことにより、高い技術を持つ花卉農家が目指す個々のブランド化のみならず、スターチスやユーカリなど、地道な栽培・収穫・出荷により、収益化が可能な品目の栽培推奨にもつながっております。

また、水稻については、昨年度からの主食用米の販売価格の上昇は、生産農家にとっては一定の明るい兆しとして捉えておりますが、なお、JAとも連携して、数年後の市場動向を予測、注視し、必要な対策を遅滞なく図っていくことが必要であると考えております。

さらに、全国で唯一飯館村のみで生産しているあぶくまもちについては、なお品質の維持、生産量の増加に向けて、各関係機関とも連絡を密にしながら取り組んでまいります。

次に、ご質問2-2、再生可能エネルギーの導入状況、導入に当たっての基本方針と経済発展との関係性、それに伴う村への貢献度及び今後の展開計画について、お答えいたします。

これまでの再生可能エネルギーの導入については、村復興計画第4版での重点施策として取り組んできたものであり、大火山における太陽光・風力発電の取組、松塚地区での太陽光発電の取組、関根地区での太陽光発電の取組、深谷地区での太陽光発電の取組、蕨平地区での木質バイオマス発電の取組などがあります。

また、これらの取組から地域貢献策として生み出された寄附金、配当金等については、北風と太陽基金として積み立て、これまでいいたて村の道の駅までい館の運営に活用してまいりました。

今後の再生可能エネルギー事業につきましては、風力発電に関する村民勉強会などの成果を踏まえながら、住民福祉の向上に資するものについて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問3-1、今後の創生期間に向けての国・県に対する提案と働きかけ及び国・県の支援継続の必要性と復興特別措置の見直しや延長を求める村としての姿勢について、お答えいたします。

これまで、村から国・県に対する要望活動としては、相馬地方市町村会、福島県町村会、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会での要望に加え、直接、村として各大臣や自民党復興加速化本部に対して要望を行ってきたところです。

内容としては、復興・創生期間の財源確保や雇用、なりわいを創出するための支援、農畜産物のブランド化に向けた取組の支援、解除区域を含む帰還困難区域の再生と発展に向けた支援、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けた取組、環境再生事業の理解醸成の推進、脱炭素むらづくりに向けた支援、介護保険制度の総合的な対応、人的支援、農地集積のための予算措置、コミュニティーの維持再構築についてなどについて要望して

まいりました。

村民の今を考え、村の将来の布石のために必要な支援や措置などについて、これまで同様、今後も引き続き精力的に要望してまいります。

次に、ご質問3-2、ステージが復興期から創成期に移る時期に当たり、村長の描く飯館村の将来像について、お答えいたします。

村では、令和8年度からの10年間の村の方針書となる飯館村第7次総合振興計画の策定を進めているところです。

策定に当たっては、これまで9回の専門部会と5回の策定委員会、2回の審議会を開催し、議論を深めてきたところであり、現在、パブリックコメントを実施し、広く意見を伺っているところです。

今後パブリックコメントによるご意見を踏まえた上で、策定委員会及び審議会を開催して、本村の将来像を見据えた今後10年間の村政運営の指針となる第7次総合振興計画(案)を策定し、12月議会に本計画案を上程することとしております。

以上となります。

2番(花井 茂君) それでは、何点か再質問させていただきます。

村内の住基人口について、震災前と現在では、かなりの減少ということで、これが第6次総合振興計画後期版でも緩やかな減少の状況を支えていくということなんですねけれども、現状、なかなかそういった形にはならないのかなと思います。例えば令和10年に避難解除後10年を迎えた時に、現在も避難をしている村民がいるということなので、その住民票の位置づけというのがどうなるのか。そこが村民の方の今心配されている一つの課題なのかなと思いますけれども、その点について、村として、国なりにどのような情報を得ているのか、お伺いいたします。

住民課長兼会計管理者(荒 真一郎君) 原発事故による避難者が、住民票を移動することなく、避難先の自治体でサービスを受けられるという、いわゆる原発避難者特例法というのが震災以降制定されまして、現在も運用されております。

この特例法につきましては、いつ終期を迎えるのか、見直しがなされるのかといった情報は、一切現在のところ、国からは来ておりません。当面続くものと認識をしております。

以上です。

2番(花井 茂君) 震災後2,000人余り住基人口が減少しているということなんですねけれども、もしその住民票の方向性を、国が破棄してくれということになってしまふと、一気に減少してしまうのかなと思います。村から、現在も避難を継続されている方の住居の現状というのは、どのような形になっているか、村としてどのように捉えているのか、お聞かせください。

住民課長兼会計管理者(荒 真一郎君) 毎月村のホームページで避難者情報、あるいは帰村の人口について公表はさせていただいております。その中で住宅を取得された、あるいは親族宅に避難されている方というのが1,081世帯、避難人数で2,666人。これは令和7年4月1日時点ですが、そのようになっておりますので、多くの方が避難先で新

たな住まいを確保されて居住されている。また、復興公営住宅に入居されているのは、94世帯で136人という数字になっております。

以上です。

2番（花井 茂君） ちょっと質問の順番を間違えてしましました。

その前に、現在今避難継続中の方の状況をちょっとお聞かせください。状況というのは、例えば今住居を確保した人が何名、世帯が何件と伺ったんですけれども、トータルの避難継続中の方というのは、何人いるのかをお聞かせください。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 令和7年4月1日現在の県外避難者につきましては82世帯139人で、県内の飯館村のほかの自治体に避難されている方は、1,184世帯で2,812人となっております。

以上です。

2番（花井 茂君） そうすると、現在の避難継続中の村民の方が、ほぼほぼ避難先で住宅を確保しているというのが現状なのかなと思います。

そういったところで、先ほども言いましたけれども、今後例えば国が、住民票の方向性を明確にしてくれという方向になった場合に想定されるのは、一気に住民票、住基人口が減ってしまうのではないかというのが懸念されます。そういったときに、村として、これから第7次総合振興計画で人口問題についても明記されていくんだろうと思います。例えば移住定住の促進をしながらも、人口について、これから増えることはあまり想定はされないんですけども、第6次総合振興計画の後期版でも緩やかに減少、抑えていくということを明記されていますが、逆転の発想で、少ないなりの自治体の運営があるのかなと思っています。

5月に復興庁で15分間の懇談をする機会があって、そのときに、15分ではあったんですけども、質問していいと言われたのでちょっと質問したんですけども、そのときに国の方が、飯館村さんよりも人口の少ない自治体はたくさんありますから大丈夫ですよと、ちょっとほほ笑みながら言われたんです。そうはいっても、なかなか我々にとっては深刻な問題なんだということを言いたかったんですけども、言えませんでした。

そんな状況で、今後も人口が減少したときに、どういう自治体運営をしていけるのか、そういう見通しというのがあるのか、ちょっとお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 今議員おただしのとおり、国の、いわゆる移住住民票の制度がどうなるかによって、かなり住民の動向が変わるんじゃないかという予測のお話もありましたし、あるいはその人口が減ったなりの類似自治体が、村の村内居住1,500人と同じような自治体は、実は県内にも相当ありますので、そういうことを前提としながらという危機感を持ってのお話かなと思います。

昨日の一般質問の中にも多々ありましたが、村では、令和8年度から19行政区の医療、介護、後期高齢の保険料の2分の1課税再開、令和9年度に全100%課税、また、令和10年度から窓口一部負担金についても100%ということになりますので、そういった自己負担が出てくることによって、それよりもっと安いところがもしあれば、避難先がその負担が安いとなれば、そちらに移住をもう既に決めてしまう方がいるんではないかとい

う、そういうことも想定しながら、実はこの5年間の中で、介護保険料は2回ほど標準月額を下げてきております。近隣の南相馬市、福島市とほぼ同等レベルの介護保険料にしておりますし、国民健康保険税、あるいは後期高齢はちょっと団体のほうですが、国民健康保険税についても、実は税率を据え置いて、今県内でも真ん中ぐらいの多分標準的な月額になっているかなと思いますけれども、そういう負担を抑える取組というのを準備をしてきているというのがあります。

村民の方には、やはりふるさとへの思い、自分が生まれ育った、関わってきたという思いの中で住民票をお残しの方が多いのかなと思っております。その思いを最大限大事にしながら、なお、例えば稼げるとか、自分の生きがいを感じられるという村づくりをしていかないと、これは住民票の問題だけになってしまふと、それは今住んでいるところに移すというのは、当然あり得るだろうという危機感を持ちながら、でも、今も避難先から通いながら、自分たちのふるさとを維持していただいたり、何とかこの思いを子供や孫に伝えていきたいという思いを持つ方々を大事にするという、そんな村政をやらせていただいているつもりです。

人口が減少するというのは、それは全国的にあると今話題になっていますが、私たちは、全国よりも早く、原発事故を主要因として、非常に大きく人口が減少したということがありますので、ここをどう底支えをしていくかというの、非常に大きいです。

人が減ったなりに自治体としてできるんじやないかというご質問がありました。震災前、もともと村6,500人の人口規模の村でありましたので、実はその規模に合ったインフラ整備をしてしたり、費用負担が生じて、この役場の規模もそうですが、1,500人の住民に対する役場の規模ではないんだろうと思います。

ですので、一斉に1,500人になると想定すると、これは多分負担だけで相当なものが出てきて、住民サービスができなくなるといいますか、縮小せざるを得なくなるものが出てくるでしょうから、そうではなくて、唯々諾々として人口減少を認めるのではなくて、やはりこの村に思いを持つ方々をいかに引きつけていくかということをしっかりとやっていかないとならないし、負担金を払うだけの村ではなくて、村民の方々に経済活動を提案して、子や孫をしっかりと育てていこう、そういう人たちに自分たちの思いを伝えていこうという、そういう村づくりになるようにしていきたいと考えているところであります。

以上です。

2番（花井 茂君） この人口問題については、住基人口の問題については、村の将来像を描くにも、各行政区の維持につながるし、持続可能な行政運営を行うにも、やはり人がいないことにはなかなか行政運営というのはいかないし、自治体もまた存続するのが難しい状況になるのかなと思いますので、選ばれる村を目指して、今後施策を展開していただきたいなと思います。

次に、村の人口、定住移住について、何点か再質問させていただきます。

定住移住についての課題については、住宅の確保問題というのが大きな問題なのかなと思います。住宅確保、今回また大谷住宅に住宅を新設する事業があるんですけれども、

民間の力を借りて、民間のアパート、そういうものの力を戦略的に取り入れていくという考えは、村にあるかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今おただしのありました住宅問題、民間の力を活用してという考え方があるかという再質問であります、当然村でもそれは必要だということで考えております。

ただ、民間さんとこれまで何度かお願いしてアパート等を建設できないかという話をしてきましたが、最近の物価高騰問題、それから建設後の維持管理の部分で、しっかりとそれが活用をされるのかという部分で、なかなか難しいという話で来たところです。

今後もちょっと問題、村の公営住宅では当然足りないわけで、民間機関に相談なり打診をしながら、そういう部分について、できるだけ建設していただけるような取組は続けてまいりたいと考えているところです。

2番（花井 茂君） 今後の飯館村の持続可能な自治体運営をしていくには、やっぱり民間の力も借りていかなくてはいけないのかなと強く思っています。民間の力を導入しながら、そういうた、例えば企業の寮とか、そういうものに対しての国の支援とかがあるんですけども、我々のような被災自治体において、人口問題を抱えている自治体に対しての国からのアパートなりなんなりの経営の住宅支援のそういう支援制度みたいなのは、全くないという状況なんでしょうか。お聞かせください。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前10時32分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時33分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 企業への住宅の支援策ということではありますが、現在は国の自立支援補助金で誘致企業について、参入される企業さんが、社宅のようなものが需要であれば、そういう部分も補助対象にはなっていることもありますし、今般、基金化させていただきましたけれども、支援補助金、その中でも村としても社宅等については、補助をする制度を確立してきたところであります。

それ以外の一般的な企業、誘致企業というか、村に参入する企業以外の純粋なアパートですか。アパート建設、そういう部分については、今後少し検討が必要なのかなと村づくり推進課では、検討課題だなと考えているところではあります。

以上です。

2番（花井 茂君） 民間のアパートというと、やっぱり家賃の問題とか、そういう懸念もあるので、なかなか難しいのかなとは思いますけれども、ぜひそういったことも国に要望していただきたいなと思います。

次に、移住定住について、移住者が218人で、現在その218人のうち63人が、もう既に転出をしてしまっているという答弁なんですが、この転出の理由と転出について、村として総括をされているのか。総括されていれば、どのような状況でこういう結果に

なっているのかというのをお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 転出されました63名について、村として総括はということではあります、ちょっと総括等まではいってはおりませんが、それぞれご事情があつての転出ということになっております。

家計的な部分もありますし、また、仕事的な部分もあります。そういう中で、転出ということではあります。これについては、それぞれ個別に聞き取るというようなことは、あまりしていないということでご理解いただければと思います。

2番（花井 茂君） 例えはこの63人の転出者の中で、移住してくるに当たって、村の支援とかを受けている方もいるのかなと思いますけれども、それについては、どのような状況になっているのか。例えは、その支援を受けるに当たって、移住定住に当たっての支援を受ける要件というのがあるのかなと思いますけれども、その要件を満たしていなくて転出してしまったという方もいらっしゃるとちょっとお聞きしているので、そこはどう村として捉えていて、支援をした金額に対して、どのような対応を取っているのか、お聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住者に対しての国、県、村の支援という部分でそういうものがありまして、今議員からおただしがあったように、そういう補助制度を利用して移住されてきた方で、その要件を満たさないままにもう転出された方というのは、若干名いるところであります。

その方については、連絡は常に取つていて、補助金の返還ということになつてしまいますが、そういうことでお願いをしているところであります。

ただ、いろいろな事情があつて、転出してしまったということで、強制的に一括でというのはなかなか無理な場合、そういう部分には、分割による返還、そういう部分も丁寧に対応しながら、そういう返還を求めてきているところであります。

以上です。

2番（花井 茂君） 63名の方が転出してしまったということは、非常に残念なことなのかなと捉えています。

移住者、転入者を増やすこと自体は重要ではあるんですけども、それには、そのためには地域に溶け込み、長く住み続けてもらうための受け入れ体制というのも村として重要な施策になってくるのかなと思っています。地域との交流の仕組みを構築するとか、または、いろいろ移住ってきてからのフォローアップみたいなものも重要なになってくるのかなと思いますけれども、移住された方について、今までに村としてどのような対応をされているのか、お聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住されてきた方へのその後の対応ということです。

まず、移住されてくる方については、区長さん等に、こういった方が移住されますという連絡は、移住サポートセンターを通じて行つてきていますが、移住サポートセンターを介さないで直接移住された方、そういう方について、ちょっと把握できない部分もあって、なかなか全ての方を地区につなぐということは、できてはいらないというのも現状ではあります。できる限り、そういう村窓口になって、移住サ

ポートセンター等が窓口になって、移住されてくる方についてはつないで、地域に溶け込むような、そういう対策はこれからも続けてまいりたいと思っております。

また、移住サポートセンターで行っている交流事業があります。移住者、それから地域の方とをつなぐ交流会、昨年ですとパークゴルフなどを交流事業として行って、地域の方々とできるだけ交流を深める活動もしてきているところであります。

また、そういう部分も含め、移住して、その後に困っている方については、その後のフォローアップということで、再度移住サポートセンターに相談をいただいて、困っていることについて、そこをワンストップ窓口としまして、そこから各課に情報をつないで、解決策に取り組んできているところであります。

2番（花井 茂君） せっかく飯館村を選んでいただいて移住してきた方ですので、できれば長く住み続けていただきたいなと思いますので、ぜひ移住された方へのフォローアップなどについても、しっかりと施策展開していただきたいなと思います。

地域おこし協力隊についてなんですかとも、地域おこし協力隊は、最近物すごく増えているという印象です。一番びっくりするのは、企業雇用型の地域おこし協力隊が12名ということで、私としても、これは進めていければいいなと思っていたので、すごくありがたい展開になっているのかなと思います。一番は、この企業雇用型の12名の方が、これは多分地域おこし協力隊の要件にも入っていると思いますけれども、卒隊した後もしっかりとその地域に住み続けるということが重要になってくると思うので、そういうところ、まだ住み続けていただけることを目指していただきたいなと思います。

次に、村の産業経済の再生と今後についてなんですかとも、この水稻の大規模な集積については、営農再開プランの効果がうまく機能していて、順調にいっているのかなと印象として持っています。

今後飯館村として、以前のように、今でも飯館村というと、ああ、飯館牛だよねと言われることが多いというか、ほぼそんな感じになります。なので、村としてのブランドを持つということは、物すごく知名度も上げるし、今後の展開にも優位に働いていくのかなと思います。

今和牛もかなり頭数が増えているという答弁なんですかとも、飯館牛のブランド化というのは、ブランド化の定義というのは、どういうことになっているのか。現在は、同僚議員の一郎議員も牛を100頭ぐらい飼っているんですけども、それを飯館牛と言っていいのか、その定義をちょっと教えていただきたいと思います。

産業振興課長（松下貴雄君） 今の飯館牛という名前の定義ということなんですが、まずは飯館産、飯館村で生産された牛という形が、飯館牛という名前なのかなと思っております。以上です。

村長（杉岡 誠君） 少し補足をしますが、飯館牛といった場合、2種類、大きく分けてあるかと思います。

今課長が答弁したように、どこで生産されたかは別として、飯館村の中での飼養日数が、より飯館の中のほうが長いものについては、産地牛として飯館牛という名前は言えると

思います。飯館にいる牛だということで飯館牛と言えると思いますが、今おただしのブランドという意味での飯館牛というのは、震災前はブランド推進協議会、農協さんと振興公社と村と商工会も絡んでいたと思いますが、その中のブランドの認定というのがありましたので、屠畜した後に、A4、A5ランクの肉を飯館牛、その後、3レベルのものも入れたかなと思いますが、そういう形で認定機関を設けて飯館牛というブランドをやっておりました。

一般的にブランドというのは、飯館に牛がいるという意味でのブランドもあるかもしれません、やっぱり消費者の方が、これが飯館牛だよねと手に取っていただく、お金を投じて買っていただけるということがブランドだと思いますので、今ちょっとそこにまだ至っていないという状況です。

逆に言うと、後ほどご質問があるのかもしれません、シェフや料理人の方々が使っていただいているので、これは飯館牛だよという名前で言えるように仕組みをつくれないかということで、要は消費者の方が、震災前は精肉として買うしか方法がなかった。あるいはきこりに行って食べるとか、一部のステーキハウスもありましたが、村内でしたら、ちょっとうまく流通できなかつたものを、村外に持つていったときにもそれが飯館牛なんだよと言ってもらえるような仕組みをつくるために、今ファンをつくり、取り扱っていただけるシェフ、料理人を増やしてきたというが、実はこの数年の中の戦略で相当動いてきてますので、新しい震災前のブランド推進協議会の言う飯館牛というものは、まだなくなつてはいないと思いますが、新しい形での飯館牛ブランドの創生に向かって、新生、振興という言葉を使っていますが、そういうものを今検討しているところです。

2番（花井 茂君） 飯館村の今後の持続可能な運営をしていくに当たっても、村の特色であるものが重要になってくるのかなと思いますので、そういう村が誇れるようなブランドというのも必要になってくると思います。

次に、花卉農家についてなんですか、この花卉農家の現在生産されている方というのは、ほぼ6次化的なもので生産、6次化産業と言われる、生産から販売まで自分たちでやっているという方が多いのか、状況をちょっと教えてください。

村長（杉岡 誠君） 6次化というのは、花卉の場合は、ちょっと6次化という言葉が合うかどうか分かりませんが、生産加工販売、1次生産、2次加工、3次流通までを全部一緒にやっているものを6次化という言葉を福島県は言っていたりしますので、加工という意味では、なかなか花の方はいらっしゃらない。調理という形で出荷のための、見栄えをよくするためのものはありますが、販売はさすがに直接やっている方は少ないかなと思いますので、いわゆる1次生産者が多いと思います。

ただ、その取組として、ちょっと村の中は、大体2分されているか、3分されているかということですが、飯館の花生産出荷組合さんでやっている、自分たちで個選共販というんですか。個別に自分たちで花を選別、栽培してちゃんと梱包して、ただ、市場に出すときには、大体同じ市場に出したり、みんなで情報共有して出すというグルーピングと、農協さんのご指導の下、農協さんがこの花を作つてねということで、その花を農協

さんの経路で売っている方、あとは道の駅に出されている方とか、あるいは自分で別の、東京とか、個別のネット販売している方もコロナ禍の中でいましたので、そういう個別販売というんですか、3種類ぐらいの方がいると思います。

その中で多分一番多いのは、個選共販というんですか、市場に、自分で生産して、農協さんを経由しないで市場に直接配達する方が村の中では、今のところ一番多いかなと思いますが、ほぼほぼ同数で、農協さんのご指導の下、やっている方もいらっしゃる。一番少ないので、自分で道の駅だけに出しているとか、ネット通販だけをしているという方は、逆に言うと少ないかなと。販売金額としては大きいと思いますが、数、件数としては少ないかもしれないなと思います。

以上であります。

2番（花井 茂君） 花卉農家の方、昨日の同僚議員の一般質問でもあったかと思いますが、前回、農業生産者との懇談会というのがあったんですねけれども、その中で、なかなか大変だという声が大きかったです。一つの意見としては、人材が少ないということで、新規就農者が少ないというお話をありました。現在、移住者でもなくともいいんですが、新規就農者として登録されているというのか、どうなのか分からぬんですけども、現在、新規就農者というのは増えているのか、停滞しているのか、どうなのか、分かる範囲でお聞かせください。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほどの新規就農者の数ということなんですが、震災以降であります、少しずつではありますが、増えてきてはおります。

以上です。

2番（花井 茂君） 新規就農者というのは、新規就農者を今後村が、たしか村長も常々村のなりわいは農業だと言っていましたよね。言っているので、ここを伸ばしていくには、やはりこの新規就農者を増やしていくことが大切なかなと思っていて、小規模農家だったり新規参入の農家が自力で始めから取り組むというのは、なかなか難しいかなと思っています。

そこで、農地と住宅と支援の資本金、そういうのをパッケージで新規就農者募集ということは、一つの手段なのかなと思いますけれども、村の考え方をお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 昨日のご答弁の中で申し上げたんですが、住宅に関しては、移住支援センターがあつたり空き家空き地サポートセンターがあります。村の建設管理での住宅というのがありますので、やはりそちらで面倒を見させていただいているなと思います。

ただ、農地とか、農業系の機械関係は、農業委員会や農政の担当なので、そこはある程度一体になっているかなと思います。

あとは制度上、認定新規就農者ということで、青年等就農計画ですか、を作成したりするのも、いきなり農業をやったことがない人が作るは難しいので、これは県のご指導もいただきながら、農政でかなりフォローを入れながら作成をする。県も認める認定農業者、認定新規就農者というのをつくってきたりしていますし、今は新しい形で雇用される側の農業者というのが、もうカウントした上で新規就農といえば、増えているという状況になります。今後は、どちらかというと雇用型というか、あるいは勉強しながら既

にそういう花卉農家さん、畜産農家さん、水稻農家さん、規模が大きくなったり、手が回らないという状況があります。そういうところで修行をしながら、ちゃんと賃金をもらいながらできるような状況でということで、それも実は地域おこし協力隊の企業雇用型のシステムの一つにカウントしていますので、それをご利用いただいて入れていただくと非常にいいなと。

農水省の推奨とは別に、次世代云々という別の農水系の事業はお持ちではあるんですが、村としては、地域おこし協力隊の制度を使ったほうが、村との関係がかなり密接になりますので、いいんじゃないかなということは想定しているところあります。

以上であります。

2番（花井 茂君） そうですね。だから、新規就農者を募集したときに、やはり経済的に生産性が上がらないと、なかなか持続していかないのかなと思いますけれども、稼げる仕組みとか、売れる仕組みというのを構築するための指導というのは、それというのは、村で指導するものなんですか。例えばそれはJAさんとか、民間とか、どこまで村が関与して、売れる仕組み、稼げる仕組み、今現在は、販売のそういう仕組みみたいなものを村として指導できるという状況になっているのか、お聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 実は震災前も村の農政で直接農業指導という形でやっているというのは、あまりないかなと思います。もともと農業経験者が職員で多かったものですから、そういう意味では、同じ知識レベル、経験レベルの中で話はできたでしょうけれども、指導となると、これはやはり県の普及員の方にお願いをしたり、いろいろな、例えば花卉であれば長野に研修に行ったり、様々新規作物として導入した、例えば銀杏とか、ブルーベリーとかなんかも、梅なんかもそうですが、行者ニンニクもそうですが、そういうものは、ほかの先進地に研修に行って学んできて、そして農協さんとかと肥料とか、やり方をいろいろと情報交換をしながらやってきた。村は、例えば3年間に限定して協議会をつくってもらって、そこを補助するというのを震災前はやってきました。

今現在は、実は震災前の村の状況と大きく違うのは、非常に高技術というか、長年農業を家族でやってきた方々が多い中で、そういう取組が震災前はできた。今は、そういう方々がほとんど9割方もう農業に携わらなくて、ある意味、震災前の思いを持って営農を再開した人もいるけれども、おっしゃるとおり、新規で入ってきている方もいる。そうすると新規の方たちに教える人が周りにいないという状況があるものですから、ここに対してどうするかというと、やはり農協さんとか、県にお願いをしているんですが、いかんせん、そういう本当の真っさら新しく来る人の支援というのは、指導というのは、なかなかうまくいっていないなというのは、私は実感としては思っています。

なので、先ほど言ったように、今既に営農再開された方、就農されている方のところに修行のような形で地域おこし協力隊として入っていって、そこで勉強するという仕組みを村としてつくっていかないと、ちょっと外部の方にお願いするばかりだと、かなり厳しいなとはちょっと思っているところあります。

以上であります。

2番（花井 茂君） 今後新規就農者にたくさん来ていただいて、村の農産業を活性化させて

いただきたいなというのが、お願いなんですけれども、いかんせん、なかなかその農業で収益性を上げるというのが厳しいという状況なのかなと思います。最近は、米の価格も上がってきたので、また光が見えてきているのかなと思っています。

先ほど大規模農家をやるに当たって、水を使わないで水稻をやるというのが、何か小泉農水大臣が、その支援金も来年度から検討しているということなんですけれども、村として、そういうものにもどんどん取り組んでいっていただきたいなと思います。

続いて、再生可能エネルギーについては、同僚議員が、前日いろいろ質問させていただいたので、再生可能エネルギーについては、村民にとって価値となるような仕組みを構築することが重要なのかなと思っていて、村民の理解と合意形成をしっかり取っていたい、電力の供給というだけではなくて、変な言い方ですが、村の一つの使命として生かしていくべきなのかなと思いますので、今後の展開に期待しています。

次に、今後の国への提案について再質問させていただきます。

国へのこれから要望活動については、単体でやるよりも、やはり被災自治体が一緒になって要望活動するというものが効果的なのかなと思いますけれども、とはいえ、その自治体自治体でいろいろと現状の状況とかも違うと思います。村長が、今ここに上がっているそういう協議会等に入られている中で、その自治体の思惑は、一緒になっているのかどうか、なかなかそこは難しい状況なのか、お聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 思惑というちょっと言葉が、どの辺を指していらっしゃるかというのは、（「思惑というのは、意図という意味なので」という声あり） 分かりました。

思惑についても2つあるかと思いますが、今おただしの意図という意味であれば、行政としての意図の部分なので、行政としての方向性がしっかりその同じ方向性で要請できているかというのは、実は事前に要請書、要望書なりをかなりチェックをしますので、その段階で相当やり取りをしております。

ですから、誰かが作った文章で、何かただ集まって要望に行くのではなくて、それぞれの思っている要請を取りまとめて成文化したものを、かなり実はちょっとぎゅっとチェックをする中での修正をした上で持っていくというのがあります。

もう一つは、首長同士の思惑という部分がありますが、これは私、相当積極的にやらせていただきながら、やはりそれぞれ違うものはありながらも、ここはこうだよね、これはこうだよねということを、実は首長同士で相当情報交換をさせていただいておりますので、責任を持つ首長同士の共有感というものもあるという安心感の中で、事務もそれができる。あけすけに全いろいろなことを言っている話ではないかと思いますが、やはり村はこういう課題もあるので、こういう要望を入れてほしいとか、こういうところをもうちょっとこういう表現ができませんかとかということが、今やれていますので、そんな形で共有しているとお見込みいただければありがたいと思います。

2番（花井 茂君） 思惑という言葉を使うかどうか迷って、先ほどちょっとググって見たら、意図という意味もあるということで、使わせていただきました。申し訳ありません。

そうですね。制度的、財政的な支援の後押しを強くしていくには、やっぱり広域的な連携の取組の要望活動というのが、効果も上げていくのかなと思いますので、ぜひそういう

ったところを進めていっていただきたいなと思います。

今後の村の10年後の未来予想図としては、これから第7次総合振興計画が策定されるんだろうと思いますけれども、その中には、実行可能な、机上の空論にならないようなものをしっかりと取り入れてやっていただきたいなと思います。

これまでの復興の歩みは、本村にとっての復興の歩みは、国や県からの支援があり、村としては、村民一人一人と力を合わせて築き上げてきたものなんだろうと思います。

しかし、これから10年というのは、外からの支援に頼るばかりではなくて、内なる力が試される時期になってくるのかなと考えています。国や県の支援を受けなくては、なかなか難しい状況なので、国・県の支援も受けつつも、村独自としての力、魅力を構築していくことが必要なんだろうなと思います。それには、村長、副村長はじめ執行部の皆さんのがんばりをしっかりと担っていただきたいなと思います。

私も来月の9月で任期満了なので、任期内の一般質問は、今日が最後になります。ここで御礼の言葉を言いたいんですけども、議員必携には、質問、一般質問に当たってありがとうございますと言ってはいけないと明記されているので、今まで一言も言わないで何かぶつかりあらうにかえって言っていたんです。今日は任期最後の一般質問ということで、御礼の言葉を述べさせていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。4年間ありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣言

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時03分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月27日

飯 館 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

同 会議録署名議員 渡 邊 計

令和 7 年 9 月 5 日

令和 7 年 第 6 回 飯館村議会定例会会議録（第 4 号）

令和7年第6回飯館村議会定例会会議録（第4号）							
招集年月日	令和7年9月5日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場 議会議場						
開閉会の日	開議	令和7年9月5日 午前10時00分					
時及び宣告	閉会	令和7年9月5日 午前10時51分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 10名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	飯畠秀夫	○	2	花井茂	○	
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○	
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○	
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○	
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○	
署名議員	7番 菅野新一	8番 佐藤八郎					
職務出席者	事務局長 志賀春美	書記 糸田文也		書記 藤井慎悟			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
○出席 △欠席	村長	杉岡誠	○	副村長	中川喜昭	○	
	総務課長	村山宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤正幸	○	
	住民課長兼 会計管理者	荒真一郎	○	健康福祉課長	今野智和	○	
	産業振興課長	松下貴雄	○	建設課長	高橋栄二	○	
	教育長	高橋澄子	○	教育課長	三瓶真	○	
	生涯学習課長	山田敬行	○	農業委員会 事務局長	松下貴雄	○	
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	農業委員会 会長	原田直志	○	
	代表監査委員	松田敏行	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和7年9月5日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発委第 6 号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会報告について
- 日程第 3 報告第 2 号 放棄した債権の報告について
- 日程第 4 議案第 57 号 令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 58 号 令和7年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 59 号 令和7年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 60 号 令和6年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 61 号 令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 62 号 令和6年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 63 号 令和6年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 64 号 令和6年度飯舘村簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第 12 議案第 65 号 令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第 13 議案第 66 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 67 号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 68 号 飯舘村農林漁業体験実習館設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 69 号 特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 70 号 飯舘村広域的減容化施設影響緩和基金条例を廃止する条例
- 日程第 18 議案第 71 号 飯舘村議会議員及び飯舘村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 72 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 20 承認第 1 号 専決処分の承認について
- 日程第 21 承認第 2 号 専決処分の承認について
- 日程第 22 閉会中の継続調査の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりあります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本日、発委第6号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会報告書が、特別委員会委員長より提出されております。

次に、決算審査特別委員会が8月29日から9月3日まで、令和6年度決算認定審査のため開催され、結果については、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、9月3日に議会運営委員会が本日の議事日程等、議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりあります。

次に、産業厚生常任委員会から、所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 菅野新一君、8番 佐藤八郎君を指名します。

### ◎日程第2、発委第6号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会報告について

議長（高橋孝雄君） 日程第2、発委第6号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会報告についての件を議題とします。

委員長の説明を求めます。

原発災害対策特別委員会委員長（佐藤健太君） 当委員会に付託された調査事件は、平成23年3月11日発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故により、政府災害対策本部による計画的避難区域指定により、全村避難を余儀なくされた村民の一刻も早い帰村と復興に向けた取組等の調査のため、平成23年7月27日に設置された委員会であります。

平成29年3月31日に帰還困難区域の長泥行政区を除き、避難指示解除がなされました。さらに、令和5年5月1日に長泥地区の特定復興再生拠点区域及び区域外の一部の公園用地について、避難指示が解除されました。令和7年5月には、長泥で事故後初の出荷に向けた田植が行われ、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力事故災害も新たなス

テージを迎えていました。

全ての課題が解決したわけではありませんが、一定程度復興の進展は見られたものと確認するものであります。

なお、現在の課題としては、次の8項目が残されているものと総括いたしました。

①森林除染、②村民の生活保障、③損害賠償による生活保障、④河川、ダム、ため池の除染、⑤村民の健康補償、⑥福島原子力発電所の早期廃炉、⑦農産物の風評被害対策と補償、⑧賠償から生活支援への制度化。

この後の原子力事故災害に関する事件は、全員協議会に委ねることといたしました。

以上、このたびの原子力事故災害に当たり、多くの方々からの支援等をいただいていることに対し、深く敬意と感謝を表し、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告といたします。

以上です。

議長（高橋孝雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから、発委第6号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会報告についての件を採決します。

お諮りします。本案は報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり可決されました。

◎日程第3、報告第2号 放棄した債権の報告について

議長（高橋孝雄君） 日程第3、報告2号放棄した債権の報告についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） 今回債権放棄したことについて、債務者の方には、どのような形で通知等を行ったのか、確認いたします。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 放棄した債権の債務者に報告通知ということではありますが、村から通知等は行いません。時効が成立、あるいは今回の放棄が成立したことで、議会の報告をもって終了ということで取り扱わせていただきます。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これで報告第2号放棄した債権の報告についての報告を終わります。

◎日程第4、議案第57号 令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）

議長（高橋孝雄君） 日程第4、議案第57号令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） では、補正予算について質問いたします。

20ページ、21ページの農林水産業費について、何点か質問いたします。

まず1点目が、震災時の稻わらが見つかって、その処分のために補助金を支払う。全額国からのお金という形でのご説明がございました。まず稻わらが見つかった経過と、ほかに飯館村内にそのような稻わら等があるのかどうか、確認等を行う予定があるのか確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほど、稻わらの見つかった経過ということでございますが、この見つかった場所につきましては、関根松塚行政区のところになりまして、震災前からほぼほぼ使っていない倉庫がありました。その場所が山林の奥にあって、ちょっと人目にもつかなかつた場所にあったということで、除染の部分のときにこの廃棄もできたんですが、その辺が地権者というか、所有者の方もちょっと見落としがあった形での経過という形になつてございます。

今後村内において、調査等があるのかという部分でございますが、今のところ村にはそういうお話を来ておりませんので、調査する予定は、今のところございません。

3番（横山秀人君） このような案件があつたということなので、お知らせ版等で一度村民の方に、当時の稻わら等があるかどうか、あれば連絡くださいという形で行つたほうが、より安心かなと思いますので、これは提案という形で終わらせていただきます。

続きまして、宿泊体験館きこり通路防水改修工事について伺います。

このきこりの通路については、いつ設置し、そのときの金額、そしてどなたが、誰が設計されたのか、業者なのかについて確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今手元に資料がないので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

6番（渡邊 計君） 21ページ、ただいま横山議員からもありましたが、稻わらが見つかったということで、どのような処理方法を行つたのかお伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今回見つかった稻わらの数量でございますが、全部で約24トンの稻わらが見つかった形になっております。

処理方法につきましては、南相馬にあります焼却施設で処理をする計画になつてございます。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

8番（佐藤八郎君） 17ページに戻ります。需用費で電気料ということで、旧草野小分ということであったんですけども、全体的にそこの部分だけだったんでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前10時12分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時12分）

総務課長（村山宏行君） 電気料の部分ということではあります、基本的には草野小学校に入った事業者がほとんどということで認識しております。

ただ、ほかの分がゼロかというわけではありませんので、大部分が、新しい企業の入った分ですということです。

それから、先ほど横山議員からご質問があった件ではあります、健康増進交流施設、いわゆる大浴場イオラを建設、その通路の部分でございます。

建設年は平成17年、建設費でありますけれども、これはイオラ全体でありますので、その通路部分だけというのを特出してというのはできませんので、平成17年度に行った事業ということです。どうしても本体と、それから、別の棟で接続しているものですから、その部分でこの部分について、ひずみが生じたのかなと考えております。

8番（佐藤八郎君） 続きまして、19ページの原子力施設地域振興事業補助金の返還金がありますけれども、蕨平の減容化の分。全部終わったので、残額返還ということなのか、どの部分での残額となったのか、お知らせ願います。

産業振興課長（松下貴雄君） 広域的減容化施設影響緩和基金の部分でございますが、一応目的を達成したということで、今回残りました残金分について、県にお返しする形になります。

8番（佐藤八郎君） 事業が全部終了したので、残っていた分を返したというだけの話。

では、21ページの深谷地区産業団地整備アスベスト調査業務で、説明で、体育館を残す最初の話が、体育館を壊すになったものですから、調査をどうされて、どのぐらいの危険性から壊す要因になったのか、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 深谷地区産業団地整備アスベスト調査業務であります。

これは旧飯館校の体育館ということです。体育館については、当初耐震構造もしっかりしているので使えるということで、もったいない施設でありますので、できれば使っていきたいということで計画していたところであります。

そういう中で、なかなか体育館として使うためには、行政として整備するのが困難であるということで、いずれ産業団地が完成した際に、そこで体育館を使って活動できるような企業さん、そういう部分を探していたところであります。

当初はそういう見込みが少し立っている部分があったので、残そうということでおきましたが、再度確認をしたところ、そこを使う企業さんが、ちょっとなくなってしまったことで、であれば、一体的に整備をする必要があるだろうということで、今回解体という方向に踏み切ったところでございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 建物について、アスベストがかなりあるということではなくて、あの体育館を使用するような見込みが立たないということ、どちらなんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 体育館を使わないことで方向を決めましたので、その際、そうすると解体ということになります。解体をする際には、今は現地確認を、基準法で全ての建物について、アスベストのあるなしにかかわらず調査をしなければならないことになっておりますので、今回解体をするに当たってのアスベスト調査が必要になったという

ことであります。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、当初は調査、今回は壊すことを決めたから調査業務を出したんでしょうから、当初は使うだろうということで来たんですが、企業はまだ決まっているわけでも何でもないけれども、使わないと今村としては考えたということです。全体の産業団地の造成の中で、何かやっぱりそこは一緒の形に造成したほうがいいとなったのか、そういう体育館を活用するようなところがどうしても見つからないから、こう決定されたのか、どちらか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 当初体育館は、先ほど申し上げましたように耐震構造もしっかりしているということでありました。企業さんに、そこに誘致をしたいと、村でも企業さんがありましたので、そこにその企業さんにちょっと相談をしている中で、そういう使は見込みが少しあることも当初お話があつたところであります。

ただ、今現在になって、やはりそこを使う見込みは、ちょっと立たないお話もいただきましたので、今回解体という方向に踏み切ったということです。

それをそのまま残しますと、村としてはちょっと手をつけられない結果になってしまいますので、今回解体ということにいたしましたが、ただ、地形も今の状況ですと、校舎、それから体育館、そのまま造成工事に進みますと、4メートルほどのほぼ垂直の擁壁が200メートル続く形で残ってしまいますので、そういうことを残すのではなくて一体的に整地して活用したほうが、今後の企業誘致には有利になることも踏まえて、今回解体に踏み切ったということであります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

1番（飯畠秀夫君） 私から何点か質問します。

14ページ、15ページの20款雑入についてお聞きします。

15ページの行政財産電気等使用料についてお聞きいたします。

草野小学校の電気料が増えたためと説明は受けていますけれども、今草野小学校を利用している会社等は、何件あるのか、お伺いします。

総務課長（村山宏行君） 今現在草野小学校利用は、振興公社と、それからもう一社、民間の事業所が1社ということで、2社ということになります。

1番（飯畠秀夫君） 2社ということで、1,800万円のこの内訳が分かれば教えてもらいたいんですが。

総務課長（村山宏行君） 今回の補正で増額でございますので、この増える分につきましては、いわゆる民間の事業所でございます。公社ではございません。

1番（飯畠秀夫君） 分かりました。民間の業者の電気代だということで。

続きまして、21ページの工事請負費、宿泊体験館きこりの電気工事と、下の備品購入費、説明を受けたのは、きこりの備品ということで真空包装機かな。きこりは、食事提供するということで、いろんな備品等を購入しております。秋にオープンというか、提供できる予定だとはお聞きしていますが、今現在、食事提供がもういついつからできるとかが分かっているのであれば、お聞きしたいんですが。

産業振興課長（松下貴雄君） きこりの料理提供の時期ということでございますが、6月補正のときに取らせていただきました備品関係が、まだ全部そろっているわけでもありません。なおかつ保健所の許可も取らなければいけないということもありまして、まずは備品等をそろえまして、それで保健所の検査を受けてからの再開という形になっておりますので、もうしばらくちょっと時間をいただくような形になるのかなと思っております。

1番（飯畠秀夫君） 今の答弁だと、全部そろってからということで、まだ保健所には、申請していないということなんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 事前協議という形で、事前に今全部そろってはいないですが、協議をしながら今進めているような状況でございます。

1番（飯畠秀夫君） 早くというか、一応そろったら保健所に早くお願いして、食事提供して、宿泊した人、また、いろんな会合等で何かみんなで宴会とかがあれば、利用できるようにして、きこりの売上げが早く上がるようにお願いをしまして、私の質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

3番（横山秀人君） 先ほどきこりの通路の防水改修工事の回答を受けまして、関連の質問になります。

震災前にあった施設ということで、震災に前あった施設は、基本的には東電から建物の賠償金が入って、そしてそれが公共施設等整備基金繰り入れられて、そして何か施設の補修等がある場合は、そこから繰り出して、その修繕に当たるという認識でいるんですけども、今回役場の修繕に関しては、基金を繰り入れてやっています。ただ、きこりの通路に関しては、一般財源からお金を利用されているんですが、この線引きというのは、どのような形で村は方針を持っているのか、お伺いします。

総務課長（村山宏行君） 村財政では、基本的に500万円程度。それ以上でというふうなことは考えておりました。

ただ、ご意見であれば、基本的には、そういった、いわゆる使用できなかつたことに伴う、いわゆる機能の損傷、それはいわゆる財物賠償で行うべきではないかという部分でございますので、今後検討させていただきます。

議長（高橋孝雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第58号 令和7年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（高橋孝雄君） 日程第5、議案第58号令和7年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第

2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第59号 令和7年度飯館村簡易水道事業会計補正予算(第2号)

議長(高橋孝雄君) 日程第6、議案第59号令和7年度飯館村簡易水道事業会計補正予算(第

2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第60号 令和6年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8、議案第61号 令和6年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第9、議案第62号 令和6年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第10、議案第63号 令和6年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第11、議案第64号 令和6年度飯館村簡易水道事業会計決算認定について

◎日程第12、議案第65号 令和6年度飯館村農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について

議長(高橋孝雄君) 特別委員会に付託しておきました日程第7、議案第60号令和6年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第61号令和6年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第62号令和6年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第63号令和6年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第64号令和6年度飯館村簡易

水道事業会計決算認定について、日程第12、議案第65号令和6年度飯館村農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について、以上6議案について、一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（佐藤眞弘君）　ただいま議題となりました議案第60号から議案第65号の令和6年度一般会計決算認定、各特別会計決算認定審査及び企業会計決算認定を、8月29日から9月3日の3日間にわたり、8人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私佐藤眞弘、副委員長に佐藤健太委員が選出され、慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告します。

本特別委員会の審査の経過ですが、8月29日は各課長等から担当する事務事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月2日から3日には決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、監査委員の決算審査意見書等を基に、村長等に対し総括質疑を行いました。

質疑においては、各事業における成果及び事業の効果などを確認、さらに今後の課題と方針などをただしました。

その主なものは、村の情報発信や交流事業、農業を中心としたなりわい再生、不用額、未執行額などについてであります。

このほかにも多くの事業に係る意見・指摘がなされましたので、本決算の審議を踏まえて、来年度予算、事業展開に反映いただきたいものと思います。

以上を踏まえた結果、議案第60号令和6年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第61号令和6年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号令和6年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号令和6年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号令和6年度飯館村簡易水道事業会計決算認定について、議案第65号令和6年度飯館村農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について、以上の6議案については、令和6年度からの繰越事業を含め、全会計で歳出総額148億円を超える決算であり、事業も多岐にわたる中でおおむね目的に沿って執行されており、適切であると認め、全ての議案について認定すべきものと決定したので報告します。

以上で決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（高橋孝雄君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから、議案第60号から議案第65号までの各議案に対する討論を行います。

8番（佐藤八郎君）　令和6年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場の発言、提案をいたします。

去る8月29日に決算書の内容説明をいただき、9月2日、3日に各委員より、約105点について、資料提出、質問、提案された決算委員会となりました。村民のために使われた136億4,184万5,089円の収入、125億5,086万4,484の支出、残額10億9,098万605円の村長より

の提出を受けての審査をいたしました。

飯館村は、原発事故の被災地として15年目であり、避難解除されてから9年となります。長泥地区は、解除されたばかりの実態であります。ある村民の方が、戦争は、兵隊となる人だけが、ふるさと、家を出て行きましたが、原発事故は、家族全員が財産全てを置いたままふるさとを出るので、戦争よりも悲しく、ひどいものだと発言しておられたことを今も初心に返って思い出すところであります。私もまさにそのとおりだと思います。解除されるまでの6年間における飯館村の村管理のインフラも自然界も大きく放置され、荒廃したのであります。

先ほど東京電力事故災害復興対策特別委員会報告もありましたが、村全体の現状を見ると、多くの関係者、役場職員はじめ、努力と予算をつぎ込んでの復興は、前進はしておりますけれども、再生と新たな村づくりの道は、まだまだ道半ばであります。原発事故の前の道路、自然界をきちんと見直して、今に至っても管理不十分で危険場所、整備にも前進しない実態があります。

一方で、加害者の国は、何を根拠にしてか税や医療費までも事故前のように、村民への負担押しつけをしようとしています。被害を受けた村、村民生活にとって、安全安心な生活、我々としての所得、自然界と共に生きる暮らしは、取り戻されていないし、見通しとしても見えない、分からぬのであります。

委員から、105点以上の質問が、提案がされたものを含め、今後この実現と村民が主人公の行政執行を求めて、発言を終わるものであります。

議長（高橋孝雄君） これから、議案第60号令和6年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前10時39分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時39分）

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立多数です。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第61号令和6年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第62号令和6年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第63号令和6年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第64号令和6年度飯館村簡易水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第65号令和6年度飯館村農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

◎日程第13、議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第13、議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第67号 飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第14、議案第67号飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第68号 飯館村農林漁業体験実習館設置条例等の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第15、議案第68号飯館村農林漁業体験実習館設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第69号 特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第16、議案第69号特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第70号 飯館村広域的減容化施設影響緩和基金条例を廃止する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第17、議案第70号飯館村広域的減容化施設影響緩和基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第71号 飯館村議会議員及び飯館村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第18、議案第71号飯館村議会議員及び飯館村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第72号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第19、議案第72号福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、承認第1号 専決処分の承認について

議長（高橋孝雄君） 日程第20、承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第21、承認第2号 専決処分の承認について

議長（高橋孝雄君） 日程第21、承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第22、閉会中の継続調査の件

議長（高橋孝雄君） 日程第22、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第6回飯館村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時51分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月5日

飯 館 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎